



栃木県公報

平成29年
3月31日(金)
号外
第19号

目 次

監査委員

- 包括外部監査の結果に関する報告の公表 1

監査委員

栃木県監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、鎌形俊之包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

平成29年3月31日

栃木県監査委員	五十嵐	清
同	山形	治
同	金井	弘
同	石崎	均

平成 28 年度

包括外部監査報告書

子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業に係る
財務事務の執行について

栃木県包括外部監査人

鎌形 俊之

目次

I.	外部監査の概要	4
1.	外部監査の種類	4
2.	選定した特定の事件	4
3.	事件を選定した理由	4
4.	監査の範囲	5
5.	実施した監査の方法	5
6.	補助者の選任	5
7.	外部監査の実施時期	5
8.	利害関係	5
II.	栃木県の状況及び実施事業	6
1.	栃木県の現状	6
2.	高齢化の推移と将来推計	10
3.	県の子育て支援事業	12
4.	県の高齢者支援事業	18
5.	県の健康増進事業	22
III.	外部監査の対象事業	24
1.	環境づくり	24
2.	施設整備	25
3.	施設運営	26
4.	自立支援	27
5.	医療	28
IV.	環境づくり	30
1.	現状と課題	30
2.	関連事業の基本方針と計画	31
3.	県が実施する関連事業	32
4.	市町が実施する主な関連事業	33

5.	関連事業の概略.....	34
6.	監査の結果	44
V.	施設整備	53
1.	現状と課題	53
2.	関連事業の基本方針と計画.....	54
3.	県が実施する関連事業.....	55
4.	市町が実施する主な関連事業.....	55
5.	関連事業の概略.....	56
6.	監査の結果	61
VI.	施設運営	70
1.	現状と課題	70
2.	関連事業の基本方針と計画.....	71
3.	県が実施する関連事業.....	72
4.	市町が実施する主な関連事業.....	72
5.	関連事業の概略.....	73
6.	監査の結果	81
VII.	自立支援	91
1.	現状と課題	91
2.	関連事業の基本方針と計画.....	92
3.	県が実施する関連事業.....	93
4.	市町が実施する主な関連事業.....	93
5.	関連事業の概略.....	94
6.	監査の結果	102
VIII.	医療	114
1.	現状と課題	114
2.	関連事業の基本方針と計画.....	115
3.	県が実施する関連事業.....	117
4.	市町が実施する主な関連事業.....	117

5.	関連事業の概略.....	119
6.	監査の結果.....	135
IX.	社会福祉法人	143
1.	社会福祉法人栃木県社会福祉協議会	143
2.	社会福祉法人とちぎ健康福祉協会.....	151
3.	社会福祉法人に対する指導監査	167

(本報告書における記載内容の注意事項)

・ 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業に係る財務事務の執行について

(2) 外部監査対象期間

平成 27 年度（自平成 27 年 4 月 1 日 至平成 28 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて他の年度についても監査対象とした。

3. 事件を選定した理由

厚生労働省が公表した人口動態統計によれば、平成 27 年の合計特殊出生率は 1.46 であり、平成 17 年の 1.26 を底に緩やかな回復傾向にある。しかしながらその水準は依然として低く、人口を維持できる水準には程遠く今後も人口減少が続く見通しである。また、総務省の公表した人口推計によれば、平成 27 年 12 月現在、我が国の総人口に占める高齢者（65 歳以上）の割合は 26.8% に上昇しており確実に高齢化率が高まっている。

少子高齢化の進行により、高齢者福祉等のための社会保障費が増大する一方で、労働者人口の減少による経済の停滞とこれに伴う歳入の減少が見込まれることから財政の逼迫が危惧されている。

栃木県においては、平成 8 年に「すくすく子育ち子育てプラン」を策定して以降子育て支援施策を進めており、平成 27 年 4 月より「子ども・子育て関連 3 法」が本格施行され、平成 27 年度より「とちぎ子ども・子育て支援プラン」（平成 27 年度～31 年度）を策定している。

また、栃木県では従前より高齢者支援施策に取り組んでいるところであるが、団塊の世代の全てが 75 歳以上になる平成 37 年を見据え、平成 27 年度から栃木県や市町が目指すべき高齢者支援施策の方向性を示す「栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21 『六期計画』」（平成 27 年度～29 年度）を策定している。

少子高齢化・人口減少社会を迎える中、子育て支援施策及び高齢者支援施策は栃木県の行政運営において極めて重要なテーマとなっている。栃木県の厳しい財政状態や多様化する県民のニーズを踏まえて、これらの施策及び関連事業の準拠性、有効性及び費用対効果からみた効率性等について、包括外部監査人の立場から検討することは有意義と考えられることから包括外部監査のテーマとして選定した。

4. 監査の範囲

監査の対象とした部局

保健福祉部 保健福祉課、医療政策課、高齢対策課、健康増進課、こども政

策課、国保医療課

各健康福祉センター

各児童相談所

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会

5. 実施した監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業の財務に関する事務は、法令、条例、及び規則等に則り適切に執行されているか。
- ② 子育て支援関連事業及び高齢者支援関連事業は、経済的、効率的、有効的であるか。

(2) 実施した監査手続

- ① 関係法令、条文、規則等の根拠規定を確認し、担当者への質問、関係書類・帳票類の閲覧、突合等を実施した。
- ② その他包括外部監査人が準拠性監査及び業務監査に必要と認めた監査手続を実施した。

6. 補助者の選任

組織的な監査を実施するため、補助者として、公認会計士 森 正人、同 佐藤 健二、同 小林 裕史、同 鈴木 公泉を選任した。

7. 外部監査の実施時期

平成 28 年 6 月 1 日より平成 28 年 12 月 16 日まで監査を実施し、平成 29 年 1 月 13 日に最終的な意見をまとめたものである。

8. 利害関係

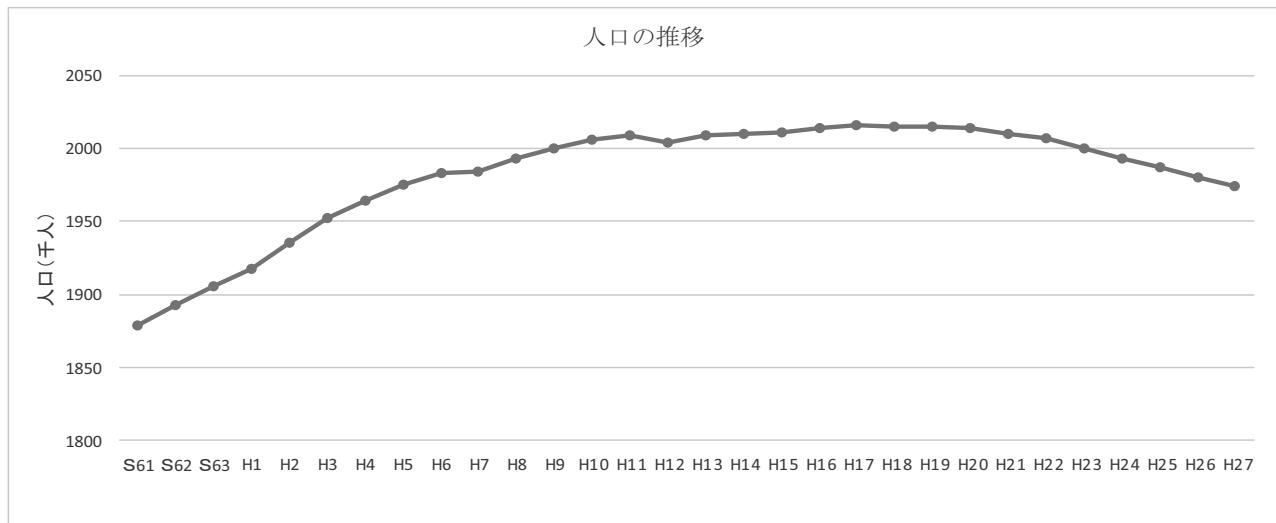
包括外部監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 栃木県の状況及び実施事業

1. 栃木県の現状

(1) 人口

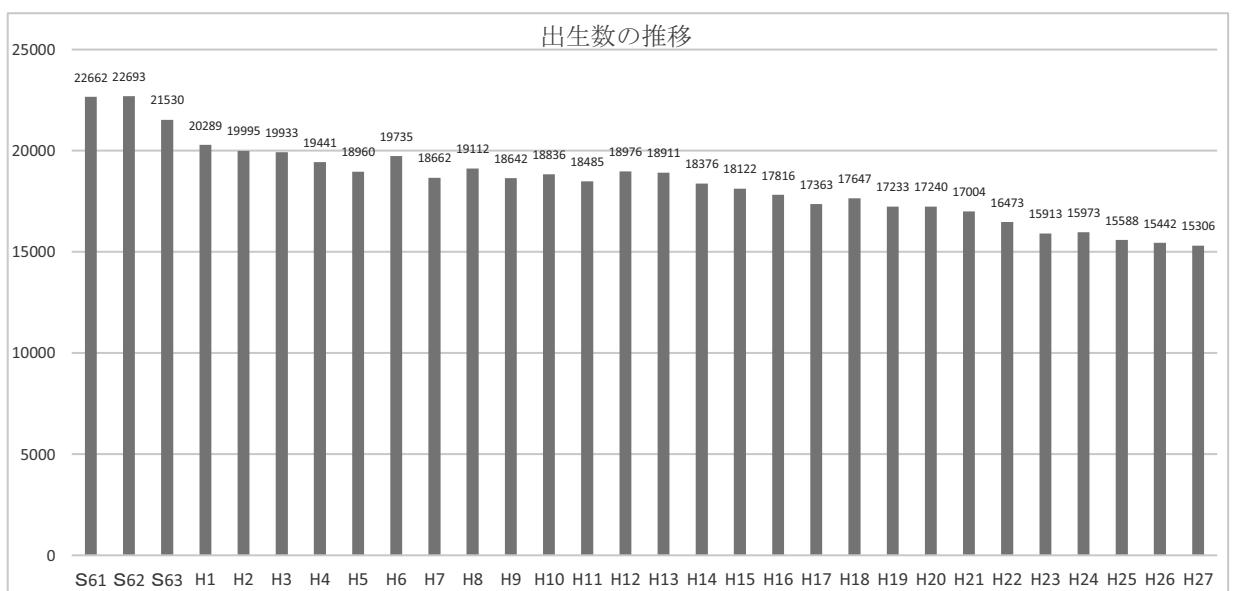
栃木県の過去 30 年の人口の推移は下記のとおりである。



本県の人口は、昭和 42 年以降増加を続け、平成 9 年に 200 万人を超えた。平成 17 年 12 月に 201 万 7 千人に達してピークを迎え、その後減少に転じ平成 23 年 11 月から 200 万人割れとなっている。

(2) 出生数

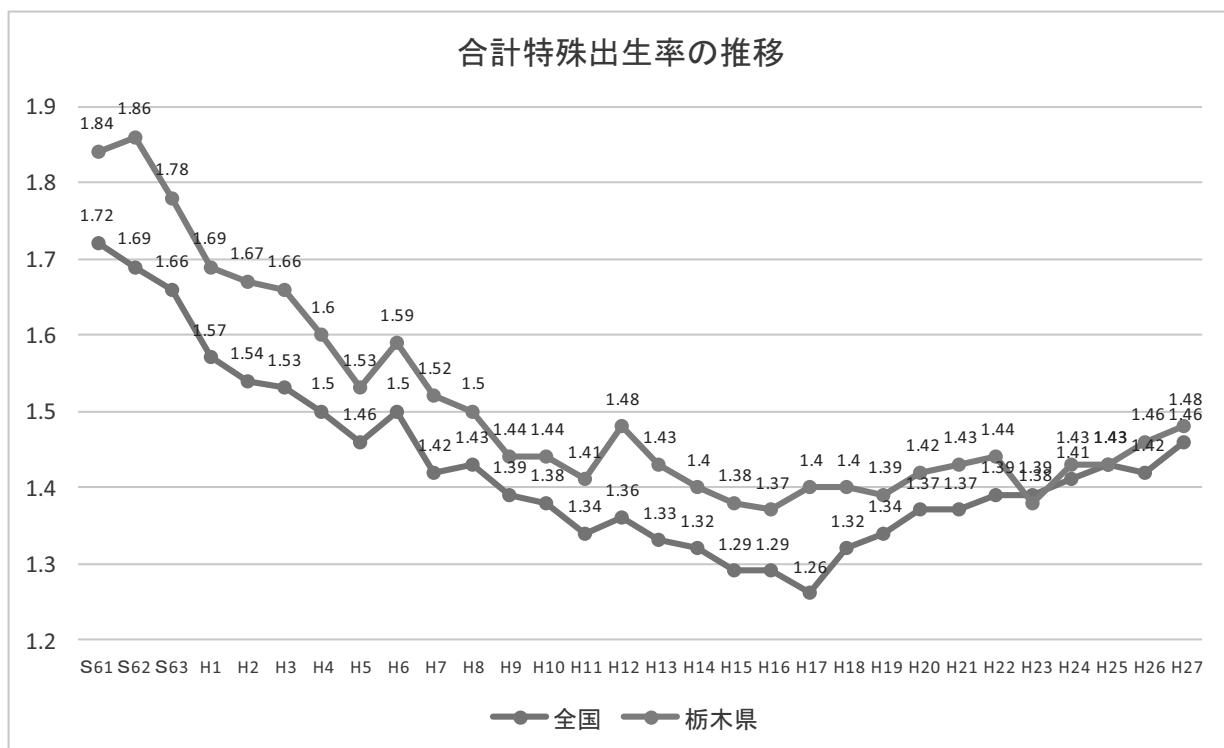
栃木県の過去 30 年の出生数の推移は下記のとおりである。



本県の年間の出生数は、昭和 48 年をピークとして減少を続け、平成 2 年に 2 万人を割り込み、それ以降は増加と減少を繰り返しながら緩やかな減少傾向となっている。

(3) 合計特殊出生率

栃木県及び全国の過去 30 年の合計特殊出生率の推移は下記のとおりである。

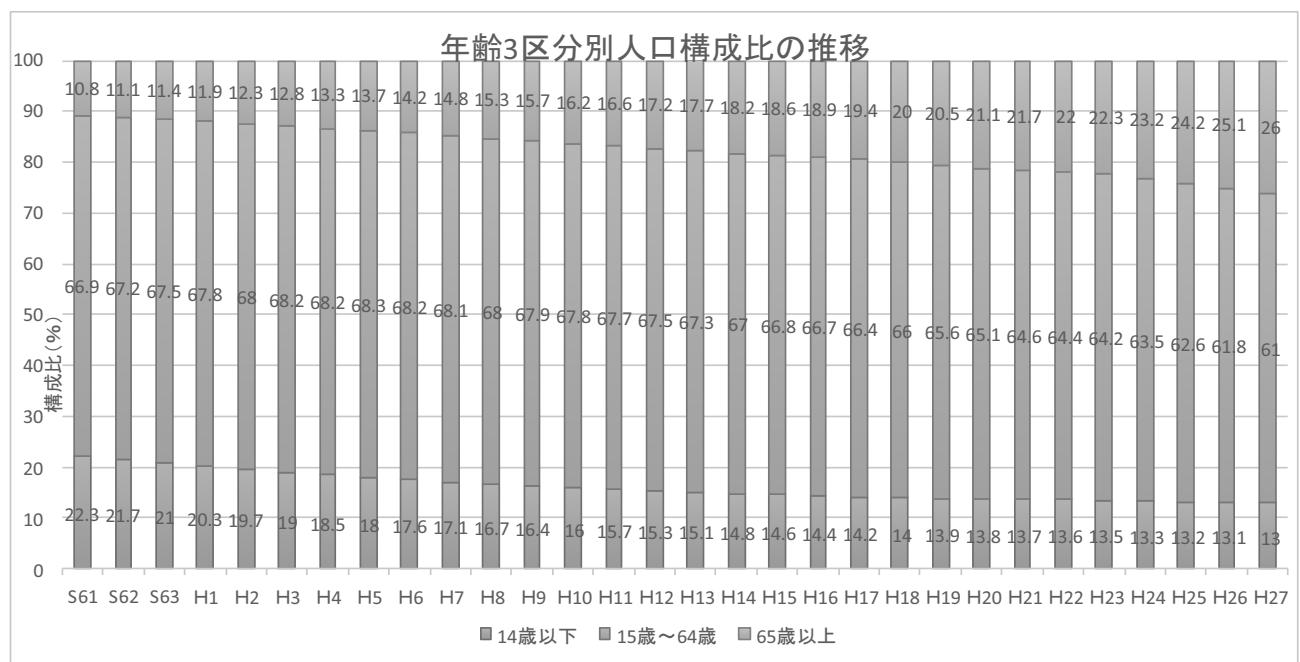


本県の合計特殊出生率は、第 2 次ベビーブーム期以降長期的な低落傾向にあったが、平成 16 年を底に緩やかな回復傾向がみられる。

しかしながら、依然として人口置換水準（人口を安定的に維持するために必要とされる水準=2.07～2.08）を大きく下回っている。

(4) 年齢別人口

栃木県の過去 30 年の年齢 3 区分別人口構成比の推移は下記のとおりである。

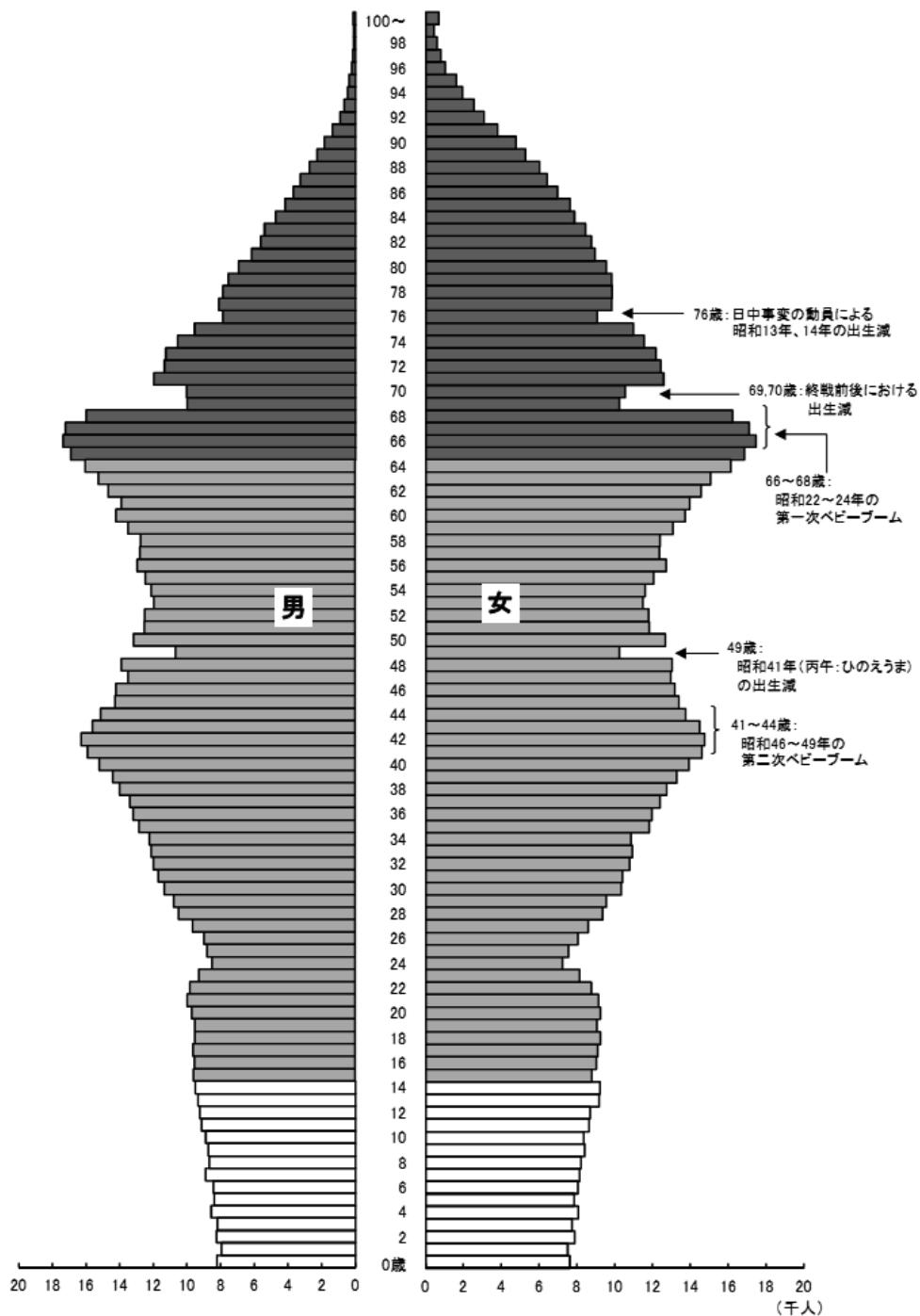


平成 27 年 10 月 1 日現在の本県人口を年齢 3 区別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）が 254,001 人（構成比 13.0%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 1,193,264 人（構成比 61.0%）、老人人口（65 歳以上）が 509,065 人（構成比 26.0%）となっている。

(5) 人口ピラミッド

栃木県の人口ピラミッドは下記のとおりになっている。

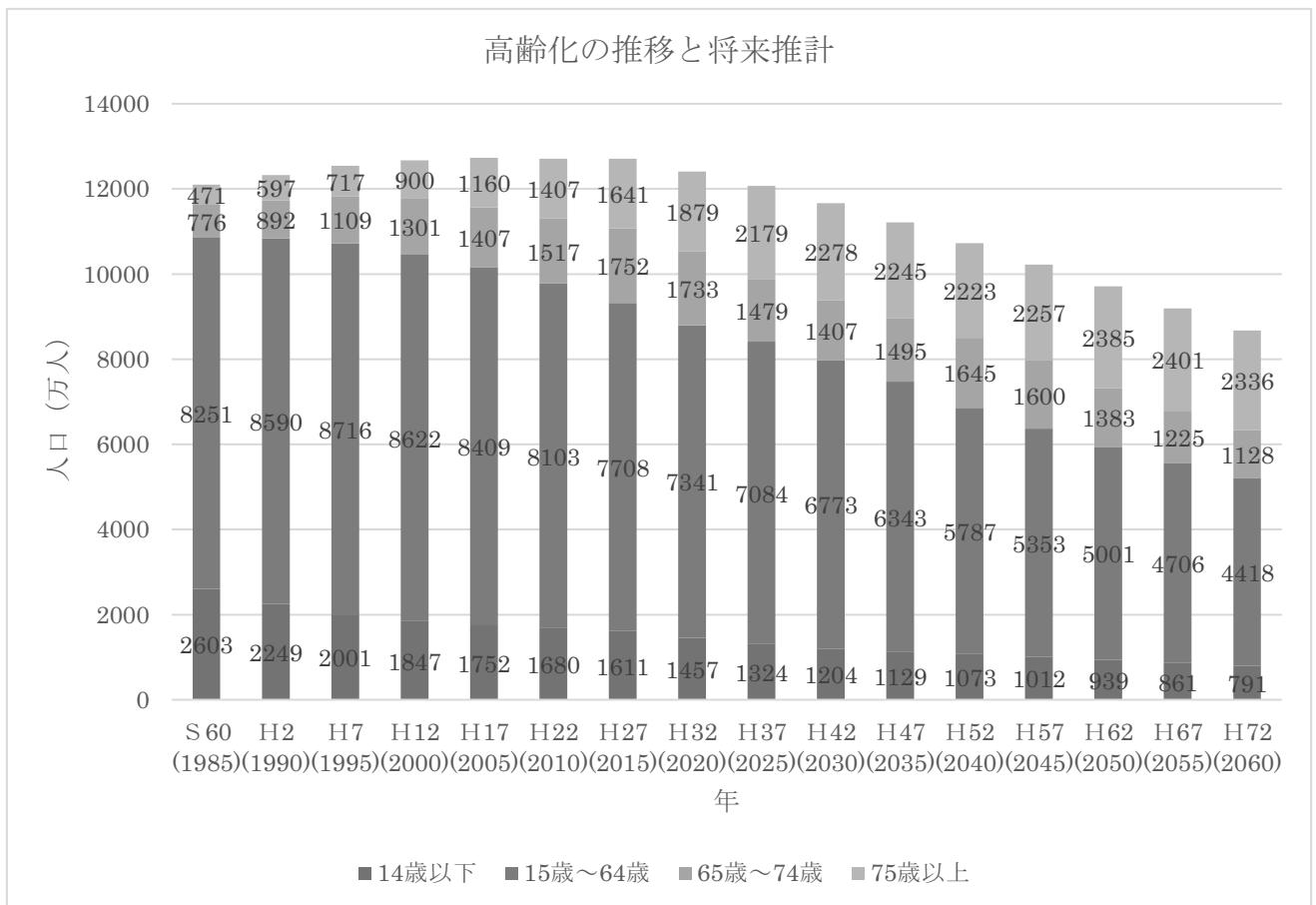
(参考) 本県の人口ピラミッド (平成27年10月1日現在)



2. 高齢化の推移と将来推計

我が国の人口は、長期の人口減少過程に入っています。平成 38（2026）年に人口 1 億 2 千万人を下回った後も減少を続け、平成 60（2048）年には 1 億人を割り込むと推計されている。

内閣府が公表した平成 28 年版高齢社会白書に記載された高齢化の推移と将来推計は下記のとおりである。



資料：2010 年までは総務省「国勢調査」、2015 年は総務省「人口推計（平成 27 年国勢調査人口速報集計による人口を基準とした平成 27 年 10 月 1 日現在確定値）」、2020 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「人口将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注) 1950 年～2010 年の総人口は年齢不詳を含む。

高齢者人口は、団塊の世代が 65 歳以上となった平成 27(2015)年に 3,392 万人となり、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 (2025) 年には、3,657 万人に達すると見込まれている。

総人口が減少する中で高齢者が増加することにより高齢化率は上昇を続け、平成 37 (2025) 年には 3 割を超え、平成 47 (2035) 年には、3 人に 1 人となるものと見込まれている。

本県においても、高齢者人口は、今後も増加を続け、平成29年には533,409人、高齢化率は27.1%になり、さらに、平成37年には571,085人、高齢化率は30.3%に達すると予測されている。

3. 県の子育て支援事業

(1) 国の施策について

出生数の減少、合計特殊出生率の低下を受け、平成 6 年に、子育て支援のための総合計画、エンゼルプランが策定された。その後、我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、平成 15 年に、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため「少子化社会対策基本法」が制定され、地方自治体及び企業における計画的な取組を促進するため、「次世代育成支援対策推進法」が制定された。「次世代育成支援対策推進法」は、地方自治体及び事業主が、次世代育成支援のための取組を促進するために、それぞれ行動計画を策定し、実施していくことをねらいとしたものである。

平成 16 年には、「少子化社会対策大綱」が策定され、「子ども・子育て応援プラン」（平成 17 年度～21 年度）や「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年度～26 年度）を公表するなど、少子化への対応や子どもが健やかに育成される社会の形成のための施策を示してきた。

また、平成 24 年度には、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、平成 27 年度から本格施行されている。

(2) 本県の取り組み

本県においては、国の施策に対応して、平成 8 年に全国に誇れる子育て環境づくりのため、「すくすく子育ち子育てプラン」（平成 8 年度～12 年度）を、平成 13 年には、「とちぎ子どもプラン」（平成 13 年度～16 年度）を策定した。平成 17 年 3 月には、「次世代育成支援対策推進法」の制定を受け、次世代育成支援対策の前期行動計画として「とちぎ子育て支援プラン」（平成 17 年度～21 年度）を、平成 22 年 3 月には、次世代育成支援対策推進法の後期行動計画として「とちぎ子育て支援プラン」（平成 22 年度～26 年度）を策定した。

平成 27 年 3 月に、平成 27 年 4 月から始まる新たな 5 か年計画として、総合的な子ども・子育て支援に関する「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定した。

(3) とちぎ子ども・子育て支援プラン

平成 27 年 3 月に策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の概要は以下のとおりである。

① 計画策定の趣旨・背景

核家族化や未婚化、晩婚化が進み、合計特殊出生率と出生数の減少傾向は一層深刻化し、本格的な人口減少時代が到来している。

将来を見据えた少子化問題への対応は、最大かつ喫緊の社会的な課題であることから、結婚、妊娠・出産、子育て、仕事と生活の両立の観点等から、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年間「とちぎ子ども・子育て支援プラン」を策定した。

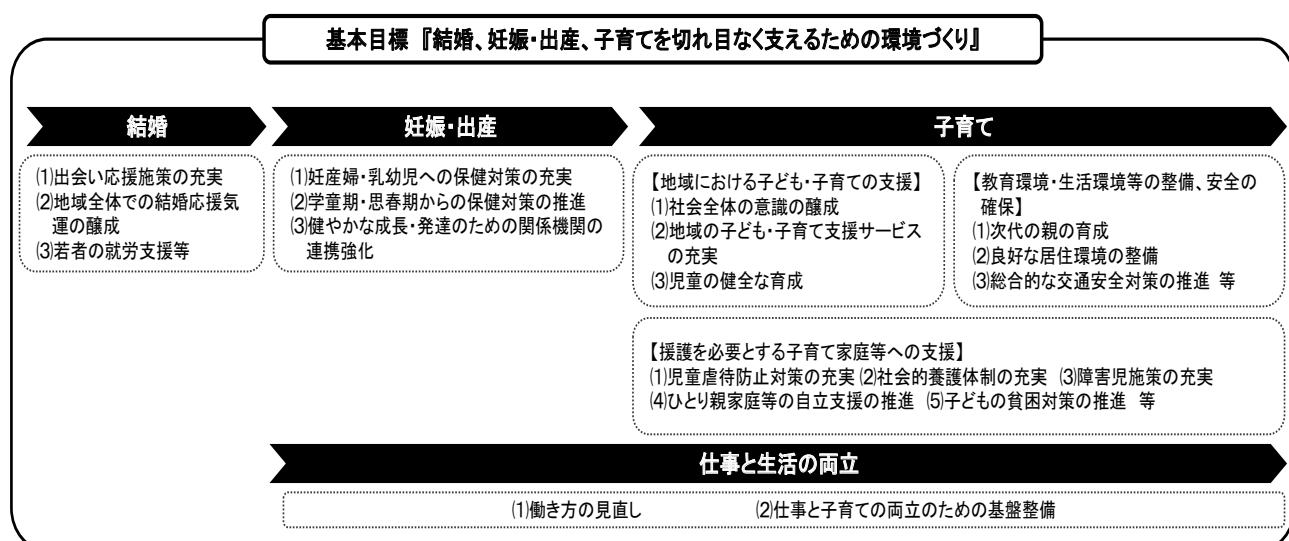
② 計画の基本目標

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」計画の基本目標を下記のとおりとしている。

【結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えるための環境づくり】

(目的) 結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えることにより、子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、一人ひとりの子どもたちが大切に育てられ、そして健やかに成長することができる環境づくりを推進します。

また、このような取組を通して、合計特殊出生率の上昇を目指します。



③ 施策の展開

基本目標を実現するため、次の 8 つの施策展開の基本方向に基づき、取り組むとしている。

(i) 結婚を応援するための取組

結婚を望む人が将来に夢を抱いて結婚することができるよう、社会全体で支援する。

(ア) 出会いを応援する施策の充実

出会いを支援する体制の充実

出会いの機会の充実

(イ) 地域全体で結婚を応援する気運の醸成

結婚を支援する環境づくりの推進

結婚を考える機会の提供

(ウ) 若者の就労支援等

若年者の安定就労への支援

困難を有する子ども・若者、ひきこもり対策の実施

(ii) 母子保健対策の推進

学校や企業等も含めた地域社会全体で子どもの健やかな成長・発達を見守り、子育て世代の親を孤立させない地域づくりを推進する。

(ア) 妊産婦・乳幼児への保健対策の充実

妊娠婦の健康保持

乳幼児の健やかな成長・発達への支援

妊娠期からの児童虐待防止の促進

(イ) 学童期・思春期からの保健対策の推進

子どもの心の健康を維持するための体制整備

思春期の健康づくりと相談体制の充実

(ウ) 健やかな成長・発達のための関係機関の連携強化

ソーシャル・キャピタルの醸成

子どもの成長・発達を支援する従事者の資質の向上

関係機関の連携強化

(iii) 地域における子ども・子育ての支援

子ども・子育てに関する情報の収集・提供や、保育所等の整備、認定こども園の普及促進、地域子ども・子育て支援事業の充実等により量の拡充とともに、人材の確保や研修の実施等による質の向上を図る。

(ア) 社会全体の意識の醸成

少子化問題や子育て支援等に関する意識の啓発

子どもの人権の尊重

(イ) 地域における子ども・子育て支援サービスの充実

県における推進体制の整備・充実

市町における推進体制の整備・充実への支援

教育・保育等の推進

(ウ) 児童の健全な育成

身近な遊び場や居場所の整備・充実

地域での体験活動の充実

子どもの健康づくりや健やかな成長・発達に関する普及啓発

食育の推進

(iv) 子どもの心身の健やかな成長を支える教育環境等の整備

子どもを地域社会全体で育むことができる地域の教育力の向上等とともに、子どもを取り巻く有害環境対策を推進する。

(ア) 次代の親の育成

子育てに関する理解の促進

(イ) 学校等における教育環境等の整備

学校や家庭、地域における「心の教育」の充実

児童・生徒指導、教育相談体制の充実

個性を生かし、多様な能力を育む学校教育の推進

学校教育における経済的負担の軽減

(ウ) 家庭や地域の教育力の向上

子育てや家庭教育に関する学習機会の充実

地域における指導者の養成

地域の教育力の向上

(エ) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(v) 子育て等を支援する生活環境の整備

子どもやその家族、そして妊産婦が安心して暮らすことができる生活環境の整備を推進する。

(ア) 良好的な居住環境の整備

子育てに配慮したゆとりある住宅の整備

良好な住宅市街地等の整備

(イ) 安心して外出できる環境の整備

子育てにやさしいまちづくりの推進

安全安心なまちづくりの推進

(vi) 仕事と生活との両立の支援

働き方の見直しや社会全体の意識啓発を行うとともに、子育てしやすい職場環境の整備等により子育ての支援を推進し、仕事と生活との両立ができる社会環境づくりを促進する。

(ア) 働き方の見直し

労働時間短縮の促進

仕事と生活の両立に関する意識啓発の推移

(イ) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

子育てしやすい職場環境等の整備促進

女性の再就職への支援

多様な働き方に対応した教育・保育サービスの充実

(vii) 子どもの安全の確保

総合的な交通事故防止対策や犯罪等の被害防止活動、地震等の防災対策を推進する。

(ア) 総合的な交通安全対策の推進

総合的な交通安全対策の推進

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(ウ) 防災対策の推進

地震等の発生時における避難等対策の実施

(viii) 援護を必要とする子育て家庭等への支援

援護を必要とする子どもや家庭を支援するための施策を推進する。

また、ひとり親家庭等が自立し、健やかで安心な暮らしを実現できる環境づくりを推進する。

さらに、関係機関等と幅広く連携し、より実効性の高い子どもの貧困対策に取り組む。

(ア) 援護を必要とする子ども・保護者等への支援の推進

a) 児童虐待防止対策の充実

児童相談所の体制強化

市町や関係機関との役割分担及び連携の推進

児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証

b) 社会的養護体制の充実

家庭的養護の推進

施設機能の充実

家庭支援機能等の強化

自立支援策の強化

人材育成のための取組の強化

子どもの権利擁護の強化

c) 障害児施策の充実

在宅障害児に対する支援

学校における障害のある児童等に対する教育的支援

(イ) ひとり親家庭等の自立支援の推進

a) 相談機能の充実

母子・父子自立支援員による相談の実施

母子・父子自立支援員の資質の向上

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

支援施策等の情報提供

b) 子育て・生活支援の充実

保育所や放課後児童クラブへの優先的入所の促進

母子生活支援施設への入所の支援

公営住宅の優先入居の推進

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

c) 就業支援対策の充実

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

能力開発の支援

ハローワークとの連携による就業支援

公共職業訓練の実施

国の施策に関する広報の充実

就業を継続するための支援

d) 養育費確保に向けた支援

母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施

e) 経済的支援の充実

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付け

児童扶養手当の支給

ひとり親家庭医療費対策事業の実施

支援施策等の情報提供

(ウ) 子どもの貧困対策の推進

a) 教育支援の充実

「学校」をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

就学支援の充実

生活困窮世帯等への学習支援

幼児教育・保育の充実

その他の教育支援

b) 生活支援の充実

保護者の生活支援

子どもの生活支援

子どもの就労支援

支援する人員の確保等

その他の生活支援

c) 保護者に対する就労支援の充実

親の就労支援

親の学び直しの支援

d) 経済的支援の充実

ひとり親家庭等への支援

生活保護における教育扶助の支給

e) 調査研究の取組

調査研究の取組

4. 県の高齢者支援事業

(1) 国の施策について

平成 7 年に、高齢社会対策を総合的に推進し、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上を図ることを目的として「高齢社会対策基本法」が施行された。

平成 12 年には、「介護保険法」が施行され、介護を必要とする高齢者の自立した生活を社会全体で支える仕組みとして生み出された介護保険制度が始まった。その後、介護保険制度は、平成 17 年、20 年、23 年、27 年に改正され現在に至っている。

(2) 本県の取り組み

本県においては、平成 6 年に「いきいき長寿とちぎ」の実現を目指して「栃木県高齢対策推進計画二期計画」を策定した。平成 12 年には、介護保険制度の導入に合わせ、県の高齢対策の指針となる「栃木県高齢対策推進計画三期計画（はつらつプラン 21）」を策定し、「とちぎで暮らし、長生きしてよかったですと思える社会」の実現を目指し、各種施策を推進した。この計画は、高齢者を取り巻く社会経済情勢等を踏まえて 3 年ごとに見直しを行うこととしており、平成 27 年 3 月には、団塊の世代が全て 75 歳以上になる平成 37 年度を見据え、県や市町が目指すべき高齢者支援施策の方向性を示す 栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（六期計画）」を策定した。

(3) はつらつプラン 21（六期計画）

平成 27 年 3 月に策定した「はつらつプラン 21（六期計画）」の概要は以下のとおりである。

① 計画策定の趣旨・背景

我が国では、少子高齢化が急速に進行し、世界中のどの国もかつて経験したことのない超高齢社会を迎えており、また、団塊の世代が高齢期に入り、高齢者の価値観やライフスタイルが大きく変容してきている。

こうした時代の潮流を踏まえ、団塊の世代の全ての方が 75 歳以上になる平成 37 年（2025 年）を見据えて、県や市町が目指すべき今後の高齢者支援施策の方向性を示すため、栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン 21（六期計画）」を策定する。

② 計画の基本目標

計画の基本目標を下記のとおりとしている。

高齢者が生涯にわたり健康でいきいきと暮らすことができるとともに、医療や介護が必要になった場合でも、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、団塊の世代の全ての方が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）を目指し、各地域の実情に応じた医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を通じ、「とちぎで暮らし、長生きしてよかったですと思える社会」の実現を目指す。

③ 施策の方向

基本目標を実現するため、次の 8 つの施策展開の基本方向に基づき、取り組むとしている。

(i) 生きがいづくりの推進

高齢者が、これまで培ってきた知識や経験を生かし、自己実現が図られるよう、多様な社会活動への参加や就業機会の確保、学習機会の提供に努める。

(ア) 社会活動への参加促進

(イ) 就業機会の確保

(ウ) 学習機会の提供

(ii) 介護予防・日常生活支援の推進

高齢者自らが行う健康づくりや介護予防の取組を推進するほか、高齢者の生活を身近なところで支える生活支援サービスを充実するとともに、地域においてそれが互いに支え合う体制づくりを促進する。

(ア) 健康づくりの推進

- a) 生活習慣の改善の促進
- b) 疾病の早期発見と適切な管理
- c) 高齢者のこころの健康

(イ) 介護予防の推進

- a) 介護予防事業の推進
- b) 予防給付サービスの確保

(ウ) 生活支援対策の推進

- a) 生活支援サービスの充実
- b) 生活支援コーディネート機能の充実

(エ) 地域における支え合い体制づくりの促進

(オ) 地域包括支援センターの機能強化

(iii) 介護サービスの充実・強化

高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、在宅サービスや施設サービスの基盤整備を推進するとともに、サービスの適正な運営と費用負担の適正化の取組を促進する。

(ア) 介護サービスの基盤整備

- a) 在宅サービスの充実
- b) 地域密着型サービスの確保
- c) 施設・居住系サービスの基盤整備
 - 1) 基盤整備の推進
 - 2) サービスの質の向上
 - 3) 特別養護老人ホームにおける中重度者への重点化
 - 4) 療養病床の転換支援
- d) 安心して暮らせる住まいの確保

- (イ) 介護サービスの適正な運営
 - a) ケアマネジメントの確立
 - b) 利用者への情報提供
 - c) 指導・監査の充実
 - d) 苦情への的確な対応
 - e) 介護給付の適正化
- (ウ) 費用負担の適正化

(iv) 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療サービスの基盤整備とその機能強化を推進するほか、入院から在宅医療・介護への円滑な移行や、在宅療養に必要な医療や介護サービスが適切に提供されるよう、在宅医療を提供する医療・介護の関係者の連携体制の構築に努める。

- (ア) 在宅医療サービスの基盤整備
 - a) 基盤整備の推進
 - b) 機能強化の推進
- (イ) 在宅医療・介護の連携体制構築の推進

(v) 認知症施策の推進

認知症に関する理解の普及や、介護する家族が相互にサポートできる体制の整備促進に努めるほか、医療と介護の関係者の認知症への対応力を高め、相互の連携を強化する。

- (ア) 認知症に関する理解の促進と家族への支援
- (イ) 医療・介護の連携による適切な対応
- (ウ) 認知症対応力の向上

(vi) 人材の育成・確保

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援のサービスが安定して提供されるためには、それぞれのサービスを支える人材が必要である。

このため、それぞれのサービスに従事する人材の育成・確保とその資質向上に努めるとともに、それぞれのサービス相互の連携を推進する人材の養成に努める。

- (ア) 介護職
- (イ) 医療職
- (ウ) 介護支援専門員
- (エ) 生活支援の担い手
- (オ) 医療と介護の連携推進の人材

(vii) 安全・安心な暮らしの確保

高齢者や家族への相談体制の充実や、権利擁護事業、虐待防止対策を推進するほか、日常生活の安全が確保されるよう、消費者被害や交通安全、防災等の対策を推進する。

- (ア) 相談体制の充実
- (イ) 権利擁護事業の推進
- (ウ) 高齢者虐待防止対策の推進
- (エ) 日常生活の安全対策
 - a) 消費者被害対策
 - b) 交通安全対策
 - c) 防災対策

(viii) 県民の理解・協力の促進

高齢者福祉に対する県民の正しい理解と制度の適切な活用の促進や、地域支え合い活動等への参加を推進するとともに、高齢者が住みやすい環境づくりに向け、事業者や関係団体等の協力を促進する。

- (ア) 県民の理解・協力の促進
- (イ) 事業者・関係団体等の理解・協力の促進

5. 県の健康増進事業

(1) 本県の取り組み

本県では、県民が主体的に健康づくりに取り組み、その取組を家庭や職場、地域など社会全体が一体となって支えていくための、総合的な健康づくりの指針として、平成13年3月に栃木県健康増進計画「とちぎ健康21プラン」(計画期間は平成13年度～22年度)を策定した。平成18年に老人保健法の一部が改正されたことや、「栃木県保健医療計画」の全面改訂等を受け、これら計画の目標と調和を図るため、平成20年3月に計画期間を平成24年度まで延長とともに、1期計画の一部改正を行った。

県民の健康を取り巻く環境及び施策が大きく変化してきた中で、1期計画期間が終了することから、平成25年3月に平成25年度を初年度とする健康増進計画「とちぎ健康21プラン(2期計画)」を策定した。

(2) とちぎ健康21プラン(2期計画)

平成25年3月に策定した「とちぎ健康21プラン(2期計画)」の概要は以下のとおりである。

① 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行、県民の価値観やライフスタイルの多様化等県民の健康を取り巻く環境が大きく変化していく中で、本県における健康増進計画「とちぎ健康21プラン(1期計画)」が平成24年度末をもって終了することから、平成25年度を初年度とする「とちぎ健康21プラン(2期計画)」を策定する。

② 計画の基本目標

健康づくりを社会全体で取り組むことにより、県内のどの地域に住んでいても健康を実感し、とちぎで暮らすことに心身ともに充実を感じながら、健康でいきいきとして歳を重ね暮らすことのできる、豊かで活力ある健康長寿社会を目指し、下記を基本目標としている。

- ・健康寿命の延伸
- ・健康格差の縮小

③ 施策の方向

基本目標を実現するため、次の4つの施策展開の基本方向に基づき、取り組むとしている。

(i) 生活習慣病の発症予防と重症化の予防の徹底

がん、脳卒中・心臓病、糖尿病等の主要な生活習慣病の発症予防と重症化の予防の徹底に取り組む。

(ア) がん

- a) がんの予防の推進
- b) 早期発見・早期治療に向けた取組の推進

(イ) 脳卒中・心臓病

- a) 発症予防の推進
- b) 早期受診の促進と再発及び合併症予防の推進

(ウ) 糖尿病

- a) 発症予防の推進
 - b) 早期発見と合併症予防の推進
- (エ) 慢性閉塞性肺疾患 (COPD)
- a) 発症予防の推進
 - b) 重症化予防の推進

(ii) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

それぞれの世代における重要な課題を見据えながら、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上に取り組む。

(ア) こころの健康

- a) こころの健康に関する普及啓発
- b) こころの健康のための環境づくり

(イ) 次世代の健康

- a) 子どもの適切な健康づくりや健やかな発育に関する普及啓発
- b) 子どもの適切な生活習慣のための環境づくり
- c) 子どもを育てる親等への支援

(ウ) 高齢者の健康

- a) 健康づくり、介護予防の取組の充実
- b) 認知症高齢者対策の推進
- c) 社会参加、生きがいづくりの促進

(iii) 健康を支え、守るための社会環境の整備

県民一人一人が主体的に社会参加し、互いに支え合い、地域や人とのつながりを深めるとともに、企業や民間団体等多様な主体が自発的に健康づくりに取り組む社会環境の整備を促進する。

(ア) 企業や民間団体等の積極的参加による健康づくりに向けた取組の展開

(イ) 地域や社会等における支え合いの促進

(iv) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

健康づくりの基本要素である栄養・食生活等の 6 つの分野について、生活習慣の改善及び社会環境の改善に取り組む。

(ア) 栄養・食生活

(イ) 身体活動・運動

(ウ) 休養

(エ) 喫煙

(オ) 飲酒

(カ) 歯・口腔の健康

III. 外部監査の対象事業

外部監査の対象とした事業は、下記の事業であり、1. 環境づくり、2. 施設整備、3. 施設運営、4. 自立支援、5. 医療という視点から分類して監査を実施した。

また、県の所管する社会福祉法人の指導監督状況、社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会、社会福祉法人 とちぎ健康福祉協会を監査対象としている。

1. 環境づくり

子育て支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
こども政策課	地域少子化対策強化事業費	—	54,468	51,619	
	子育て環境づくり推進費	—	2,192	902	
	普及啓発事業費	1,364	1,227	1,112	
	とちぎ未来クラブ事業費	とちぎ出会いサポート事業費 とちぎ子育て家族応援事業費 情報発信事業費 未来クラブ本部事業費	2,984 1,309 639 2,164	2,595 1,113 650 2,028	4,641 1,195 1,818 8,918
	第3子以降保育料免除事業費	第3子以降保育料免除事業費	240,778	238,219	259,411
	児童手当費	児童手当費	5,047,968	4,976,093	4,906,811

高齢者支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
健康増進課	健康長寿とちぎづくり推進事業費	とちぎ健康21プラン（2期計画）推進事業費	※	1,144	697
		健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業費	※	17,295	17,291
		生活習慣病検診等対策事業費	※	101,611	110,807
		次世代の健康づくり推進事業費	※	16,739	410
		栄養改善対策費	※	12,444	12,052
		栄養食生活改善環境整備費	※	2,782	4,924
		健康づくりロード事業費	—	5,405	5,875
		ロコモティブシンドローム予防事業費	—	65	479
		喫煙対策事業費	※	1,264	2,481
高齢対策課	生涯現役応援事業費	とちぎ生涯現役シニア応援センター運営費	—	18,091	16,294
		高齢者社会参加推進プラットホーム事業費	※	415	644
	はつらつシルバー支援事業費	明るい長寿社会づくり推進機構事業費補助金	1,137	1,137	1,137
		はつらつとちぎ21推進事業	31,248	33,051	31,188
	生きがい対策事業費	生きがい対策事業費	53,326	52,863	51,591

※事業区分が変わったため集計不能

2. 施設整備

子育て支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
こども政策課	幼稚園耐震化事業費	374,425	741,435	609,167
ども政策課	幼稚園緊急環境整備事業費	—	55,575	59,861
児童福祉施設整備助成費	研修支援費	—	1,080	1,952
安心こども基金事業費	放課後児童クラブ	101,378	86,422	102,509
	乳児院	—	—	14,250
	基金活用事業費	2,522,194	2,120,197	1,511,022
	基金積立費	284,694	4,238,634	1,570,854

高齢者支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
高齢対策課	老人保健福祉施設整備助成費	567,000	681,049	648,000
	療養病床転換助成費	5,413	—	—
	介護基盤整備等事業費	※	※	130,000
	開設準備経費助成事業	※	※	99,800

※事業区分が変わったため集計不能

3. 施設運営

子育て支援事業

(単位：千円)

		事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
こども政策課	子ども・子育て支援事業費	施設型給付事業費	—	—	4,900,206
		地域型保育事業費	—	—	244,795
		地域子ども・子育て支援事業費	—	—	1,424,978
	私立幼稚園振興助成費	幼稚園運営費補助金	5,618,657	5,601,786	3,774,869
		幼稚園地域子育て推進事業費補助金	313,050	323,350	203,330
		幼稚園教材費等補助金	13,842	12,277	3,050
		幼稚園特別支援教育費補助金	388,080	440,804	423,948
		栃木県私立幼稚園振興財団補助金	146,910	144,792	162,991
		栃木県幼稚園連合会補助金	6,000	6,000	6,000
	特別保育事業等推進費	保育対策等促進事業費	622,499	647,087	26,574
		栃木県特別保育事業費（県単）	157,248	150,066	136,080
		民間育児サービス対策事業費（県単）	23,824	25,989	5,796
		食物アレルギー対策事業費（県単）	19,151	20,595	21,972

高齢者支援事業

(単位：千円)

		事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保健福祉課	福祉マンパワー確保対策事業費	福祉人材センター運営委託事業費	41,428	40,448	38,441
		社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金	413,468	356,317	356,614
		介護福祉士等養成施設運営費補助金等	2,204	2,069	1,372
		外国人介護福祉士候補者就労支援対策費	1,255	785	1,565
	介護人材緊急確保対策事業費	介護人材参入促進事業	6,563	4,763	4,209
		潜在的有資格者等再就業促進事業	2,587	2,666	2,471
		介護人材マッチング強化事業	16,796	25,939	12,777
		介護人材キャリアパス支援事業	6,973	6,575	4,141
		介護人材確保対策連携強化事業	4,075	5,416	794
		栃木県介護人材育成対策事業	—	—	4,491
高齢対策課	軽費老人ホーム運営助成費	軽費老人ホーム運営助成費	320,029	288,681	279,473

4. 自立支援

子育て支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
里親総合支援事業費	里親研修事業費	526	367	420
	専門里親研修事業費	115	286	191
	里親フォローアップ事業費	7,551	7,139	7,566
	里親登録推進事業費	100	100	100
	里親委託促進事業費	547	442	551
児童保護措置費	児童保護措置費（法定分）	2,991,788	3,123,419	3,380,984
	児童保護措置費（県単分）	15,230	14,465	13,581
	児童保護措置費（支払審査事務手数料）	824	852	900
児童扶養手当費	児童扶養手当費	836,894	803,050	774,174
	母子・父子自立支援員設置事業費	12,459	12,525	12,635
	母子家庭等日常生活支援事業費	1,334	1,351	792
	母子家庭自立支援給付金事業費等	22,449	18,892	166,451
こども政策課 入所児童自立援助費	身元保証人確保対策事業費	124	137	116
	自立応援奨学金事業費	2,700	3,500	6,500
	退所児童等社会的自立支援事業費	10,845	11,561	128,377
	退所児童等就労支援事業費	—	5,101	5,610
	児童養護施設等職員研修事業費	—	5,986	8,118
	情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業費	—	5,000	5,000
	児童家庭支援センター設置運営事業費	—	—	27,557
	連携強化事業費	※	765	389
	被虐待児フォローアップ事業費	※	211	155
児童虐待防止対策事業費	こども相談員配置費	※	7,339	7,465
	スーパーバイズ機能強化事業費	※	383	853
	365日相談体制整備事業費	※	9,277	9,436
	虐待ホットライン整備事業費	※	66	2,421
	家族支援事業費	※	1,384	1,012
	相談機能強化事業費	※	1,090	1,133
	安全確認のための体制強化事業費	※	7,193	7,939
	要支援児童放課後応援事業費	—	10,057	11,127
	児童相談所整備費	県南児童相談所整備費	—	18,688

(特別会計)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
こども政策課	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 296,531	271,218	237,752

高齢者支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
保健福祉課 日常生活自立支援事業費	日常生活自立支援事業費	73,209	84,216	83,205
	国庫支出金返納金（前年度返納分）	86	474	453

※事業区分が変わったため集計不能

5. 医療

子育て支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
医療政策課	小児救急医療対策費	小児休日・夜間急患センター等運営事業費	47,915	34,343
		小児救急拠点病院運営事業費（医療支援事業費）	71,070	71,861
		小児科診療医師研修事業費	494	494
		小児救急電話相談事業費	6,289	9,952
		小児救急啓発事業費	789	819
	周産期医療対策費	総合周産期母子医療センター運営費補助金	250,418	295,371
		地域周産期医療機関運営費補助金	59,522	61,346
		新生児医療担当医確保事業費	2,783	2,706
		周産期医療システム整備費	3,231	11,216
こども政策課	とちぎ子ども医療センター事業費	自治医科大学とちぎ子ども医療センター	600,000	600,000
		獨協医科大学とちぎ子ども医療センター	96,000	96,000
	こども・妊産婦医療対策費	こども医療費補助金	2,065,103	1,974,319
		妊産婦医療費補助金	257,869	246,379
	不妊対策推進費	不妊専門相談センター管理運営事業費	3,224	3,132
		すこやか妊娠サポート事業費	-	267
		不妊に悩む方への特定治療支援事業費	144,595	166,422
		相談窓口設置費	-	-
こども政策課	子どもの心の相談支援体制強化事業費	連携会議開催費	197	197
		従事者研修事業費	-	54
		先天性代謝異常等検査費	52,147	52,658
	母子保健診査検査費	先天性代謝異常等検査精度管理費等	608	890
		就学時心臓検診充実強化事業補助金	6,246	6,302
				6,118

高齢者支援事業

(単位：千円)

	事業	平成25年度	平成26年度	平成27年度
認知症総合対策 推進事業費	認知症対策推進事業費	19,993	11,193	13,828
	認知症介護研修事業費		7,398	9,032
	認知症理解普及促進事業費		2,678	3,730
	高齢者権利擁護等推進事業費		934	1,474
	認知症ケア医療介護連携体制構築事業費		※	3,504
高 齢 対 策 課 介護保険推進事 業費	介護給付費法定負担金	17,036,651	17,722,951	18,291,382
	低所得者保険料軽減負担金	※	※	61,553
	地域支援事業交付金	449,251	468,552	489,651
	介護保険財政安定化基金	※	45,983	15,750
	低所得者等利用者負担対策費	※	11,553	10,133
	介護保険制度推進事業費	※	23,562	18,323
	介護予防市町村総合支援事業費	※	936	1,182
	地域包括ケアシステム構築推進事業費	※	215,780	1,071
	地域包括ケアシステム人材育成事業費	※	※	1,695
がん総合対策費	がん専門看護師養成事業費	1,822	1,754	1,454
	認定看護師養成支援事業費	—	—	0
	訪問看護ステーション設備整備支援事業	6,059	14,015	22,006
介護保険推進事 業費	訪問看護ステーション経営サポート事業	—	—	1,887
	地域包括ケアシステム業務担当者研修事業	—	—	264
健康 増 進 課 がん総合対策費	がん対策推進体制整備事業費	※	199	236
	地域がん登録事業費	※	12,723	18,005
	がん検診従事者資質向上事業費	※	450	400
	がん診療連携拠点病院整備事業費	76,532	81,333	71,000
	在宅療養支援環境整備事業費	※	285	356
	がん患者在宅医療体制構築事業費	※	923	0
後期高齢者医療 制度関係経費	後期高齢者医療保険基盤安定制度県 費負担金	2,520,726	2,799,023	2,963,269
	後期高齢者医療県費負担金	14,072,953	14,712,466	14,787,387
	高額医療費県費負担金	587,185	608,542	637,429
	後期高齢者医療審査会費	0	62	0
	後期高齢者医療財政安定化基金積立 金	499,353	251,540	250,775

※事業区分が変わったため集計不能

IV. 環境づくり

1. 現状と課題

(1) 子育て支援

本県の年間出生数は、昭和 48 年をピークに減少を続け、平成 23 年に 16,000 人を割り込み依然として減少を続けている。また、合計特殊出生率は昭和 50 年以降低下傾向にあり、平成 27 年は 1.48 と全国平均 1.46 を上回るものの、人口置換水準 (2.07~2.08) を大きく下回っている。

さらに、本県の総人口は、平成 17 年の約 201 万 7 千人をピークに減少しており、現在の少子化や他都道府県への転出超過の傾向が継続すると、人口減少は加速度的に進行し、平成 72 (2060) 年には、120 万人を下回ると見込まれる。

このような状況の中で、県では、様々な取組を実施してきたが、結婚や家族に対する意識の変化や、育児に対する負担感などを背景に、未婚化、晩婚化の傾向が一層進んでいる。

(2) 高齢者支援

① 高齢対策課

(i) 生涯現役応援事業費

高齢化の進行する中、意欲ある高齢者は支えられる側から生涯現役であり続ける社会へと変わっていくことが求められている。

(ii) はつらつシルバー支援事業費

高齢化が進行する中、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加することが求められている。

(iii) 生きがい対策事業費

老人クラブ及びシルバー人材センターは、高齢者の生きがいと健康づくりや社会参加促進に寄与しているが、近年、老人クラブはクラブ数、会員数が、シルバー人材センターは会員数及び受注額が減少傾向にあることから、加入促進活動等を支援する必要がある。

② 健康増進課

県民の健康状況は、これまでの健康づくりに関する様々な取組により改善が見られたところであるが、全国的に見ると平均寿命が低位となっている。その理由としては、様々な要因が考えられるが、主要な死因のうち、心疾患及び脳血管疾患等による年齢調整死亡率が全国に比べ高い状況にあることが要因の 1 つと考えられる。一方で、健康寿命は全国平均をやや上回っている状況にある。

このような状況の中、生活習慣の改善や社会環境の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防などに取り組み、平均寿命の延伸を上回る健康寿命の延伸を目指し、「健康長寿とちぎ」を実現することが求められている。

2. 関連事業の基本方針と計画

(1) 子育て支援

結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支えることにより、子育てに夢を持ち、次代を担う子どもたちを安心して生み、一人ひとりの子どもたちが大切に育てられ、そして健やかに成長することができるよう、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図る等、子ども・子育て支援の環境づくりを総合的に推進する。

このため、県内の関係機関・団体などで構成する「とちぎ未来クラブ」を中心に、企業や地域等とも連携・協力しながら、結婚を望む方々の総合的な結婚支援窓口としての「とちぎ結婚支援センター」を設置し、多様な出会いの機会の提供等の支援を行うとともに、企業・商店などが子育て家庭を応援する事業を実施し、県民を挙げて少子化問題に取り組む気運を醸成する。

(2) 高齢者支援

① 高齢対策課

(i) 生涯現役応援事業費

高齢者の社会参加を応援することにより、健康で意欲を持った高齢者が生き生きと輝く生涯現役社会の実現を目指す。

(ii) はつらつシルバー支援事業費

高齢者の文化活動やスポーツ等を通じて世代間交流や生きがい、健康づくりを促進する。

(iii) 生きがい対策事業費

老人クラブ及びシルバー人材センターに対する支援により、高齢者の社会参加を促進し、生きがいづくりや健康づくりを図る。

② 健康増進課

「健康長寿とちぎづくり推進条例」に基づく基本計画である「とちぎ健康21 プラン（2期計画）」により、食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、さらには健康を支え、守るための社会環境の整備を推進する。

また、健康長寿とちぎづくりに関する社会的気運の醸成に向けて、健康長寿とちぎづくり県民運動を推進するため、市町をはじめとする健康づくり関係者等で構成される健康長寿とちぎづくり推進県民会議を推進母体として、県の健康課題に即した重点プロジェクトに取り組む。

3. 県が実施する関連事業

(1) 関連事業と事業費

平成 27 年度

(単位：百万円)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
地域少子化対策 強化事業費	51	0	健康長寿とちぎ づくり推進事業 費	155	81
子育て環境づくり 推進費	2	2	生涯現役応援事 業費	17	17
とちぎ未来クラ ブ事業費	16	16	はつらつシルバ ー支援事業費	32	12
第3子以降保育料 免除事業費	259	259	生きがい対策事 業費	52	21
児童手当費	4,906	4,906			
合計	5,234	5,183	合計	256	131

4. 市町が実施する主な関連事業

(1) 独自事業

① 子育て支援

事業名	事業の内容	実施団体
婚活イベント事業	結婚を希望する若者へ出会いの機会を提供するためのイベントやセミナーを実施する。	塩谷町を除く全市町
結婚相談事業	結婚を希望する若者に対し、婚活に関する情報提供を行うほか、結婚相談を実施する。	佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、那須烏山市、茂木町、市貝町、芳賀町、那珂川町

② 高齢者支援

事業名	事業の内容	実施団体
みやシニア活動センター	シニア世代の持つ豊かな知識や経験を生かすことで、第2の人生を健康でいきいきと暮らすことができるよう支援する。	宇都宮市
シルバー人材センター助成事業	シルバー人材センターに対する助成	全市町
がん検診推進事業	検診クーポンの配布など	那珂川町を除く全市町
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	検診クーポンの配布など	那珂川町を除く全市町

(2) 連携事業

子育て支援	高齢者支援
<ul style="list-style-type: none"> ・地域少子化対策強化事業 ・第3子以降保育料免除事業 ・児童手当 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ及び市町老人クラブ連合会助成事業 ・健康増進事業

5. 関連事業の概略

(1) 子育て支援

① 地域少子化対策強化事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>結婚、妊娠・出産、子育てを切れ目なく支える環境づくりを推進するため、若い世代に結婚して子どもを持つライフデザインを提案するセミナー、不妊治療や妊娠・出産に関する正しい知識の普及を図るシンポジウム、結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい職場環境づくりを推進するための企業の管理者・従業員向けセミナーなど、各種啓発活動を実施する。</p> <p>また、保育士登録をしている方の就労状況を調査するとともに、資格を持ちながら保育士として働いていない方（潜在保育士）の保育士就職を支援するためのサポートシステムを構築する。</p>		
財源	国庫支出金	51,619 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>結婚啓発ライフデザインセミナーを通して、参加者の8割以上の人人が結婚への関心が高まるなど、学生・若者の結婚や子育てに対する意識改革を図った。</p> <p>ラジオ放送により、子育て支援制度等の認知度の向上や子育てを支援したいという意識の醸成が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送期間：9か月 ・放送回数：AMとFMを合わせ237回放送 <p>シンポジウムの開催や企業への普及啓発により、妊娠・出産に関する社会の気運の醸成が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：3回（県央、県南、県北） ・参加者数：448名 <p>企業向けセミナーの開催により、イクメンやイクボスを増やす取組への意識の向上が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催回数：1回 ・参加者数：114名 ・セミナー参加者の5割以上が「今後イクメンやイクボスを増やす取組を実施していきたい」と回答 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地域少子化対策強化事業費	-	54,468	51,619

② 子育て環境づくり推進費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>父親が子育てに関心を持ち、積極的に育児に参加することができるよう、妊娠、出産、育児に関する基本的な情報や、父親の育児体験談、育児に関する相談窓口等、子育てに関する総合的な情報を掲載した「父子手帳」を作成し、市町において妊娠届を受理した際等に配布する。</p> <p>また、子育てと仕事の両立支援のため、先駆的な対策を講じている事業所を「子育てにやさしい事業所」として評価・顕彰することで、県内事業所における子育て支援への取り組みを促進する。</p>		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	2,014 千円	
事業の効果	<p>「父子手帳」の作成にあたっては、しつけ・ほめ方・しかり方など子育てのコツや父親の育児体験談を掲載するなど、父親の育児参加に対する不安を解消し、働きながら子どもを産み育てることができる気運の醸成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父子手帳（平成 27 年度）：17,000 部作成 「子育てにやさしい事業所」を顕彰することで、県内事業所の子育てと仕事の両立支援に取り組む環境整備の促進を図った。 ・栃木県知事賞（平成 27 年度）：1 事業所 ・公益財団法人とちぎ未来づくり財団理事長賞（平成 27 年度）：7 事業所 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
子ども・子育て審議会運営費	一	2,192	902
普及啓発事業費	1,364	1,227	1,112

③ とちぎ未来クラブ事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	とちぎ未来クラブは、県内各界の団体等の参加の下に、県民総ぐるみで安心して子どもを生み育てができる環境づくりを推進するために設立された組織であり、出会いの場創出事業・結婚サポート事業等の結婚支援や、とちぎ笑顔つぎつぎカードによる子育て支援を行っている。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	16,572 千円	
事業の効果	<p>男女の出会いの場となるイベントの開催や結婚サポートによる結婚相談支援等を実施することで、結婚を望む男女の手助けを行い、県民を挙げて少子化問題に取り組む気運の醸成を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出会いの場イベント（平成 27 年度） <ul style="list-style-type: none"> 実施回数：22 回（主催 10 回、共催 12 回） 参加者数：計 777 名 成立カップル数：126 組（成立率 35.8%） ・地域結婚サポート数（平成 27 年度末現在）：153 名 ・企業内結婚サポート数（平成 27 年度末現在）：16 名 「とちぎ笑顔つぎつぎカード」による協賛店舗・施設の優待サービスを実施し、子育て家庭に対する支援を行うことで、企業等との連携による、安心して家庭を築き子どもを生み育てることができる環境づくりを図った。 ・協賛店舗・施設数（平成 27 年度末現在）：3,663 店舗 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
とちぎ出会いサポート事業費	2,984	2,595	4,641
とちぎ子育て家族応援事業費	1,309	1,113	1,195
情報発信事業費	639	650	1,818
未来クラブ本部事業費	2,164	2,028	8,918

④ 第3子以降保育料免除事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>仕事を続けながら、理想とする数の子どもを安心して生み育てることができるよう、多子世帯の子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所等に通う児童のうち第3子以降の未就学児の保育料を免除した市町に対し、1/2を助成する。</p> <p>平成27年度までは、3歳未満児のみを補助対象としていたが、平成28年度からは幼稚園児を含めた未就学児（6歳未満児）へと拡大した。</p>		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	259,411 千円	
事業の効果	<p>国の制度では同時入所の要件があり、実質第3子以降の保育料が必ずしも無料とならないため、同時入所の要件を設けず無料化することで、多子世帯における子育てにかかる経済的負担を軽減し、希望する人数の子育てを支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助実績（平成27年度）：2,297名 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
第3子以降保育料免除事業費	240,778	238,219	259,411

⑤ 児童手当費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	児童手当法に基づき、子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、児童を養育している者に児童手当を支給し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援する。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	4,906,811 千円	
事業の効果	各市町が支給する児童手当に対し法定の負担金を負担すること、及び各市町の事務処理について必要な助言を行い児童手当支給事務の適正化を図ることにより児童の健全育成に寄与した。 ・市町村事務指導監査（平成 27 年度）：10 市町 ・市町村事務担当者研修会（平成 27 年度）：1 回開催		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童手当費	5,047,968	4,976,093	4,906,811

(2) 高齢者支援

① 健康長寿とちぎづくり推進事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 健康増進課	
事業の概要	<p>健康長寿とちぎづくりの推進を図る。</p> <p>1 とちぎ健康 21 プラン（2期計画）推進事業費 総合的な健康づくりの指針である「とちぎ健康 21 プラン（2期計画）」の推進</p> <p>2 健康長寿とちぎづくり県民運動推進事業費 健康長寿とちぎづくり推進条例に基づく「健康長寿とちぎづくり県民運動」の推進</p> <p>3 生活習慣病検診等対策事業費 健康増進法に基づき、市町が実施する健康教育、健康相談、検診等に対する助成</p> <p>4 次世代の健康づくり推進事業費 次世代の健康づくりの一環として、学校等へ健康づくりの専門家を派遣して健康教育・医学教育を実施し、良い生活習慣の習得等を推進。子どもの頃から適切な生活習慣の定着を図るために、幼稚園・保育所・学校のほか、医療の専門家、関係機関等と連携しながら、基本的な食生活や運動など、健康づくりや生活習慣病予防についての普及啓発</p> <p>5 栄養改善対策費 健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集及び提供並びに人材の養成及び資質の向上を図る。</p> <p>6 栄養食生活改善環境整備費 適切な栄養摂取や食生活が送れるよう支援するため、健康の増進に関する正しい知識の普及や食をめぐる社会環境の整備を推進</p> <p>7 健康づくりロード事業費 健康づくりロードの利用促進及び普及啓発</p> <p>8 ロコモティブシンдро́м予防事業費 ロコモティブシンдро́м（運動器の障害のために自立度が低下し、介護が必要となる危険度の高い状態）の予防に向けた運動習慣等の取組を推進</p> <p>9 喫煙対策事業費 喫煙及び受動喫煙による健康被害を回避できるよう、たばこに関する正しい知識の普及啓発。受動喫煙を防止する環境の整備。COPD（慢性閉塞性肺疾患）の認知度向上に向けた普及啓発により、禁煙・受動喫煙の回避や罹患の疑いのある者の病院受診の勧奨</p>	
財源	国庫支出金	64,383 千円
	地方債	- 千円
	その他	9,272 千円（手数料、繰入金等）

	一般財源	81,362 千円
事業の効果		<p>「健康長寿とちぎづくり推進大会（とちぎ健康フェスタ）」の開催により県民の健康長寿とちぎづくりの気運醸成を図ったほか、「健康長寿とちぎ応援企業」、「とちぎのヘルシーグルメ推進店」、「とちぎ禁煙・分煙推進店」登録3制度の創設により、県民・事業者・健康づくり関係者の連携・協働による健康づくりの環境整備を推進した。</p> <p>また、「とちぎ健康づくりロード」の選定によるウォーキングを通じた身体活動・運動量の増加の促進など、各種事業の実施により、生活習慣の改善及び生活習慣病の発症予防・重症化予防の普及啓発を図ることができた。</p>

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
とちぎ健康 21 プラン（2 期計画）推進事業費	※	1,144	697
健康長寿とちぎづくり 県民運動推進事業費	※	17,295	17,291
生活習慣病検診等対策事業費	※	101,611	110,807
次世代の健康づくり推進事業費	※	16,739	410
栄養改善対策費	※	12,444	12,052
栄養食生活改善環境整備費	※	2,782	4,924
健康づくりロード事業費	—	5,405	5,875
口コモティブシンドローム予防事業費	—	65	479
喫煙対策事業費	※	1,264	2,481

※ 事業区分が変わったため集計不能

② 生涯現役応援事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	高齢者の社会参加を支援する既存の仕組みと有機的に連携しながら、ボランティア活動から就労まで多岐にわたる高齢者の社会参加を応援するための「生涯現役応援事業」を実施することにより、高齢者がその知識と経験を活かして地域社会の支え手となり、健康で意欲を持ちながら生涯を送ることのできる「生涯現役社会」の実現を目指す。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	16,938 千円	
事業の効果	生涯現役社会に向けた機運を醸成するとともに、高齢者の多岐にわたる社会参加ニーズに対応することにより、全県を挙げた高齢者の社会参加促進に寄与した。		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
とちぎ生涯現役シニア応援センター運営費	—	18,091	16,294
高齢者社会参加推進プラットホーム事業費	※	415	644

※ 事業区分が変わったため集計不能

③ はつらつシルバー支援事業費

(i)概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	<p>高齢者が生涯を健康で明るく生きがいをもって社会活動に参加できるよう支援する。</p> <p>1 明るい長寿社会づくり推進機構が高齢社会について理解促進を図り、各種団体や各種イベントの情報提供を行うために発行する情報誌「いきいきとちぎ」の製作費用の助成</p> <p>2 高齢者の地域活動への参加促進、高齢者の福祉施策の普及啓発等を行う「生きがい推進員」をシルバー大学校生に委嘱とともに、ホームページなどでその活動情報等を広く県民にPRすることによって、地域高齢者等に対し、積極的な社会参加を促す。</p> <p>3 高齢者を中心とした県民の生きがいと健康づくり、社会参加の促進、世代間交流等を図り、県民の誰もが長寿とともに喜び合い、とちぎで暮らし、長生きしてよかったですと思える社会の実現に寄与することを目的とする「ねんりんピックとちぎ」を開催</p> <p>4 第28回全国健康福祉祭やまぐち大会に本県選手団を派遣</p>		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	19,824 千円 (長寿社会づくりソフト事業費交付金等)	
	一般財源	12,501 千円	
事業の効果	高齢者を中心とした県民の生きがいづくり・健康づくりや世代間交流を促進することにより、県民の長寿社会に対する理解が促進された。		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
明るい長寿社会づくり 推進機構事業費補助金	1,137	1,137	1,137
はつらつとちぎ 21 推進 事業	31,248	33,051	31,188

④ 生きがい対策事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	<p>高齢者が生涯健康で生きがいを持って各種の活動を実践し、長寿を喜びながら人生を送ることができるようにするため、生きがい対策事業を推進する。</p> <p>1 老人クラブ及び市町老人クラブ連合会が実施する地域支え合い活動や健康づくりのための各種活動への助成 2 栃木県老人クラブ連合会が行う市町老人クラブ連合会の活動促進、地域の支え合い、若手高齢者の活動支援への助成 3 栃木県老人クラブ連合会が開催する「栃木県老人クラブ大会」への助成 4 シルバー人材センター事業を県下全域で発展、拡充するため、栃木県シルバー人材センター連合会の運営に要する経費の助成</p>		
財源	国庫支出金	21,200 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	8,900 千円 (長寿社会づくりソフト事業費交付金)	
	一般財源	21,491 千円	
事業の効果	老人クラブの地域支え合い活動等への助成及び栃木県シルバー人材センター連合会の運営支援により、高齢者の健康で自立した、生きがいある生活の充実や、介護予防、閉じこもり防止等に寄与した。		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
生きがい対策事業費	53,326	52,863	51,591

6. 監査の結果

(1) 子育て支援

① 地域少子化対策強化事業費

(i) 業務委託設計書の記載について（意見）

地域少子化対策強化事業の一環として、保育士の資格を持ちながら保育士として働いていない、いわゆる潜在保育士について、再就職を支援するためのサポートシステムを構築している。このサポートシステムは、現場復帰に関心のある保育士をデータベース化し、保育士向けの各種事業等の情報発信を行うためのものであり、構築については随意契約により業者に委託している。

業務委託金額を積算するための設計書は、摘要欄に委託する各業務の内容を記載し、その数量と単価を乗じて各業務の金額を計算の上、それら各業務の金額の小計に消費税を加えて合計金額を計算するフォーマットとなっている。今回、摘要欄に「データベースの設計・構築」と記載され、数量及び単価の記載まであるにもかかわらず、当該業務の金額が計算されておらず空白のままであり、小計にも含まれていない事例が検出された。理由を確認したところ当該業務は、その上の行に記載された「企画統括管理費」に含まれるものであるとのことであったが、設計書上そのような記載はなかった。

本システムの構築は、金額が 100 万円以下という理由から随意契約となっているが、上記「データベースの設計・構築」業務が、設計書上に記載された数量と単価を乗じて計算した金額であると仮定して小計に含めると、全体では 100 万円を超えることになり、その結果、随意契約ではなく入札手続が必要となる。

このように、入札か随意契約かという手続にも影響を与える可能性があるため、設計書の作成に際しては、紛らわしい記載は行わない、あるいは、必要に応じて脚注を付すなど、入札回避という疑念を抱かれないように作成することが重要である。

② とちぎ未来クラブ事業費

(i) とちぎ未来クラブに対する負担金の支出について（指摘事項）

とちぎ未来クラブ（以下「未来クラブ」という。）とは、県民総ぐるみで結婚・子育てを支援し、家庭を築き安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進することを目的として、平成 19 年に設立された任意団体である。構成員は、県、県議会、保健福祉団体、経済団体、教育関係、警察等 41 団体で、他に参与として、県内の新聞社と放送局計 4 社が参加している。事務局は、平成 24 年 5 月の総会までは、財団法人とちぎ未来づくり財団（当時）が、それ以降は、県こども政策課が務めている。収入はほとんどが県からの負担金、支出は未来クラブ事業費のみであり、実際の事業の多くは公益財団法人とちぎ未来づくり財団へ委託している。

未来クラブは、平成 27 年度においては「とちぎ出会い系サポート事業（結婚支援事業）」、「とちぎ子育て家族応援事業」、「本部事業」の三事業を行っているが、決算書によると平成 27 年度は収支差額が約 300 万円あり、これが次年度へ繰り越されている。

未来クラブの平成 19 年の設立以来の収支及び繰越金の状況を検討したところ、下記のとおりである。

(単位：千円、%)

年度 (平成)	収入 (繰越金 を含む)	支出	収支差額 (次年度 繰越金)	収入に占める 前年度繰越金 の割合 (%)
19	44,208	43,439	769	—
20	23,172	22,076	1,095	3.3
21	19,548	17,552	1,995	5.6
22	24,013	19,069	4,943	8.3
23	23,011	15,921	7,089	21.4
24	15,509	9,929	5,580	45.7
25	13,421	9,285	4,136	41.5
26	11,587	8,507	3,079	35.6
27	28,220	25,266	2,953	10.9
28 (予算)	48,004	48,004	—	6.1

上記のとおり、平成 22 年度末以降、毎年約 300 万円以上の繰越金が存在し、各年度の収入に占める前年度繰越金の割合も比較的高い状態が継続していた。平成 28 年度には前年度繰越金を含む収支差額がゼロになるような予算が策定されているとのことであるが、もっと早い時点で県の負担金額を削減すべきであった。

(2) 高齢者支援

① 健康長寿とちぎづくり推進事業費

(i) 食生活・栄養情報相談等事業の実績報告に対する確認検査について (指摘事項)

県は、公益社団法人栃木県栄養士会（以下「栄養士会」という。）に対して食生活・栄養情報相談等事業を随意契約により委託しており、平成27年度の契約金額は4,534千円である。事業の具体的な内容は、食生活・栄養情報相談等事業として、i)食生活、栄養情報電話相談、ii)食生活・栄養情報提供、iii)外食栄養成分表示普及促進事業、iv)ヘルシーグルメ等の普及啓発支援、v)「食生活指針」及び「食事バランスガイド」の普及啓発、また、食生活関係団体支援事業として、i)各種講習会の実施、ii)組織の育成である。

事業の完了後、県は栄養士会より実績報告書と決算書の提出を受け、内容の確認検査を行っている。実績報告書はA4判1頁に事業実績の概要が記載されたものであり、その内容は下記のとおりである。

事業の内容	事業実績の概要
1 食生活、栄養情報相談事業 ① 食生活、栄養情報電話相談	食生活や栄養について、一般県民等からの電話やFAXあるいは来所などによる各種の相談に常時対応した。 相談、指導件数（来訪者を含む） 1日あたり 平均1.5件 月あたり 平均30件 年間 約360件 会が定期的に発行配付する「栄養とちぎ」、ホームページへの最新情報の掲載等を通じ、県民への食生活、栄養に関する情報提供を行った。 発行回数 年4回 (4月、6月、10月、1月) ホームページは随時更新

<p>2 食生活関係団体支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 各種講習会の実施 ② 組織の育成 	<p>「指針」及び「食事バランスガイド」等のリーフレットを利活用し、何をどれだけ食べたらよいかについて啓発指導や相談を実施した。</p> <p>望ましい食生活の普及に役立てるため、健康料理教室等を開催した。</p> <p>栃木県食生活改善推進団体連絡協議会に対して、食生活と栄養の立場から各種の指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食生活改善推進活動内容指導 ・活動資料等の収集、作成指導
--	---

上記のとおり、具体的な件数や回数はほとんど記載されていない。例えば、電話相談については「年間約 360 件」と記載されているのみであり、月別の件数や相談内容などの詳細は不明である。また講習会の実施についても「健康料理教室等を開催した。」との記載があるのみで、具体的な開催日時や実施回数、参加者の人数などは記載がない。

一方決算書についても、内訳として例えば「電話相談担当者賃金」や「印刷製本費」、「郵送料」、「講習会講師」、「事務費」等について合計金額の記載があるのみで、具体的に賃金の時給や勤務時間、印刷製本部数や郵送部数・郵送料の単価、講師の人数や謝金の単価、事務費の内訳などは、詳細を記した資料がないため不明である。さらに、電話相談の内訳として記載されている「電話代」については、端数の無い 12 万円ちょうどが決算額として計上されており、極めて不自然である。

これらの実績報告書及び決算書だけから支出の妥当性を検討することは困難であり、実績の確認検査が適切に行われているとは判断し難い。

(ii) 食生活・栄養情報電話相談等事業の有効性について（指摘事項）

県は、食生活・栄養情報相談等事業の一環として、栄養士会に対して食生活、栄養情報電話相談事業を委託している。この事業は、食生活や栄養について一般県民等からの電話やファクス、あるいは栄養士会への来所などによる各種の相談に常時対応するものである。

栄養士会から提出された実績報告書によると、相談、指導件数は来訪者も含み「1 日あたり平均 1.5 件、月あたり平均 30 件、年間約 360 件」と記載されている。一方決算書によると、食生活、栄養情報電話相談の決算額は、電話相談担当者の賃金、通勤手当及び電話代で合計 200 万円弱である。

この決算額を年間の相談、指導件数である 360 回で除すると、相談 1 件当たり約 5,600 円の費用がかかっていることになる。常時対応しても 1 日 1.5 件しかない相談、指導について結果的に 1 回 5,600 円もかかる本事業を行う必要があるのかどうか再度検討すべきである。また、もし本当に必要であれば、より効率的に事業を実施する方法を検討すべきである。

② はつらつシルバー支援事業費

(i) はつらつとちぎ 21 推進事業の委託料収支状況報告書の記載およびその確認検査について（指摘事項）

県は、社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（以下「とちぎ健康福祉協会」という。）に対して、はつらつとちぎ 21 推進事業を随意契約により委託しており、事業の完了後、実績報告としてとちぎ健康福祉協会より委託料収支状況報告書と同内訳書の提出を受け、書面による確認検査を行っている。

これらの書類には、支出が「人件費支出」、「事業費支出」、「事務費支出」、「事業区分間繰入金支出」の四つの大区分に分かれて記載されている。

委託料収支状況報告書の概要は以下のとおりである。

（単位：千円）

科目	金額
1 収 入	31, 188
2 支 出	
人件費支出	16, 796
事業費支出	1, 580
事務費支出	9, 159
事業区分間繰入金支出	3, 652
合計	31, 188
3 収支残高	0

上記のうち「人件費支出」、「事業費支出」、「事務費支出」の三つの大区分にはさらに中区分としてそれぞれの内訳が記載されているが、「事業区分間繰入金支出」には中区分の記載はなく内容が不明である。

委託先であるとちぎ健康福祉協会に往査した際、その内容について確認したところ、収入金額と支出金額の差額を埋めるための項目であり実際の支出ではないことが判明した。

このような項目を用いて収支差額をゼロとして実績報告を行うことは不適切である。また、当該報告書に基づいた確認検査も適切に行われているとは判断し難い。

(ii) はつらつとちぎ 21 推進事業の委託方法について（指摘事項）

県はとちぎ健康福祉協会に対して、生きがい推進員運営事業、ねんりんピックとちぎ開催事業、全国健康福祉祭派遣事業の三事業を一括して、はつらつとちぎ 21 推進事業として委託している。

各事業の概要は以下のとおりである。

生きがい推進員運営事業	高齢者の地域活動への参加促進、高齢者の福祉施策の普及啓発等を行う「生きがい推進員」をシルバー大学校生に委嘱するとともに、ホームページなどでその活動情報等を広く県民にPRすることによって、地域
-------------	---

	高齢者等に対して積極的な社会参加を促すことを目的とした事業 具体的には「地域文化伝承団」養成支援事業と生きがい推進員データベースの更新である。
ねんりんピックとちぎ開催事業	ねんりんピックとちぎを開催する事業。 なお、ねんりんピックとちぎとは、他県で行われる全国健康福祉祭への派遣選手の選考会を兼ねたスポーツ・文化交流大会及び全国健康福祉祭への出展作品の選考会を兼ねた書画等のシルバー作品展のことである。
全国健康福祉祭派遣事業	他県で行われる全国健康福祉祭に本県選手団を派遣する事業

上表のとおり、とちぎ健康福祉協会への委託三事業のうち、ねんりんピックとちぎ開催事業と全国健康福祉祭派遣事業は相互に関連している。

このように、はつらつとちぎ 21 推進事業のうち生きがい推進員運営事業は、他の二事業とは性格が全く異なり関連性もないため、事業の委託に際してはこれらを一括してではなく、別々の事業として委託すべきである。

(iii) ねんりんピックとちぎ開催事業の委託料の積算について（指摘事項）

県は、とちぎ健康福祉協会に対して、ねんりんピックとちぎ開催事業を委託している。具体的な事業の内容は、全国健康福祉祭への派遣選手の選考会を兼ねたスポーツ・文化交流大会及び全国健康福祉祭への出展作品の選考会を兼ねた書画等のシルバー作品展の開催である。

当該委託料の積算に際し、保険料として動産総合保険及び傷害保険掛け金を計上しているが、単価に 1.08 を乗じている。その理由を確認したところ、従前よりこの方法で計算していたためであるとの回答を得た。消費税込みの金額にすることが目的と推察されるが、消費税法上、保険料は課税対象外であり、1.08 を乗じて消費税込みの金額にすること自体が誤りである。また従前より行われてきたとのことで、消費税の導入以来、税率が変わっても誤った処理が継続されてきた可能性が高い。積算の際の消費税の取り扱いについて、再度確認すべきである。

③ 生きがい対策事業費

(i) シルバー人材センター支援事業の所管部署について（意見）

生きがい対策事業は、老人クラブ支援事業とシルバー人材センター支援事業の二つに大別される。このうち後者のシルバー人材センター支援事業は、高年齢者の希望に応じた就業機会を確保、提供することを目的とするシルバー人材センター事業について、その一層の発展・拡充を図るために設立された公益財団法人栃木県シルバー人材センター連合会（以下「連合会」という。）において、県

下全域で円滑かつ効果的なシルバー人材センター事業が展開されるよう、連合会の運営に要する経費を助成するものである。

連合会は、県内 25 市町の 25 シルバー人材センターを会員としており、平成 24 年 4 月 1 日に公益認定を受けている。そもそも連合会は、平成 8 年 10 月 1 日に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の一部改正により設立されたものである。さらに最近では、連合会自体が一般労働者派遣事業を行っていることから、連合会に対する経費の助成は、高齢者の福祉の向上や社会参加の促進という性格よりもむしろ、高齢者の就業機会の確保や雇用の安定という性格が強いものである。

このような観点から、シルバー人材センター支援事業の所管部署について、本県においては、保健福祉部高齢対策課よりも産業労働観光部労働政策課の方が相応しいものと思われる。

(ii) 行政財産の使用許可に伴う使用料の減免基準について（指摘事項）

とちぎ健康の森には、一般財団法人栃木県老人クラブ連合会が入居しており、3 年ごとに、県に使用許可申請を行っている。県に提出された「県有財産使用許可申請書」及び「県有財産使用料減免申請書」によれば、使用許可申請及び使用料減免申請の理由は、概略以下のとおりである。

- ・当連合会は、各市町老人クラブの連絡提携とその指導育成を図り、併せて老人クラブ活動の充実強化を推進し、老人福祉の増進と社会福祉の向上及び発展に寄与することを目的としていること
- ・とちぎ健康の森は県の中央部に位置しており、交通の便をはじめ、各市町で組織されている老人クラブに対する支援等を効率的に行うことができるこ

県ではこれを受け使用を許可し使用料を 100% 免除している。

行政財産の使用許可に伴う使用料については、栃木県行政財産使用料条例に基づき徴収しているが、使用料の減免基準については下記のとおり定められている。

行政財産の使用許可に伴う使用料の減免について	
平成 8 年 3 月 28 日	
管第 351 号	
総務部長通知	
減免の対象となる使用許可内容	減免率
1 他の地方公共団体その他公共的団体において、 公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。 —中略—	
(3) 公共的団体において、県の事務又は事業に密接に関連する公益を目的とした事務、事業の用に直接供するため	100% 以下

<p>に使用するとき。 (ただし収益を上げている団体を除く。)</p> <p>(4) 公共的団体において、県の事務又は事業に密接に関連する公益を目的とした事務、事業の用に直接供するために使用するとき。 (ただし収益を上げている団体に限る。)</p> <p style="text-align: center;">—後略—</p>	50%以下
--	-------

一般財団法人栃木県老人クラブ連合会は、使用料減免の基準を満たしているため、使用料を 100% 減免されているが、「収益を上げている団体」か否かについて判断した形跡はない。一般財団法人栃木県老人クラブ連合会は、決算報告書によると収益事業を行っていると考えられることから、上記の「収益を上げている団体」に該当するか否かを確認するため、「収益を上げている」の解釈について照会したところ、管財課からの回答は下記のとおりであった。

「収益を上げていない」

公共的団体で、収益事業を行っていない場合及び収益事業を行っているが、法人税が課税されていない場合。

ただし、当該使用許可等をする場所において、自主事業等の実施により明らかに収益が上がるものと判断できる場合は「収益を上げている」として取り扱うこととし、その部分に限って減免率 50% 以下適用。

「収益を上げている」

公共的団体で、収益事業を行っており法人税が課税されている場合。

ただし本来の公共的な活動〔収益事業以外〕の目的で施設等を使用すると認められる場合は「収益を上げていない」として取り扱うこととし、その部分に限って減免率 100% 以下適用。

この解釈は、平成 16 年に、「使用料減免基準における「収益」に対する考え方について」という内部文書において、管財課が定めたものであるが、各財産主管課及び各財産管理者には、通知されていない。

また、当該文書の中では以下のとおりの問題提起がされている。

<p>新規の申請時に管財課で 100% 減免を受けた団体等に係る更新事務は、各財産主管課で行っているが、更新時において現行基準による収益の状況等を再確認していないケースが考えられ、減免措置が適正か否か疑義が生じている。</p>

こうした状況を踏まえて、管財課では、県有財産の使用許可及び貸付契約に係る更新にあたり、各財産主管課及び各財産管理者に「使用許可・貸付契約更新の事務に係る留意事項」という文書を通知し、その中で以下のとおり注意喚起をしている。

(注1) 使用料等の減免

使用目的や申請者の収益状況等について審査し、継続して減免することが妥当ないと判断される場合には、「申請内容に変更のあるもの」となり、管財課において更新事務を行うこととなります。疑義が生じた場合は、管財課に相談してください。

しかし、この通知にも「収益を上げている」という文言の解釈が示されておらず、当該施設をはじめ他の行政財産の使用料減免にあたり、「収益を上げている」か否かについて適時適切な判断がなされているとは認めがたい状況である。

このため、使用料減免が適正に運用されるよう、「収益を上げている」という文言の解釈を各財産主管課及び各財産管理者に周知すべきである。

また、減免率は、100%以下あるいは、50%以下と定められているものの、実際の運用は、100%あるいは、50%となっている。疑義をなくすためにも、その取り扱いを明確にすべきである。

V. 施設整備

1. 現状と課題

(1) 子育て支援

子育てを社会全体で支えていく上で、日常生活において子育て中の家庭と直接関わる機会の多い地域社会が果たす役割は重要である。しかしながら、近年は地域社会の連帯意識の希薄化が進み、子育て家庭が地域社会から孤立する傾向もある。

こうした中で、地域における保護者の教育・保育施設や子育て支援事業に係るニーズに応えられるよう、サービスの基盤となる施設の整備・充実を計画的に進めていく必要がある。

(2) 高齢者支援

① 老人保健福祉施設整備助成費

特別養護老人ホームについては、平成27年4月から新規入所が原則として要介護3以上となったが、一方で、高齢化の更なる進行や家族の高齢化に伴う介護力の低下等により、入所需要が高まっている。また、本県における特別養護老人ホームへの入所が必要な高齢者は平成29年度末時点で2,050人と推計されており、今後も在宅での介護が難しい要介護度の高い認知症高齢者や単身高齢者等の増加が見込まれることから、引き続き、入所が必要な高齢者をよりきめ細かに把握した上で、必要数を整備することが求められている。

② 療養病床転換助成費

急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識の変化など、大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとしていくためには、その構造改革が急務である。また、高齢者の状態に即した適切な医療や介護のサービスを効率的に提供する体制づくりに取り組むことが求められている。

③ 介護基盤整備等事業費

地域密着型サービスについては、高齢者が中重度の要介護状態となっても、できる限り住み慣れた地域での生活を継続できるように、原則として、事業所の存在する市町の住民のみが利用できるサービスで、地域の実情に合った設置・運営が必要であるため、市町が指定・指導監督等の権限を有している。また、市町は、地域の実情や高齢者のニーズに応じた地域密着型サービスの確保に努めることが求められている。

2. 関連事業の基本方針と計画

(1) 子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートした。

そこで、本県においても、子ども・子育て支援の環境整備を総合的かつ計画的に推進するために策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」に基づき、入所待機児童の解消に向けて、各市町のニーズ調査結果や地域の実情を考慮した、新たな幼稚園・保育所及び認定こども園など教育・保育施設の整備・充実を支援する。

また、昼間保護者のいない小学生の健全な育成を図るため、市町等が実施する放課後児童クラブの整備を支援する。

(2) 高齢者支援

① 老人保健福祉施設整備助成費

特別養護老人ホームは、常時介護が必要で在宅生活が困難な要介護者に対し、日常生活上の世話、機能訓練、健康管理等を行うことにより、入所者が有するその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようとする施設である。様々な事情で在宅生活が困難な高齢者に対応するためには、このようなきめ細かなケアが行われる特別養護老人ホームを優先的に整備していく必要がある。整備に当たっては、特別養護老人ホームへの入所申込状況調査の結果や、将来の要介護高齢者数や家族の介護力の推移、さらには、在宅サービスの普及等を踏まえ、計画的な整備を進めるとともに、施設整備費の助成を行う。なお、地域密着型特別養護老人ホームやその他の地域密着型サービス等については、地域医療介護総合確保基金を活用した「介護基盤整備等事業費」により必要な助成を行う。

② 療養病床転換助成費

医療資源の適正な活用の観点から、自らの判断で療養病床を介護保険施設等に転換しようとする医療機関に対し、情報提供や相談を実施するとともに、転換する際に必要となる施設改修費の助成を行う。

③ 介護基盤整備等事業費

地域密着型特別養護老人ホームやその他の地域密着型サービスの整備については、地域の実情を踏まえながら、介護サービスの基盤整備を進めるとともに、地域医療介護総合確保基金を活用して、施設整備費や、開設に必要な備品購入費等の助成を行う。

3. 県が実施する関連事業

(1) 関連事業と事業費

平成 27 年度

(単位：百万円)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
幼稚園耐震化事 業費	609	-	老人保健福祉施 設整備助成費	648	648
幼稚園緊急環境 整備事業費	61	-	療養病床転換助 成費	-	-
児童福祉施設整 備助成費	116	107	介護基盤整備等 事業費	230	-
安心こども基金 事業費	3,081	-			
合計	3,867	107	合計	878	648

4. 市町が実施する主な関連事業

(1) 独自事業

① 子育て支援

県では市町が行う独自事業について把握していない。

② 高齢者支援

県では市町が行う独自事業について把握していない。

(2) 連携事業

子育て支援	高齢者支援
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所緊急整備事業 ・小規模保育設置促進事業 ・認定こども園整備事業 ・放課後児童クラブ整備事業 ・保育所等整備交付金（国→市町） ・私立学校施設整備費補助金 (私立幼稚園施設整備費) (国→園) 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護基盤整備等事業

(注) 市町が実施する事業以外に、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事
業がある。

5. 関連事業の概略

(1) 子育て支援

① 幼稚園耐震化事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	認定こども園及び認定こども園に移行予定の幼稚園のうち、耐震性に問題があると認められる園を運営する学校法人等に対して、耐震性向上のための改修費用や改築に要する費用の一部を助成する。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	609, 167 千円	(安心こども基金繰入金)
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>園舎の整備が行われ、耐震性の向上が図られるとともに、私立幼稚園が認定こども園に移行することで、保育の受入枠の拡充が図られた。</p> <p>○実施園数 私立幼稚園（全て認定こども園に移行）：3園 認定こども園 : 3園</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚園耐震化事業費	374, 425	741, 435	609, 167

② 幼稚園緊急環境整備事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	幼児教育の質の向上を図るため、学校法人立幼稚園等が行う環境整備として購入する遊具等の購入費用及び認定こども園等が行う研修に係る費用の一部を助成する。		
財源	国庫支出金	61, 813 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>全ての施設の要望に応えており、遊具等の購入や研修が実施され、幼児教育の質の向上に貢献できた。</p> <p>○実施園数 緊急環境整備事業 : 105 園 研修支援事業 : 16 園</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
緊急環境整備費	—	55,575	59,861
研修支援費	—	1,080	1,952

③ 児童福祉施設整備助成費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の放課後における安全な生活の場を確保するため、放課後児童クラブの新築、改築または環境整備等を行う市町等に対し、整備費の一部を助成する。</p> <p>また、要保護児童が入所する児童養護施設や乳児院等の改築、修繕等を行う社会福祉法人に対し、費用の一部を助成する。</p>		
財源	国庫支出金	9,500 千円	
	地方債	85,000 千円	
	その他	147 千円 (補助金等精算返納金)	
	一般財源	22,112 千円	
事業の効果	<p>施設整備を予定した全ての市町等に助成を行い、放課後児童クラブの整備促進に寄与した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施クラブ数：30 箇所 (新築・増改築 21 箇所、環境整備 8 箇所、倉庫整備 1 箇所) 乳児院（定員 80 名）の給湯設備等が更新され、施設環境の改善が図られ、入所する乳児の健康の維持に寄与した。 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
放課後児童クラブ	101,378	86,422	102,509
乳児院	—	—	14,250

④ 安心こども基金事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うため、認定こども園や保育所、小規模保育事業所の整備を実施する市町に対して、施設整備の費用の一部を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等緊急整備事業 ・小規模保育設置促進事業 ・認定こども園整備事業 		
財源	国庫支出金	1,778,373 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	1,302,680 千円	(安心こども基金繰入金等)
	一般財源	823 千円	
事業の効果	<p>各市町における保育ニーズに対応するため、保育所や認定こども園等の整備を促進したことにより、保育の受け皿の確保に寄与することができた。</p> <p>○保育所等緊急整備事業 保育所等の施設整備に対して補助金を支給した。 実施箇所 : 7 箇所 整備対象定員 : 483 名</p> <p>○小規模保育設置促進事業 事業所開設のための改修費等に対して補助金を支給した。 実施箇所 : 1 箇所 整備対象定員 : 12 名</p> <p>○認定こども園整備事業 認定こども園等の施設整備に対して補助金を支給した。 実施箇所 : 17 箇所 整備対象定員 : 141 名</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
基金活用事業費	2,522,194	2,120,197	1,511,022
基金積立費	284,694	4,238,634	1,570,854

(2) 高齢者支援

① 老人保健福祉施設整備助成費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	特別養護老人ホーム等の整備に対する助成の実施		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	648,000 千円	
事業の効果	<p>特別養護老人ホームの整備が促進され、入所待機者の解消につながった。</p> <p>○整備実績の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの整備数 4 施設 120 床 ・併設ショートステイの整備数 2 施設 20 床 ・養護老人ホームの整備数 1 施設 70 床 (建替え) <p>以上により、特別養護老人ホームの入所待機者数が 120 名減少するとともに、入所待機者も利用可能なショートステイの拡大も図られた。</p> <p>また、養護老人ホームは建物の老朽化問題が解消された。</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
老人保健福祉施設整備助成費	567,000	681,049	648,000

② 療養病床転換助成費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	医療療養病床を介護保険施設等に転換する際に必要となる建物改修等に対する助成の実施		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	- 千円	
事業の効果	高齢者の状態に即した適切なサービスの提供や介護保険等の財源の効率的な活用及び医師・看護師等の限られた人材の効率的な活用につながった。		

(ii)事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
療養病床転換助成費	5,413	-	-

③介護基盤整備等事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	地域医療介護総合確保基金を活用した介護保険施設等の整備及び開設準備に対する助成の実施		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	229,800 千円 (地域医療介護総合確保基金)	
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>現在不足している介護サービス基盤の整備が促進される。 (整備実績の主な内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設 29 床 ・介護老人保健施設 1 施設 50 床 ・認知症高齢者グループホーム 3 施設 54 床 ・小規模多機能 1 施設 9 床 ・定期巡回 2 施設 <p>地域の実情に合った地域密着型サービスの提供が拡大された。</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護基盤整備等事業	※	※	130,000
開設準備経費助成事業	※	※	99,800

※ 事業区分が変わったため集計不能

6. 監査の結果

(1) 共通

① 消費税等の仕入税額控除の未報告について（指摘事項）

以下の交付要領では、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書等により速やかに知事に報告する旨を規定している。また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある旨も規定している。

- ・幼稚園耐震化促進事業費補助金交付要領
- ・児童福祉施設整備費補助金交付要領
- ・栃木県子ども・子育て支援整備交付金交付要領
- ・老人福祉施設整備費補助金交付要領
- ・栃木県地域医療介護総合確保基金事業（既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業）補助金交付要領

補助金交付者（国、県）が補助金を交付する行政行為は不課税取引であるため、補助事業者が受け取った補助金に消費税等は課税されないのでに対し、補助事業者が補助金で購入した商品や製品の対価（請負契約により建てた建物の対価など）には消費税等が含まれていることから当該消費税等を還付または仕入税額控除を行うことができる。したがって、補助事業者は、①補助金の交付を受ける、②消費税等の還付または仕入税額控除を受ける、と二重の恩恵を受けることとなるので、補助金で購入した商品や製品の対価に含まれる消費税等については、その額を補助金交付者に報告し、返還しなければならないという趣旨である。

県では補助事業者に対し消費税等の報告を求めておらず、補助事業者から当該報告書等を受領していない。県は補助事業者から当該報告書等の提出を受け、消費税等の返還を求める必要があるか検討しなければならない。

(2) 子育て支援

① 幼稚園耐震化事業

(i) 交付要領の計算式について（意見）

本体工事の補助基準額は整備後の定員に応じて決めており、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、「工事にかかる定員数÷整備後の総定員数×整備後の総定員数の規模における基準額」で算定した額を基準額としている。ここで、工事にかかる定員数が算定できない場合、栃木県の交付要領では「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で求めることとなっているが、これでは分母と分子が整合していないため、本来は「定員数=総定員数×改築面積／整備後の総面積」とすべきである。

栃木県の交付要領でこのような計算方法になっている理由は、平成 27 年度までの国（文部科学省及び厚生労働省）の交付要領では、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」となっているためである。国の交付要領は、平成 28 年度の改正で、計算方法を「定員数=総定員数×改築面積／整備後の総面積」に改めているが、改正理由については文言の明確化としている。

疑義の生じる計算式であり、かつ、影響額も大きいため、県は国に照会し、慎重に取り組むべきであった。

平成 27 年度の栃木県の補助基準額表

（注 1）一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

平成 27 年度の国の補助基準額表

※一部改築等定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

平成 28 年度の国の補助基準額表

※一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数=総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）

② 幼稚園緊急環境整備事業

(i) 補助対象設備の確認について（指摘事項）

幼稚園緊急環境整備事業では、設備整備と研修支援事業を実施している。このうち設備整備については幼児教育の質の向上のための環境整備を目的としている。

幼稚園等緊急環境整備事業実施要綱

別添1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業

1 事業の目的

幼児教育の質の向上のための環境の緊急整備を行うことにより、質の高い環境で、子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 事業内容

遊具等環境整備

施設における遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の設備整備

(2) 事業実施主体

学校法人又は社会福祉法人（幼保連携型認定こども園を設置する場合に限る）

3 補助基準額

(1) 補助基準額

1 施設当たり 2,000 千円

(2) 補助率

① 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園 1/2

② ①以外の幼稚園 1/3

4 対象経費

遊具・運動用具・教具・保健衛生用品等の教育の質の向上に必要な設備整備に要する経費（短期間のうちに消耗する物品や個人の所要に係る物品を除く）

5 留意事項

対象経費に係る設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。

当事業は、平成26年度以前は安心こども基金事業で実施していたが、平成27年度より国の事業に引き継がれた経緯がある。平成27年度は移行直後であり国から詳細な判断基準を示されなかつたため、県は、従来の県独自の判断基準を踏襲して補助対象か否かの判断を行う部分が多く、国への照会が不足していた。

解釈に疑義のある案件や用途が不明確な設備については積極的に国や各園へ照会し、補助対象となるかどうか慎重に確認すべきであった。

(単位：円)

品目	数量	補助対象経費	補助金
砦（アスレチック）	1棟	5,546,232	666,000
砦（アスレチック）	1棟	2,268,000	1,000,000
学校法人会計システム、給与計算システム	1個	982,800	490,408
電話機	1式	918,000	305,747
電話機	15台	238,680	119,099
ノートパソコン一式	11台	2,162,592	666,000
ノートパソコン一式	12台	1,980,000	660,000
ノートパソコン一式	12台	1,277,604	408,963
ノートパソコン一式	18台	2,016,792	666,000

(注) 補助事業者において他の設備も併せて交付申請している場合があるため、「補助金」欄には、補助金交付決定額に交付申請額に占める掲載設備の額の割合を乗じた値を記載した。

(ア) 砦

「幼稚園等緊急環境整備事業実施要綱」の別添1では、対象経費を大規模な工事を伴わないものとしている。見積書や請求明細書から判断して、当該砦は汎用的な木材を加工し、組み立てて作製するものであり、大規模な工事に該当する可能性があった。平成28年度からは補助対象になっているが、平成27年度の時点では当該砦が補助対象となるか否か疑義のある案件であったため、国への照会をすべきであった。

(イ) 学校法人会計システム、給与計算システム

当該システムは、幼児教育の質には直接関連性はなく、学校法人の運営事務のための設備である。したがって、当該システムは補助対象外と捉えるべきである。

また、意図的なものか否かは不明であるが、補助事業者が作成した事業実績報告書には当システムを補助対象設備である「パソコン一式」と記載しており、不適切な実績報告である。国の判断を仰ぐ必要はあるが、県は補助金の返還を求めるべき可能性がある。

(ウ) 電話機

電話機は幼児教育の質との関連性が薄く、主として、学校法人の運営事務に利用する設備である。したがって、電話機は補助対象外と捉える余地があると考える。

(エ) ノートパソコン

ノートパソコンについては、多種多様な用途があるため、各園において幼児教育の質との関連性があるか否か不明である。県は各園における具体的な用途を確認し、補助対象として適切であるかどうか検討すべきである。

③ 児童福祉施設整備助成費

(i) 事業着手報告書等の未提出について（指摘事項）

「児童福祉施設整備費補助金交付要領」では、補助事業者は、事業着手報告書（様式第5号）、児童福祉施設整備費補助金に係る工事進捗状況調書（様式第6号）を提出する旨を規定している。

しかし、当年度に実施した事業（乳児院の省エネ給湯システム工事、変電設備変更工事及び自動火災報知設備受信機更新工事、補助金額1,425万円）について、県は補助事業者から当該様式の提出を受けていなかった。県は補助事業者に対し当該様式の提出を求めるべきである。

(3)高齢者支援

①老人福祉施設整備費補助金

(i)事業完了報告の遅延について（指摘事項）

「老人福祉施設整備費補助金交付要領」では、補助事業完了後1週間以内に事業完了報告書を知事に提出しなければならない旨が規定されている。

しかし、事業完了から1週間を過ぎて事業完了報告書を受領している例が散見された。

県が補助事業者に通知した事業完了報告書の提出依頼書に関して、提出期限を本来は補助事業完了後1週間以内とすべきであったが、補助金完了検査日の1週間前までとしており、案内が誤っていたことも提出遅延の一因と考えられる。

県は補助事業者に対して正確な提出期限を案内し、事業完了報告の期限内提出を求めるべきである。

②介護基盤整備等事業費

補助事業者における適切でない入札の実施について

当事業では、地域医療介護総合確保基金を活用し、特別養護老人ホーム等を開設する事業者または市町に対して、開設準備に要する経費を助成している（定員あたり600千円）。

当年度に実施した事業のなかに、補助事業者において適切でない入札が実施されたものが含まれていた（事業者による介護老人保健施設の開設準備、補助金30,000千円）。

入札結果について

看護備品・電動ベッド一式（単位：円）

	作成者	税抜金額
見積書 (注)	A 農業協同組合連合会	22,911,104
予定価格	補助事業者	22,911,104
	A 農業協同組合連合会	22,500,000 (落札)
入札金額	B 株式会社	23,580,000
	株式会社 C	25,147,000

浴槽・電化製品一式（単位：円）

	作成者	税抜金額
見積書 (注)	A 農業協同組合連合会	10,504,688
予定価格	補助事業者	10,504,688
	A 農業協同組合連合会	11,500,000
入札金額	B 株式会社	10,480,000 (落札)
	株式会社 C	11,800,000

（注）A 農業協同組合連合会の見積書は、看護備品・電動ベッド一式と浴槽・電化製品一式とを一枚の見積書で作成している。表中の金額は見積書の内訳を基に分割したものである。

本件では、補助事業者からの申し入れにより、開設準備に要する物品を看護備品・電動ベッド一式と浴槽・電化製品一式とに分けて入札を行っている。介護用品と家電製品では通常は取扱業者が異なるため、参加業者を増やすという

点において入札を分けることには合理性がある。しかし、本件では両入札における入札参加業者は同一である。

(i) 購入品目と合致しない入札参加業者の指名について（指摘事項）

家電製品の入札に3社が参加しているが、いずれの会社も家電製品の卸売を定款目的に含めておらず、また、各社のホームページにも家電製品を扱っている旨の記述はない。

補助事業者が家電製品の入札においてこの3社を指名した合理的な理由はなく、入札業者の選定が適切でなかったと言える。

県は補助事業者による入札が適正に行われていたか確認すべきであった。

各社の定款目的

A 農業協同組合連合会	B 株式会社	株式会社 C
<p>この会は、会員又は会員の組合員のために、次の事業を行う。</p> <p>(1) 農村の生活及び文化の改善に関する次の事業</p> <p>(イ) 農村の生活及び文化の改善に必要な共同利用施設の設置</p> <p>(ロ) 科学、技術、芸術、スポーツ及び娯楽の普及</p> <p>(2) 保健医療施設の設置</p> <p>(3) 老人の福祉に関する事業</p> <p>(4) 第1条の事業目的を達成するためにこれに関連して行うことを通常必要とする範囲の事業</p> <p>(イ) 文化及び生活資材、保健医療資材、医療器械並びに医薬品 (動物用医薬品を含む。) の斡旋並びに供給</p> <p>(ロ) 医師、薬剤師、看護師、保健師その他の医療・福祉関係者の</p>	<p>1. 次の商品及びその附属品の製造、加工、販売、リース、レンタル、保守、点検、修理、委託試験並びに輸出入に関する業務 医療器械、再生医療等製品、医療用具、理化学機器、教育機器、衛生用品、計量器、医薬品、化学工業薬品、介護用品、事務用什器・備品、レントゲンフィルム及びレントゲン装置</p> <p>2. 次の商品及びサービスにおける通信販売事業文房具、事務用品、オフィス家具、什器備品、インテリア用品、コンピュータ及び周辺機器、ソフトウエア、書籍、食料品、日用雑貨品、清涼飲料水、衣料品、家庭</p>	<p>1. 医療機器、医療用器械器具、理化学器械の製造および販売ならびに賃貸</p> <p>2. ベッド、車椅子、歩行器等の福祉用具・介護用品の販売および賃貸</p> <p>3. 環境商品ならびに装置、バイオ商品ならびに装置の販売および賃貸</p> <p>4. 前3項に係る医療機器、医療用機械器具等の修理業</p> <p>5. 試薬、化学薬品、劇物毒物、高圧ガスの製造および販売</p> <p>6. 医薬品、医療用材料の製造および販売ならびに調剤</p> <p>7. 再生医療等製品の販売等に関する業務</p> <p>8. 病院、医院、薬局の経営に関するコンサルティング業</p> <p>9. 臨床検査業務</p> <p>10. 入院患者利用のテレビ、ラジオ、その他の娯楽器具の賃貸</p> <p>11. 病院、医院の保安警備、廃棄物処理の請負</p> <p>12. 健康の保持増進のための健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の受託</p> <p>13. 動産の賃貸業</p> <p>14. 総合リース業</p>

教育及びこれの養成に関する施設 (ハ) 機関誌及び文化刊行物の発行配布 (ニ) 文化厚生に関する知識の向上を図るための教育及び情報の提供 (5) 会員の指導及び連絡 (6) 前各号の事業に附帯する事業	用電化製品、再生医療等製品、衛生用品、医薬品、医療機器、介護用品、名刺及び封筒の印刷作成・伝票等の名入れサービス、オフィスプリンティングサービス 3. 不動産の賃貸及び管理業 4. 前各号に付帯する一切の業務	15. 診療報酬請求事務並びに病院、医院一般事務の受託 16. 病院、医院の経理事務受託代行業務 17. 医療施設の営繕及び清掃業務の受託 18. リネンサプライ業務 19. 古物売買並びにその受託販売 20. 給食業務の受託及び管理 21. 内装仕上工事業 22. 一般建築工事業 23. 建築に関する企画、設計、コンサルティング業 24. 企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋 25. 介護保険法に基づく福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与業 26. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売業 27. 上記各号に付帯する一切の業務
--	--	--

(ii) 不自然な入札結果について（指摘事項）

浴槽・電化製品一式について、補助事業者は A 農業協同組合連合会が作成した見積金額を予定価格として入札を行っている。落札業者である B 株式会社が作成した入札内訳書の各製品の価格は A 農業協同組合連合会が作成した見積書と類似している（ほとんどが A 農業協同組合連合会の見積価格から千円未満を切り捨てた価格である。）。

また、A 農業協同組合連合会は自社で見積金額を 10,504,688 円と作成したにも関わらず約 100 万円高い 11,500,000 円で入札しており、不自然な点が多い。

県は補助事業者による入札が適正に行われていたか確認すべきであった。

A 農業協同組合連合会の見積書と B 株式会社の入札内訳書の比較（単位：円）

名称	数量	A 農業協同組合連合会 見積書	B 株式会社 入札内訳書	差額
デベロ 簡易浴槽	2	3,100,000	3,100,000	0
パナソニック 大型 TV	3	1,753,380	1,740,000	△13,380
東芝 冷凍冷蔵庫	3	735,000	735,000	0

日立 冷凍冷蔵庫	2	223,000	222,000	△1,000
シャープ 全自動洗濯機	4	768,920	772,000	3,080
日立 衣類乾燥機	4	248,800	248,000	△800
パナソニック 食器洗浄機	2	122,680	122,000	△680
ダイソン 掃除機	2	173,020	172,000	△1,020
アスカ ホットラミネーター	2	169,640	169,000	△640
富士通 デスクパソコン	14	3,046,680	3,038,000	△8,680
CASIO レーザープリンター	2	56,000	56,000	0
EPSON 複合機	2	107,568	106,000	△1,568
合計		10,504,688	10,480,000	△24,688

VI. 施設運営

1. 現状と課題

(1) 子育て支援

子育てを社会全体で支えていく上で、日常生活において子育て中の家庭と直接関わる機会の多い地域社会の果たす役割は、とても重要である。

しかし、近年、地域社会の連帯意識の希薄化、核家族化の進行等により、子育てについての不安や悩みを誰にも相談できず、子育てについて周囲から孤立する家庭が増加している。

これまで、各種相談機関による相談支援活動の充実等に努めてきたが、今後、家庭や地域の子育て機能のより一層の充実を図るため、それぞれの地域における教育・保育施設や子育て支援事業に係るニーズに応えられるよう、市町と連携し、計画的に取り組む必要がある。

(2) 高齢者支援

① 保健福祉課

(i) 現状

介護人材については、平成27年6月に厚生労働省が公表した介護人材需給推計によると、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年に全国で約37.7万人、本県においては約6,800人が不足するとされている。

また、国では一億総活躍社会の実現に向け「介護離職ゼロ」を目標に掲げ、12万人分の介護施設等を前倒しで整備することとしているため、介護人材の不足数はさらに拡大すると見込まれている。

介護福祉士養成施設の入学生が年々減少しており、学生の確保が困難な状況となっている。

(ii) 課題

多様な福祉・介護サービスの需要の拡大が見込まれているため、福祉職員（介護士・保育士等）の確保が課題となっている。

社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金は、社会福祉施設職員数の増加により、対象者数、退職手当額が増加することが予想され、予算の確保が課題となっている。

介護福祉士等養成施設運営費補助金については、年々入学生が減少しており、入学生の確保に取り組む必要がある。

② 高齢対策課

軽費老人ホームは、居宅での生活が困難な低所得階層の高齢者でも低額な料金で利用できる施設であり、利用者の対象収入に応じて、利用料の減免を行っているが、今後も高齢者人口の増加に伴い、低所得階層の高齢者数も増加が懸念されることから、利用者負担を軽減し、低所得階層の高齢者でも長く居住できる、安定した住まいを確保するため、施設が利用料の減免に要した経費を継続して助成していくことが求められている。

2. 関連事業の基本方針と計画

(1) 子育て支援

幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートした。

そこで、本県においても子ども・子育て支援の環境整備を総合的かつ計画的に推進するために策定した「とちぎ子ども・子育て支援プラン」に基づき、保育所等の運営に対する支援を行うとともに、市町と連携を図りながら、延長保育や病児保育、一時預かり事業等、多様な保育サービスの充実を促進する。

また、昼間保護者のいない小学生の健全育成を図るため、放課後児童クラブの運営に対する助成や支援員の認定研修を行う等、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう市町等が実施する総合的な放課後対策事業を支援する。

さらに、私立幼稚園における教育条件の維持、向上並びに園児に係る保育上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立幼稚園の経営の健全性を高め、私学教育の健全発展を推進する。

(2) 高齢者支援

① 保健福祉課

福祉マンパワーの養成確保を図るため、介護福祉士等養成学校の運営を充実するとともに、福祉人材・研修センターにおける就職相談、就労あっせん等の強化を図り、福祉に関わる者の資質向上のため、業務従事者等を対象とした研修を総合的かつ計画的に実施するなど、教育研修の充実強化を図る。

さらに、介護分野での人材確保の厳しい状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用し、「参入促進」「資質の向上」「労働環境・待遇の改善」を3本柱として、総合的に人材の育成・確保に取り組み、今年度から、関係団体、労働関係機関、教育機関等による「栃木県介護人材確保対策連絡調整会議」を設置して取組の加速化と連携強化を図る。

② 高齢対策課

軽費老人ホーム運営助成費では、高齢者が軽費老人ホームを容易に利用できるよう、「軽費老人ホーム運営費補助金交付要領」及び「軽費老人ホーム利用料等取扱要綱」に基づき、徴収すべき施設運営費（利用料）の一部を減免した場合における減免に要した経費を補助し、もって高齢者の福祉の増進を図ることとしている。

当該要領及び要綱を基に、県所管14施設に対し、減免に要した経費を補助している。なお、宇都宮市所管の13施設に対しては、県の関連事業同様に、宇都宮市において補助している。

3. 県が実施する関連事業

(1) 関連事業と事業費

平成 27 年度

(単位：百万円)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
子ども・子育て支 援事業費	6,569	6,540	福祉マンパワー 確保対策事業費	398	394
私立幼稚園振興 助成費	4,574	3,720	介護人材緊急確 保対策事業費	29	
特別保育事業等 推進費	190	164	軽費老人ホーム 運営助成費	279	279
合計	11,333	10,424	合計	706	673

4. 市町が実施する主な関連事業

(1) 独自事業

① 子育て支援

事業名	事業の内容	実施団体
公立教育・保育施 設運営費	公立施設の運営に要する経費	市町(益子町、茂木 町、野木町を除 く。)

② 高齢者支援

事業名	事業の内容	実施団体
軽費老人ホーム運 営助成費	県で行う関連事業と同様	宇都宮市

(2) 連携事業

子育て支援	高齢者支援
・施設型・地域型保育事業 ・地域子ども・子育て支援事業 ・特別保育事業	

5. 関連事業の概略

(1) 子育て支援

① 子ども・子育て支援事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>施設型・地域型保育事業費 子ども・子育て支援法の規定に基づき、各市町が特定教育・保育施設に対して支弁する施設の管理・運営に要する費用の一部を負担する。</p> <p>実施主体：市町村 負担割合：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4</p> <p>地域子ども・子育て支援事業費 各市町が子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、利用者支援事業等の事業を実施するために要する費用に対して、交付金を交付する。</p> <p>実施主体：市町村 補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3</p>		
財源	国庫支出金	5,276 千円	
事業の効果	地方債	- 千円	
	その他	24,112 千円	(補助金等精算返納金等)
	一般財源	6,540,591 千円	
	<p>施設型・地域型保育事業費 認定こども園、幼稚園、保育所に対する施設型給付により、保育士等の処遇改善、職員配置の見直し等、教育・保育の質の改善を図ることができた。</p> <p>(主な事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等職員給与の改善（処遇改善等加算 3%） ・3歳児の職員配置の改善（20：1→15：1） <p>また、地域型保育給付の創設により、地域のニーズに対応した保育施設の提供を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域型保育事業所数：53 施設、利用定員：716 人 (平成 27 年 4 月 1 日現在) <p>地域子ども・子育て支援事業費 各市町における地域のニーズに応じた多様な保育サービスを提供することにより、子ども・子育て家庭等の相談・支援の充実を図ることができた。</p> <p>(主な事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長保育事業 : 23 市町 ・放課後児童健全育成事業 : 25 市町 ・病児保育事業 : 19 市町 ・乳児家庭全戸訪問事業 : 25 市町 ・地域子育て支援拠点事業 : 25 市町 ・一時預かり事業 : 21 市町 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
施設型給付事業費	－	－	4,900,206
地域型保育事業費	－	－	244,795
地域子ども・子育て支援事業費	－	－	1,424,978

② 私立幼稚園振興助成費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>県が学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園（幼保連携型認定こども園を含む）の設置者に対し交付する補助金である。</p> <p>補助金の対象となる経費は、当該年度における事業に要する経費のうち、教育に必要な経常的経費（人件費、教育研究経費、管理経費等）とする。</p> <p>補助金は、教職員数及び園児数等に応じて補助する一般補助と、特別支援教育及び地域子育て支援推進事業（わんぱく保育推進事業及び子育てランド事業）の実施状況に応じて補助する特別補助とする。</p>		
財源	国庫支出金	853,522 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	3,720,666 千円	
事業の効果	<p>私立幼稚園の運営に必要な基盤的経費を補助することで、幼稚園の経営の健全性及び安定性を高めることができた。</p> <p>また、園で実施する障害児教育や預かり保育、地域の子育て支援等の必要経費を補助することで、園の教育水準の維持・向上とともに、子ども・子育て家庭への支援の充実や修学上の経済的負担の軽減が図られている。</p> <p>(主な事業実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園運営費補助金：一般補助 101 法人、114 園、20,589 人 ・地域子育て推進事業費補助金：預かり保育実施園数 108 園 ・特別支援教育費補助金：補助対象園児数 120 園、558 人 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
幼稚園運営費補助金	5,618,657	5,601,786	3,774,869
幼稚園地域子育て推進事業費補助金	313,050	323,350	203,330
幼稚園教材費等補助金	13,842	12,277	3,050
幼稚園特別支援教育費補助金	388,080	440,804	423,948
栃木県私立幼稚園振興財団補助金	146,910	144,792	162,991
栃木県幼稚園連合会補助金	6,000	6,000	6,000

③ 特別保育事業等推進費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>保育対策総合支援事業（保育対策等促進事業）費は認可外保育所の衛生・安全対策、障害児受入促進のための経費の補助である。</p> <p>県特別保育事業は低年齢児の処遇向上のための保育士増員のための経費の補助である。</p> <p>民間育児サービス対策事業費補助金は民間育児サービスを利用する乳幼児の保育確保のための入件費の補助である。</p> <p>食物アレルギー対策事業費は食物アレルギー児童対応給食用調理員増員のための入件費の補助及び保育所職員の食物アレルギー研修に要する経費の補助である。</p>		
財源	国庫支出金	436 千円	
	地方債	－ 千円	
	その他	25,430 千円	（補助金等精算返納金）
	一般財源	164,556 千円	
事業の効果	<p>認可外保育所の衛生・安全対策、障害児受入促進、低年齢児の処遇向上、民間育児サービス利用乳幼児の保育の確保、食物アレルギー対応給食提供のための調理員増員、保育所職員の食物アレルギーに対する知識の向上に寄与した。</p> <p>（主な事業実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県特別保育事業（1歳児担当保育士増員事業） <ul style="list-style-type: none"> 実施数：97 施設、延べ増員保育士数：2,448 人 ・食物アレルギー対応給食提供事業 <ul style="list-style-type: none"> 実施数：62 施設、食物アレルギー児入所施設数：159 施設 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
保育対策等促進事業費	622,499	647,087	26,574
栃木県特別保育事業費 (県単)	157,248	150,066	136,080
民間育児サービス対策 事業費 (県単)	23,824	25,989	5,796
食物アレルギー対策事 業費 (県単)	19,151	20,595	21,972

(2) 高齢者支援

① 福祉マンパワー確保対策事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 保健福祉課	
事業の概要	<p>福祉人材センターの運営事業は、福祉人材の就労促進のための相談、就職あっせん、社会福祉教育研修を実施し、福祉マンパワー確保対策事業の推進を図る。</p> <p>社会福祉士施設職員等退職手当共済事業助成は、社会福祉施設職員について、本制度に加入している民間社会福祉施設職員等に退職手当を支給するため、独立行政法人福祉医療機構に補助金を交付している。</p> <p>介護福祉士等養成施設運営費補助は、社会福祉法人が設置する介護福祉士養成施設の運営に対し助成している。</p> <p>外国人介護福祉士候補者就労支援対策事業は、経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者を受け入れた施設の日本語習得や介護分野の専門学習の取組に対し助成している。</p>	
財源	国庫支出金	3,831 千円
	地方債	- 千円
	その他	515 千円 (地域医療介護総合確保基金、宇都宮市特別聴講負担金)
	一般財源	393,646 千円
事業の効果	<p>1 福祉人材センター運営委託事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 無料職業紹介事業の実績 求人相談件数 2,245 件、求職相談件数 2,304 件 福祉の就職総合フェアの実施 参加事業所 56ヶ所、参加者数 172 人、採用者数 35 人 福祉従事者の研修の実施 26 研修 45 日 延べ 4,039 人参加 <p>2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度退職手当支給状況 (栃木県分) 支給人員 1,086 人、支給額 1,419,282,675 円 <p>3 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業</p> <p>平成 24 年度入国者 (1 人) は、平成 27 年度介護福祉士国家試験に合格している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人介護福祉士候補者受入 3 施設で 計 10 人受入 	

(ii)事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
福祉人材センター運営 委託事業費	41,428	40,448	38,441
社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費 補助金	413,468	356,317	356,614
介護福祉士等養成施設 運営費補助金等	2,204	2,069	1,372
外国人介護福祉士候補者就労支援対策費	1,255	785	1,565

※平成 25 年度の事業費のうち、2,079 千円（償還金、利子及び割引料）は、事業の内訳が不明なため計上していない。

② 介護人材緊急確保対策事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 保健福祉課		
事業の概要	<p>介護人材参入促進事業は、中学・高校に介護福祉士が出向き、介護職の魅力、やりがいを伝えて介護分野の参入促進を図っている。</p> <p>潜在的有資格者等再就業促進事業は、資格を有しながら就業していない介護福祉士等に研修や職場体験を実施し、介護分野への再就業を促進している。</p> <p>介護人材マッチング機能強化事業は、福祉人材センターにキャリア支援専門員を配置し、求人・求職者のニーズに合った的確なマッチングを行っている。</p> <p>介護人材確保対策連携強化事業は、介護職員合同入職式の開催により、新人介護職員のモチベーションアップを図っている。</p> <p>介護人材育成対策事業は、介護人材育成を図るため、「介護職員人材育成指針」を作成した。</p>		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	28,883 千円	(地域医療介護総合確保基金)
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>1 介護のお仕事出前講座 中学校 6 校 746 名、高校 9 校 484 名受講</p> <p>2 潜在的有資格者等再就業促進事業 職場体験事業 58 施設、参加者延べ人数 68 人 体験延べ日数 81 日 福祉の仕事復帰講座 3 回 29 人受講</p> <p>3 介護人材マッチング支援事業 面談会 13 回実施 参加事業所 299 ケ所、来場者数 242 人、採用者 29 人</p> <p>4 キャリアパス支援事業では、事業所訪問研修を開催し、介護職員の資質向上を図った。 ・研修 3 団体開催：136 回、受講者数：3,243 人</p> <p>5 介護職員合同入職式の開催 200 名参加</p> <p>6 介護職員人材育成指針を作成（3,600 部）し、介護職員の育成の方向性を示した。</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護人材参入促進事業	6,563	4,763	4,209
潜在的有資格者等再就業促進事業	2,587	2,666	2,471
介護人材マッチング強化事業	16,796	25,939	12,777

介護人材キャリアパス 支援事業	6,973	6,575	4,141
介護人材確保対策連携 強化事業	4,075	5,416	794
栃木県介護人材育成対 策事業	-	-	4,491

③ 軽費老人ホーム運営助成費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課		
事業の概要	軽費老人ホームの運営に係る利用料の減免に要する経費を補助することにより、居宅での生活が困難な低所得階層の高齢者でも低額な料金で利用できるようにし、もって高齢者の福祉の増進を図る。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	279,473 千円	
事業の効果	本事業により、軽費老人ホームに入居する低所得階層の高齢者の負担を軽減し、低所得階層でも長く居住できる、安定した住まいを確保することができた。		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
軽費老人ホーム運営助成費	320,029	288,681	279,473

6. 監査の結果

(1) 子育て支援

① 子ども・子育て支援事業費

(i) 施設型給付事業費

「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化している。

<施設型給付>

認定こども園（4類型）、幼稚園、保育所を対象とした財政支援

(ア) 認定こども園（対象：0～5歳）

- ・幼保連携型（＊）
- ・幼稚園型
- ・保育所型
- ・地方裁量型

（＊）幼保連携型については、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設として法的に位置づける等、制度改善を実施。

(イ) 幼稚園（対象：3～5歳）

新制度施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町村に行った私立幼稚園に対しては、私学助成金及び就園奨励費補助を継続する。

(ウ) 保育所（対象：0～5歳）

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁する。

<地域型保育給付>

新たに市町村の認可事業となる次の4つを対象とした財政支援

(ア) 小規模保育（対象：0～2歳）

(イ) 家庭的保育（対象：0～2歳）

(ウ) 居宅訪問型保育（対象：0～2歳）

(エ) 事業所内保育（対象：0～2歳）

(ア) 実績報告書の有効活用について（意見）

「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「小規模保育等」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等（施設・事業者が代理）が行われる。

<施設型給付等の支援を受ける子どもの認定区分>

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
教育標準時間（1号）認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第1号]	教育標準時間	幼稚園
		認定こども園
保育（2号）認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第2号]	保育短時間 保育標準時間	保育所
		認定こども園
保育（3号）認定子ども 満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの [子ども・子育て支援法第19条第1項第3号]	保育短時間 保育標準時間	保育所
		認定こども園
		小規模保育等

*教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となる。

実施主体が市町であることから、市町から実績報告書が県に提出されている。市町から実績報告書の添付資料として提出される「子どものための教育・保育給付費支弁台帳」は上記の区分ごと細分化された詳細な情報が記載されており、当該資料を作成するに当たり市町は相当の労力を費やしていることが伺える。

しかしながら、県は市町から提出された実績報告書を単に取りまとめ、国に報告することが主たる業務となっている。

認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みを共通化する仕組として制度設計されていることから、当該情報の分析を行う等、情報の有効活用方法について検討していただきたい。

(イ)宇都宮市からの報告書の提出時期について（指摘事項）

平成27年度「子どものための教育・保育給付費負担金実績報告書」の県への提出期限は平成28年6月と規定されている。しかし、実際に宇都宮市から

県に提出されたのは平成 28 年 10 月であった。県は宇都宮市に対して提出期日までに提出を求めるべきである。

(ii) 地域子ども・子育て支援事業費

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき市町村が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく措置のうち、同法 59 条に規定する地域子ども・子育て支援事業の実施に要する経費に対し交付金を交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的としている。

以下の 13 事業を補助対象事業としており、費用負担割合は国・県・市町でそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担している。

- ・利用者支援事業
- ・延長保育事業
- ・実費徴収に係る補足給付事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ・一時預かり事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業

(ア) 実績報告書の有効活用について（意見）

県は、「とちぎ子ども・子育て支援プラン」において施策内容毎に目標設定指標を示し目標値を設定している。地域子ども・子育て支援事業費に関する指標は以下のとおりである。

目標設定指標	単位	基準値	平成 31 年 目標値
利用者支援事業実施箇所数	箇所	10	38
地域子育て支援拠点事業実施箇所数	箇所	125	191
乳児家庭全戸訪問事業実施人数	人	15,374	13,585
養育支援訪問事業実施人数	人	4,438	4,474
子育て短期支援事業（ショートステイ）実施箇所数	箇所	14	20
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）利用人数（就学児のみ）	人	14,068	33,673
一時預かり事業等利用人数	人	993,381	1,302,810

時間外保育実施箇所数	箇所	293	342
病児保育等実施箇所数	箇所	51	64
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）実施箇所数	箇所	479	564

*基準値は平成 26 年度見込値である。

実施主体が市町であることから、県は市町から提出された実績報告書を取りまとめ、国に報告することが主たる業務となっている。

「とちぎ子ども・子育て支援プラン」の目標値を達成するためには、目標値と乖離している場合にはその原因分析を行い、対応策を講じることが必要である。市町から提出された実績報告書を有効活用し、現状分析や原因分析等を行っていただきたい。

(イ) 乳児家庭への訪問実績について（指摘事項）

乳児家庭全戸訪問事業において、平成 27 年度の乳児家庭への訪問実績は以下のとおりである。

(単位：人)

市町	訪問事業実施 人数	訪問事業対象 人数	訪問していな い人数
宇都宮市	4,560	4,853	293
足利市	776	964	188
栃木市	875	1,058	183
佐野市	866	872	6
鹿沼市	688	704	16
日光市	517	528	11
小山市	1,261	1,376	115
真岡市	631	632	1
大田原市	513	540	27
矢板市	209	209	0
那須塩原市	1,038	1,056	18
さくら市	381	381	0
那須烏山市	135	139	4
下野市	417	463	46
上三川町	250	266	16
益子町	156	166	10
茂木町	55	55	0
市貝町	147	147	0
芳賀町	110	117	7
壬生町	248	290	42
野木町	170	197	27
塩谷町	62	62	0
高根沢町	268	279	11

那須町	121	131	10
那珂川町	92	92	0
合 計	14, 546	15, 577	1, 031

乳児家庭全戸訪問事業は、すべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者的心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行うことを目的として実施されている。

対象乳児が生後4か月を迎えるまでの間に1回訪問することを原則としているが、乳児家庭訪問事業で対象でありながら訪問していない人数が県全体で1,031人もいる。

事業の目的からして、全戸訪問を目標として明確にすべきであり、今後、訪問できなかつた理由を明確にして、訪問できていない人数を減らす対応を講ずるべきである。

② 私立幼稚園振興助成費

県が学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園の設置者に交付する助成費である。施設型給付事業費の施行前に施設型給付の対象となる教育・保育施設として確認を受けない旨の申出を市町に行った私立幼稚園に対し継続をしているものである。

<平成27年度実績>

	私立幼稚園	交付決定額
施設型給付事業費に移行した施設（＊）	65 施設	172, 715 千円
私立幼稚園振興助成費を継続した施設	114 施設	4, 225, 600 千円

(*) 制度移行の暫定的処置として特別支援教育・地域子育て推進事業等は当該助成費で交付を実施

私立幼稚園振興助成費を申請している114施設の定員及び在籍園児数等の状況は以下のとおりである。

	在籍園児数 > 定員 である施設	在籍園児数 < 定員 である施設
施設数	10 施設	104 施設
定員数	2, 625 人	24, 950 人
在籍園児数	2, 883 人	16, 444 人
各施設の定員に占める 在籍園児数の割合	101.0%～132.4%	7.6%～99.7%

(i) 在籍園児数の適正化について（指摘事項）

現在、県内私立幼稚園の中には、在籍園児数が定員を大きく割れている施設が多数存在する。一方で、私立幼稚園振興助成費を申請した114施設の中で、以下のとおり在籍園児数が定員を超える私立幼稚園が10施設ある。

	定員数 (人)	在籍園児数 (人)	定員を超える 園児数 (人)	定員に占める 園児数の割合
A幼稚園（上三川町）	455	536	81	117.8%
B幼稚園（宇都宮市）	210	278	68	132.4%
C幼稚園（栃木市）	210	234	24	111.4%
D幼稚園（下野市）	350	371	21	106.0%
E幼稚園（宇都宮市）	210	229	19	109.0%
F幼稚園（小山市）	315	334	19	106.0%
G幼稚園（小山市）	350	365	15	104.3%
H幼稚園（真岡市）	140	147	7	105.0%
I幼稚園（宇都宮市）	280	283	3	101.1%
J幼稚園（宇都宮市）	105	106	1	101.0%

定員超過となる主な理由は、「兄弟同時入園の希望による申込みに対してお断りができない。」等である。

認可定員を超過している私立幼稚園については、①定員増の認可を受けるか、②在籍園児数を認可定員の範囲内に減少させるか、の対応が必要である。

県は、私立幼稚園に対して定員に対する在籍園児数の適正化の指導を行い、平成25年5月1日現在において定員超過している26園を、上表の10園にまで減少させてきたところであるが、特にB幼稚園については、超過率が32.4%になっており、教育の質や公平性の観点から厳格な対応をすべきである。

(ii) 市町との情報共有について（意見）

私立幼稚園振興助成費を申請した114施設の中で、以下のとおり在籍園児数が定員に満たない私立幼稚園は104施設ある。

市町	私立幼稚園 (施設数)	定員割れ 園児数 (人)	保育所等 待機児童数 (人)	園児数が定員 の70%以下 の私立幼稚園 (施設数)
宇都宮市	25	1,674	136	11
足利市	10	1,082	0	9
栃木市	12	1,298	23	9
佐野市	7	728	0	5
鹿沼市	7	403	0	2
日光市	4	476	0	4
小山市	10	527	53	5
真岡市	7	479	12	3
大田原市	6	551	0	4
矢板市	1	111	0	1
那須塩原市	4	270	19	1

さくら市	1	109	0	0
那須烏山市	1	58	0	1
下野市	2	74	1	1
上三川町	1	104	1	0
壬生町	4	366	1	2
野木町	1	50	4	0
高根沢町	1	146	0	1
合計	104	8,506	250	59

県は「とちぎ子ども・子育て支援プラン」において保育所等待機児童数を平成31年にゼロにすることを目指しているが、平成27年4月1日時点の県内の保育所等待機児童数は250人となっている。

一方、私立幼稚園振興助成費を申請した114施設の中で園児数が定員の70%以下の私立幼稚園は59施設あり、当該私立幼稚園のこうした枠の活用等で待機児童を受け入れることも可能と思われる。

私立幼稚園の中には、認定こども園への移行を検討しているものの移行の判断を先送りしている園もあるものと考えられる。施設整備、長時間保育の負担、保育者の待遇等の観点から判断を保留しているケースも多いものと推測される。

県においては、市町実施の私立幼稚園の意向調査の結果等を有効に活用し、市町とも緊密に連携を図りながら、認定こども園への移行を迷っている園に対して不安払拭等に努めるなど、認定こども園の設置促進に更に取り組まれることを期待する。

③ 特別保育事業等推進費

(i) 栃木県 1歳児保育担当保育士増員事業での宇都宮市との情報共有について (意見)

県は、栃木県特別保育事業費として1歳児保育担当保育士の増員実績に対して補助金を支給している。中核市である宇都宮市は、当該補助金の対象外であり独自で事業を実施している。

平成27年4月1日時点の県内の保育所等待機児童数は250人おり、宇都宮市は136人と県内市町の中で最も多い。県は補助金の支給を通じて、宇都宮市を除く1歳児保育担当保育士の実情を把握することができる立場にある。宇都宮市と当該情報を共有し情報の有効活用を図ることで、保育所環境の強化を図っていただきたい。

(2) 高齢者支援

① 福祉マンパワー確保対策事業費

(i) 社会福祉施設職員等退職手当共済へ加入している法人の把握について(意見)

社会福祉施設職員等退職手当共済は、社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を行う事業である。実施主体は独立行政法人福祉医療機構となる。

退職手当金の支給財源は、共済契約者（経営者）、国及び県の三者による負担となっており、職員の負担はない（国及び県は原則として社会福祉施設等職員に係る給付費の各3分の1を補助）。

平成27年度の県負担額（総負担額の1/3相当）は以下の通りである。

<補助金内訳>

平成27年度単位金額 (A)	社会福祉施設等職員数 及び特定職員数 (B)	交付決定額 (A) × (B)
40,060円	8,902人	356,614千円

<栃木県内社会福祉施設等職員数及び特定職員数内訳>

	施設・事業数	社会福祉施設等 職員 及び特定職員数
保護施設	2	29人
児童福祉施設	187	4,043人
老人福祉施設	22	223人
障害者総合支援法関連施設	69	1,908人
その他の社会福祉施設	9	7人
特定社会福祉事業	256	1,061人
特定介護保険施設	323	1,631人
計	868	8,902人

県は、独立行政法人福祉医療機構から毎年加入施設及び加入者数の名簿を入手しているが、補助金の算定にのみ使用している。そのため、どの社会福祉法人が社会福祉施設職員等退職手当共済に加入しているか把握はしていない。

社会福祉法人に対する委託事業の積算をする場合に、退職給付費用（退職給付引当金繰入額）は、当該社会福祉法人が社会福祉施設職員等退職手当共済に加入しているか否かによって、その積算額が異なるはずである。

したがって、所管の社会福祉法人や事業を委託する社会福祉法人が、社会福祉施設職員等退職手当共済に加入しているか否かを確認できる仕組みを構築する必要がある。

② 介護人材緊急確保対策事業費

(i) 介護職員人材育成指針の有効活用について（意見）

平成 27 年度に栃木県介護人材育成対策事業として 4,491 千円を使い「栃木県介護職員人材育成指針」を作成し、各介護施設・事業所等に配布している。当該指針には介護人材育成の現状と課題、県における取組や県・関係機関における取組などが記載されている。

指針を作成して終わらないように、今後は「栃木県介護職員人材育成指針」の有効性やその効果を確認していくべきである。

③ 軽費老人ホーム運営助成費

(i) 軽費老人ホーム A 型施設の入所率の向上について（意見）

県が対象とする軽費老人ホームの平成 27 年度の実績は以下のとおりである。

法人名	施設名	施設種別	定員 (人)	年間平均 入所者数 (人)	入所率 (%)	補助金額 (千円)
(福) 静山会	唐沢グリーン・ビラ	A型	50	32.3	64.6	35,897
(福) 豊岡福祉会	ケアハウス天王	ケアハウス	50	50.0	100.0	20,897
(福) 真善会	ケアハウスひこやの里	ケアハウス	42	42.0	100.0	14,980
(福) 美明会	ケアハウス田園	ケアハウス	36	36.0	100.0	22,681
(福) 星風会	星風会ケアハウスケアルネッサンス	ケアハウス	50	49.6	99.2	20,919
(福) 徳知会	ケアハウスいちごの里	ケアハウス	30	30.0	100.0	28,285
(福) 若草福祉会	ケアハウスももの里	ケアハウス	30	30.0	100.0	26,117
(福) 津田福祉会	さつき野	ケアハウス	40	36.8	92.0	14,381
(福) 行川福祉会	ケアハウスなめがわ	ケアハウス	30	25.9	86.3	11,860
(福) 小山清風会	グレープホーム	ケアハウス	50	48.3	96.6	15,141
(福) 京福会	ケアハウスハッピーポーション	ケアハウス	60	59.6	99.3	14,237
(福) 誠心会	ケアハウスもちが丘	ケアハウス	50	50.0	100.0	14,644
(福) 延寿会	虹の舎	ケアハウス	15	14.0	93.3	12,475
(福) 光誠会	ケアハウスフローラ	ケアハウス	40	40.0	100.0	26,952

軽費老人ホームは、居宅での生活が困難な低所得階層の高齢者でも利用することができ、今後高齢化が進むにつれてより需要が増えるものと想定される。

入所率 100% に近い施設が多い中、県内で 1 施設しかない軽費老人ホーム A 型施設の入所率は 64.6% と低い。エレベーターがない等ケアハウスに比べて高齢者が生活する上で不便なことが多いのが理由であると県では把握している。

しかしながら、県は補助金を交付している以上当該施設に対して入所率向上の努力を促し、必要に応じて入所率向上のための対応策について社会福祉法人と協議をしていくべきである。

(ii) 宇都宮市との情報の共有について（意見）

県内には軽費老人ホームが 27 施設あり、その内、宇都宮市を除く 14 施設に対して補助金を交付している。残りの 13 施設は宇都宮市が独自事業として施設に対して補助金を交付している。

現在は、県と宇都宮市でそれぞれが独自に管理しているが、両者で情報共有することで、入居希望者が適切な施設へ入居できるよう柔軟な対応ができる仕組みを構築していただきたい。

(iii) 実績報告書の実地検査における人件費の検査について（指摘事項）

県は、軽費老人ホーム施設に対して実績報告書についての実地検査を行っている。実地検査は、施設利用者の収入認定が適正に行われているかの確認に時間が割かれており、人件費の確認は総勘定元帳との突合せに留められている。

人件費の検査については、給与台帳や実際の人員配置等と照らし合わせて確認する作業を実地検査に織り込むべきである。

VII. 自立支援

1. 現状と課題

(1) 子育て支援

都市化や核家族化の進展に伴い、地縁・血縁が希薄化し、子どもたちの生活と育ちを支える基盤である家庭は孤立し、その機能はせい弱な状態になっている。

このような背景において発生する児童問題は、複雑・多様化しており、特に児童虐待は、次世代を担う子どもたちの人権を著しく侵害するとともに、心身の発達、人格の形成に重大な影響を及ぼす行為であり、社会全体で取り組み、解決すべき課題となっている。

本県の児童相談所における児童虐待対応件数は、増加の一途をたどり、平成27年度の虐待対応件数は959件で、平成21年度(486件)と比較すると約2倍となっている。

(2) 高齢者支援

福祉サービスは、利用者本位の基本理念のもとに、自己選択と自己責任により、サービスを利用する契約型に移行した。しかし、契約型の福祉社会において判断能力が十分でないために、自分の力で利用申込や契約をしたり、福祉サービスの利用料の支払いや日常生活上の金銭管理などがうまくできない方々が存在する。また、福祉サービス利用における苦情申し入れや日常生活上の権利侵害にあう心配など多くの問題や不安を抱えた方々が存在する。

高齢者や障害者の方々が、利用契約型の福祉社会の中で、社会的に不利益を被らないよう、権利を擁護しながら地域で安心して自立した生活を送ることができるような支援を行うことが必要である。

2. 関連事業の基本方針と計画

(1) 子育て支援

児童虐待等が深刻な問題となっていることから、児童相談所の体制強化を進めるとともに市町や児童家庭支援センターと連携し、児童虐待の早期発見・早期対応及び未然防止を図っていく。

また、保護者の適切な養育を受けられない子どもに対して、できる限り家庭的な環境の下できめ細かな養育を提供するため、児童養護施設等の小規模グループケアの導入や里親委託の推進、ファミリーホームの設置等社会的養護の充実を図るとともに、施設を退所した児童等の自立支援のため、生活支援と就労支援を中心にアフターケアの充実を図る。

さらに、ひとり親家庭等の生活の安定のために、相談機能等の充実を図り、就労支援や経済的支援、生活支援等により総合的に支援していく。

(2) 高齢者支援

福祉サービス利用者のための支援の強化を目標として、福祉サービス利用者の権利擁護の充実を推進方策の一つとする。

現状と課題を踏まえて取り組みの方向は以下のとおりである。

- ・福祉サービス利用援助事業の推進
- ・事業者資質の向上
- ・事業実施体制の充実強化

3. 県が実施する関連事業

(1) 関連事業と事業費

平成 27 年度

(単位：百万円)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
里親総合支援事 業費	8	4	日常生活自立支 援事業費	83	41
児童保護措置費	3,395	1,674			
児童扶養手当費	774	515			
ひとり親家庭対 策事業費	179	24			
入所児童自立援 助費	181	36			
児童虐待防止対 策事業費	41	27			
児童相談所整備 費	18	18			
合計	4,596	2,298	合計	83	41

(特別会計)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
母子父子寡婦福 祉資金貸付事業 費	237				

4. 市町が実施する主な関連事業

(1) 独自事業

① 子育て支援

事業名	事業の内容	実施団体
母子家庭等自立支 援教育訓練給付金 事業	母子家庭の母等が就職に結びつく 資格や技能を身につけるため、指定 された講座を受講した場合に、受講 料の 6 割相当額（上限 20 万円）を支 給	宇都宮市ほか 13 市

② 高齢者支援

県では市町が行う独自事業について把握していない。

(2) 連携事業

子育て支援	高齢者支援
・要支援児童放課後応援事業	—

5. 関連事業の概略

(1) 子育て支援

① 里親総合支援事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課	
事業の概要	社会的養護を担う里親制度を広く普及させ、里親委託を推進するため、普及啓発活動を行う他、各児童相談所に里親委託等推進員を配置するなど里親への支援を行っている。 また、基礎研修や専門里親研修等を開催し、里親の養育に関する知識・技術の向上を図っている。	
財源	国庫支出金	4,412 千円
	地方債	— 千円
	その他	— 千円
	一般財源	4,416 千円
事業の効果	各事業の取組により、登録里親数が増えた他、里親等委託率(措置児童における里親等委託児童の割合)が上昇(平成 22 年度末: 16.2%→平成 27 年度末: 21.0%)しており、家庭養護の推進が図られている。	

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
里親研修事業費	526	367	420
専門里親研修事業費	115	286	191
里親フォローアップ事業費	7,551	7,139	7,566
里親登録推進事業費	100	100	100
里親委託促進事業費	547	442	551

② 児童保護措置費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>児童福祉法に基づき、要保護児童の児童養護施設等への入所措置及び里親委託の措置に要する経費である。</p> <p>児童養護施設等に入所している児童、里親に委託されている児童、または一時保護所で一時保護されている児童が、疾病等により医師、歯科医師の医療を受けた際、医療費の自己負担分を公費により負担する制度に要する経費である。</p>		
財源	国庫支出金	1,706,584 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	14,455 千円	(児童養護費負担金等)
	一般財源	1,674,426 千円	
事業の効果	<p>児童養護施設への入所措置等を行うことにより、保護が必要な子どもたちの健やかな成長や発達に寄与した。</p> <p>また、児童虐待等により手厚いケアを必要とする入所児に対し、心理的なケア等の支援を行うことができた。</p> <p>(平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月の各月初日在籍人数等の累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設 11 か所 延べ 5,521 人 ・乳児院 3 か所 延べ 870 人 ・情緒障害児短期治療施設 1 か所 延べ 274 人 ・母子生活支援施設 5 か所 延べ 88 世帯 ・里親 延べ 1,271 人 ・自立援助ホーム 5 か所 延べ 252 人 ・ファミリーホーム 5 か所 延べ 313 人 		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童保護措置費（法定分）	2,991,788	3,123,419	3,380,984
児童保護措置費（県単分）	15,230	14,465	13,581
児童保護措置費（支払審査事務手数料）	824	852	900

③ 児童扶養手当費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	児童扶養手当法に基づき、父又は母と生別、死別又はこれに準ずる状態にある児童を監護(養育)する者に対し児童扶養手当を支給し、児童の心身の健やかな成長に寄与するために要する経費である。		
財源	国庫支出金	257,867 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	948 千円	(児童扶養手当返納金)
	一般財源	515,359 千円	
事業の効果	各市町の事務処理について必要な助言を行い手当支給事務の適正化を図ることにより、ひとり親家庭の児童の福祉に寄与した。 ・平成 27 年度末の受給者数 (県全体) : 15,292 名		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
児童扶養手当費	836,894	803,050	774,174

④ ひとり親家庭対策事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	ひとり親家庭に対する相談支援を行う母子・父子自立支援員を福祉事務所に配置し、相談指導を行うとともに、残業等の際の子育て支援及び資格取得を支援する給付金を支給し、ひとり親家庭の自立促進を図る。		
財源	国庫支出金	155,389 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	7 千円	(母子家庭等日常生活支援事業費負担金)
	一般財源	24,482 千円	
事業の効果	<p>母子父子自立支援員による相談指導により、各家庭状況に応じた必要な支援を行うことができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援員 5 名（芳賀 1 名、下都賀及び那須各 2 名） <p>相談指導延件数：3,353 件</p> <p>経済的な困難を抱えるひとり親家庭への相談支援や就労支援等の実施により、生活の安定及び自立の促進を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子家庭等日常生活支援事業：派遣 39 回（延 59 回） ・母子家庭等自立支援給付金事業：支給実績 2 名 ・高等技能訓練促進費等事業：支給実績 11 名 ・入学支援修了一時金：支給実績 4 名 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子・父子自立支援員設置事業費	12,459	12,525	12,635
母子家庭等日常生活支援事業費	1,334	1,351	792
母子家庭自立支援給付金事業費等	22,449	18,892	166,451

⑤ 入所児童自立援助費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	児童養護施設等の入所児童及び退所児童等の自立を援助するため、退所児童等が就職やアパート等賃借する際の身元保証人確保対策事業、大学等進学時に家庭等からの援助が見込めない退所児童等に一時金や月額奨学金を支給する大学等進学応援事業、退所児童等に対し生活や就業に関する相談・支援を行う社会的自立支援事業、就労に向けた支援及び就労後の継続的なフォローアップを行う就労支援事業などの事業を実施する。		
財源	国庫支出金	137,477 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	7,655 千円	(地域福祉基金繰入金)
	一般財源	36,146 千円	
事業の効果	児童養護施設等退所児童等の生活相談、就労相談等を行うことで、未然に生活崩壊等を防ぐことができた。38名に就労支援を行い、そのうち18名の就労先が決定した。 奨学金の給付により経済的に困窮している児童養護施設等退所児童 15名の大学等進学に寄与した。		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
身元保証人確保対策事業費	124	137	116
自立応援奨学金事業費	2,700	3,500	6,500
退所児童等社会的自立支援事業費	10,845	11,561	128,377
退所児童等就労支援事業費	—	5,101	5,610
児童養護施設等職員研修事業費	—	5,986	8,118
情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業費	—	5,000	5,000
児童家庭支援センター設置運営事業費	—	—	27,557

⑥ 児童虐待防止対策事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>虐待相談の増加に伴い児童相談所の機能を高める必要がある。また、「虐待相談の一義的な対応」を義務づけられた市町が虐待相談に適切に対応できるよう県は市町を支援する必要がある。</p> <p>児童相談所の機能を高める具体策として、児童相談所職員の各種研修会等への参加、警察官OBの配置、外部の専門家(弁護士、小児科医、臨床心理士等)からの助言、365日の電話相談等が挙げられる。</p> <p>市町への支援は児童相談所のノウハウを提供する研修会を通じて行っている。</p>		
財源	国庫支出金	13,935 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	27,995 千円	
事業の効果	<p>児童相談所、市町と共に初期対応について迅速かつ適切に対応できた。</p> <p>(平成27年度児童虐待相談受理件数) 児童相談所：971件、市町676件 合計1,647件</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
連携強化事業費	※	765	389
被虐待児フォローアップ事業費	※	211	155
こども相談員配置費	※	7,339	7,465
スーパーバイズ機能強化事業費	※	383	853
365日相談体制整備事業費	※	9,277	9,436
虐待ホットライン整備事業費	※	66	2,421
家族支援事業費	※	1,384	1,012
相談機能強化事業費	※	1,090	1,133
安全確認のための体制強化事業費	※	7,193	7,939
要支援児童放課後応援事業費	—	10,057	11,127

※ 事業区分が変わったため集計不能

⑦ 児童相談所整備費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	老朽化及び狭隘化に加え、耐震性に問題のある県南児童相談所について、現在地及び隣接地に建替整備に要する経費である。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	13,000 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	5,688 千円	
事業の効果	平成 28 年度からの新築工事等の発注のための、詳細設計書を完成することができた。		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
県南児童相談所整備費	—	—	18,688

⑧ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長を図り、その扶養している子どもの福祉を増進させるために各種資金の貸付を行っている。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	237,752 千円 (母子(父子・寡婦)福祉資金償還金、前年度繰越金)	
	一般財源	- 千円	
事業の効果	母子・父子・寡婦福祉資金の各種資金を低利又は無利子で貸し付けることにより、母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立や子どもの福祉の向上に資することができた。 平成 27 年度母子福祉資金貸付件数 522 件 平成 27 年度父子福祉資金貸付件数 3 件 平成 27 年度寡婦福祉資金貸付件数 3 件		

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	296,531	271,218	237,752

(2)高齢者支援

①日常生活自立支援事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 保健福祉課		
事業の概要	<p>社会福祉法第 81 条に基づき、社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）に設置された「とちぎ権利擁護センター」を中心として実施している日常生活自立支援事業に対し、補助金を支給している。県社会福祉協議会は、県内 13 箇所の基幹的社会福祉協議会へ事業の一部を委託して実施している。</p> <p>また、県社会福祉協議会では、生活支援員及び専門員の資質向上のための研修会、事業を円滑に実施するための関係機関連絡会議等の開催、事業の普及及び啓発等を行っている。</p>		
財源	国庫支出金	41,602 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	42,056 千円	
事業の効果	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業実績 利用者数 989 名、相談件数 19,591 件 ・生活支援員研修会の開催（県社会福祉協議会主催） 生活支援員養成研修 参加者数 28 名 基本研修 参加者数 60 名 実践研修 参加者数 90 名 ・基幹的社協連絡会議（県社会福祉協議会主催） 年 6 回開催 参加者数 延べ 129 名 ・その他、金融機関連絡会議、関係機関連絡会議等開催 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年, 度	平成 27 年度
日常生活自立支援事業費	73,209	84,216	83,205
国庫支出金返納金（前年度返納分）	86	474	453

6. 監査の結果

(1) 子育て支援

① 里親総合支援事業費

(i) 里親委託促進事業

(ア) ふれあい里親事業における委託料について（指摘事項）

里親委託促進事業である、ふれあい里親事業は、一般財団法人栃木県里親連合会（以下「県里連」という。）への委託事業であり、「ふれあい里親事業実施要領」によれば、その内容は概ね下記のとおりである。

- ・児童相談所長より提出されるマッチングの実施計画に基づき、協力里親等を損害賠償保険に加入させる手続をとる。
- ・児童相談所長より提出される結果報告に基づき、所定の金額を協力里親等に支払う。
- ・児童相談所長より提出される結果報告に基づき、所定の金額を該当施設に請求する。

県では当該委託事業の事業費を積算しているが、その算出の基礎は、協力里親への手当、損害賠償保険及び通信費であり、委託事業に係る実費相当額しか積算していない。委託事業の実施にはそれなりの人手（作業時間）を要するため人件費（事務費）が積算されるべきであるが積算されていない。すなわち本件委託事業は、県里連には無報酬の事業となっている（県里連の実績報告においても実費しか精算されていない。）。

また、県里連の実績報告書によれば、県の施設が負担すべき食費相当額を県里連が里親に支払い事業費として計上しており、県は同額を委託料に加算した形で県里連に支払っている。本来であれば、食費相当額は県の施設が負担するもので委託事業の委託料に含めるべきではない。

これらの要因は、県里連が児童相談所に間借りして、職員も業務を兼務しており、別法人としての独立性が欠けている点にあるものと推測される。こうした関係の整理及び委託料の算定及び精算の見直しが必要である。

(イ) 県里連の経理処理について（指摘事項）

県里連の平成27年度の決算報告書を確認したところ、ふれあい里親事業の委託料収入が決算書に計上されていなかった。

聞き取りによると、本事業を県里連に委託した当初から、県里連の会計に計上していなかったとのことである。

本事業は、県からの正式な委託事業であり、適切に経理処理をして決算書に計上するよう指導すべきである。

② ひとり親家庭対策事業費

(i) 母子家庭自立支援給付金事業費

(ア) 補助金交付先の事業計画の変更について（指摘事項）

県は、母子家庭自立支援給付金事業として、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金を、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（以下「当該公益法人」という。）に支給している。

当該公益法人が補助金交付申請書に添付した事業計画書によれば、貸付の計画、事務費の見込額及び補助金の交付申請額は、概略下記のとおりである。

	計画	金額（千円）
貸付金	入学準備金 500千円×60名×4年	120,000
	就職準備金 200千円×38名×4年	30,400
	計	150,400
事務費	4年間分	6,500
合計		156,900

補助金交付申請額 $156,900 \text{ 千円} \times 9/10 = 141,210 \text{ 千円}$

補助金は、交付申請どおりに交付されている。

一方、当該公益法人の財務諸表の注記によると、上記により交付された補助金は、下記のとおり特定資産として積み立てられている。

特定資産	金額（千円）	備考
職業訓練促進積立金（貸付金）	112,410	
職業訓練促進積立金（運営費）	28,800	事務費分と想定
合計	141,210	

補助金交付額を交付申請書に添付された事業計画書のとおりに特定資産として積み立てるのであれば、下記のとおりになるはずである。

特定資産	金額（千円）	備考
職業訓練促進積立金（貸付金）	135,360	$150,400 \text{ 千円} \times 9/10$
職業訓練促進積立金（運営費）	5,850	$6,500 \text{ 千円} \times 9/10$
合計	141,210	

この相違の原因は、当該公益法人が下記の通知文書に基づき事務費（運営費）見込額及び貸付計画の金額を変更したことによるものようである。

雇児発 0307 第 8 号
平成 28 年 3 月 7 日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について
(以下、一部抜粋)

8 国庫補助対象事業について

(2) 都道府県等が適当と認める団体が実施主体である場合

この貸付事業のための国庫補助は、都道府県等が適当と認める団体がこの貸付事業の実施に必要な貸付金及び貸付事務費を対象として措置するものとする。

なお、貸付事務費は毎年度 720 万円の範囲で使用できることとする。

当該公益法人は、この通知文書に従って、貸付事務費（運営費）を年間上限の 7,200 千円とし 4 年間で 28,800 千円と算定して、残額を貸付金とすることに変更したものと考えられる。

この変更は、交付申請時の事業計画よりもはるかに多額の事務費（運営費）が使用可能（返還不要）となる大幅な変更である。

交付申請時から、事業計画に変更が生じたのであれば、事業計画の変更申請書を提出させ、その内容を検討すべきである。

③ 入所児童自立援助費

(i) 退所児童等アフターケア事業

退所児童等社会的自立支援事業である退所児童等アフターケア事業は、児童養護施設等からの退所を控えた児童への支援や、施設等を退所した児童等の生活上・就業上の支援をとちぎユースアフターケア事業協同組合（以下「当該組合」という。）へ委託の上、実施したものである。

（ア）退所児童等アフターケア事業委託料の積算について（指摘事項）

委託料の積算は、概略以下のとおりである。

（単位：円）

項目	積算額
(1) 人件費	4,799,978
(2) 事務所管理費	1,147,900
(3) 事業費	857,678
計	6,805,556
消費税	544,444
合計	7,350,000

委託先である当該組合は、県内の社会福祉法人が組合員となり平成25年6月24日に設立された法人であり、平成25年度の課税売上高は1,000万円未満であり、平成27年度は消費税免税事業者である。

したがって、委託料積算にあたり消費税分の積算は不要であり、消費税相当額の返還請求を検討すべきである。平成25年度と平成26年度も免税事業者であるため、これらの年度も同様に返還請求を検討すべきである。

（イ）委託料の見積について（指摘事項）

当該組合より徴求した見積書によれば、見積額は7,350,000円（うち消費税及び地方消費税の額544,444円）となっている。前述のとおり組合は免税事業者であるため、見積額に消費税を加算する必要はないため、修正させるべきである。

また、見積書に添付されている收支予算書の金額と見積額の関係性が不明である。

（ウ）事業の実績報告について（意見）

当該組合から退所児童等アフターケア事業決算書が提出されているが、当該決算書は法人全体の決算書であり、委託事業に係る收支の状況が判らない状況である。

委託事業に係る收支報告書を提出させるべきである。

(ii) 退所児童等の社会的自立支援事業費補助金

退所児童等の社会的自立支援事業費補助金は、児童養護施設の退所児童等への生活・居住・就労に関する相談・援助事業や、生活資金等の貸付など社会的自立に資する事業に対する補助金であり、当該組合に交付されている。

(ア) 収支予算書について（指摘事項）

「退所児童等の社会的自立支援等補助金交付要領」第6条により、補助金交付の申請に当たり、収支予算書を添付することとされている。

交付申請書には、一般会計の収支予算書と特別会計の収支予算書が添付されているが、このうち一般会計の収支予算書は、法人全体の収支予算書であるため、補助事業の収支予算が不明である。

補助事業に係る収支予算書を提出させるべきである。

(イ) 補助金状況報告書が未提出（指摘事項）

補助事業者は、「補助金等交付規則」第11条及び「退所児童等の社会的自立支援等補助金交付要領」第6条により、事業計画書と収支予算書等を添付して事業状況報告書を提出することとされているが、これらが提出されていなかった。

当該組合に事業状況報告書を提出させるべきである。

(ウ) 事業の実績報告について（指摘事項）

「退所児童等の社会的自立支援等補助金交付要領」第7条により、補助事業等実績報告書に収支決算書を添付することとされている。

当該組合から決算書が提出されているが、そのうち一般会計の決算書は法人全体の決算書であり、補助事業に係る収支は明確には判らない状況である。

補助事業に係る収支報告書を提出させるべきである。

(Ⅲ) 情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業

(ア) 委託費の積算根拠について（指摘事項）

情緒障害児短期治療施設「那須こどもの家」は、軽度の情緒障害のための情緒的支援を必要とする子どもの健全育成を図り人としての生きる力を育むことを目的として、社会福祉法人邦友会が平成22年に開設したものである。

情緒障害児短期治療施設処遇力向上事業は、職員の資質向上と施設運営の安定を図るため平成26年度より3年間の予定で開始したものである。委託事業費は年間5,000,000円であり、社会福祉法人邦友会に委託されている。

事業が開始した平成26年度においては、研修委託費5,200,000円とする見積書が作成されていたものの、委託費5,000,000円の根拠となる設計書は作成されていなかった。

平成27年度においては設計書が作成されているが、その積算項目の概要は以下のとおりである。

項目	研修の概要
生活指導を中心とした職員研修	施設職員並びに分校教員に対し、入所児の生活指導を中心に研修を実施する。
心理治療を中心とした職員研修	主に心理担当職員に対して児童の治療に併せ、心理面及び生活指導面における対応方法についてのアドバイスを受ける。
	心理担当職員を中心に職員研修会を実施する。
外部専門研修派遣	施設外で開催される各種専門研修に職員を派遣する。

一方、仕様書によれば委託事業のうち内部研修の内容については概略下記のとおりとしている。

①内部研修事業

経験年数に応じて、期待される役割や技術を提示し、施設は各職員がこれを実践できるように「育成プラン」を検討し、研修計画を作成していく必要がある。

〈初任者研修〉

概ね採用後3年程度までの職員を対象として、施設の社会的役割や入所児童の特性などの基礎的なことを理解し、適切な養育ができるよう育成する。

〈中堅職員研修〉

3年程度の経験を有する職員を対象として児童の身体的発育と心的発達について専門的に理解を深め、個別のアセスメントを行い、自立支援計画の作成ができるよう育成する。

〈上級職員研修〉

アセスメントと自立支援計画の作成が出来る職員に対しては、職員のリーダーとして家族や関係機関との連携・調整が図れるよう育成する。

〈基幹的職員研修〉

施設のリーダーとしての職員の指導・育成に努め、施設全体をマネジメントできる職員を育成する。

また、施設に併設された教育機関の分校教職員等に、情緒障害児短期治療施設の社会的役割や、発達障害、被虐待児童等が抱えた課題や対応について理解を深めてもらい、施設と学校が連携を図り、児童の処遇向上に資するよう関係職員へ向けた研修を実施する。

仕様書に記載された委託事業の内容と設計書の積算項目との関連性が不明確である。設計額の具体的な計算根拠を明確にするため、仕様書において研修の時期、回数や時間等を明確にすべきである。

④ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(i) 貸付申請書及び貸付申請者調書の保存について（指摘事項）

母子父子寡婦福祉資金の貸付の申請から決定の事務に関する事項は、「母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」によれば、概略以下のとおり規定されている。

- ・母子父子寡婦福祉資金貸付申請書は、健康福祉センター所長又は市福祉事務所長（以下「健康福祉センター所長等」という。）が受理し、市福祉事務所長にあっては、健康福祉センター所長に送付する。
- ・貸付申請する者は、貸付申請書に所定の書類（戸籍謄本、所得証明書、連帯保証人の所得証明書等）を添付しなければならない。
- ・貸付申請書の受付は健康福祉センター、市福祉事務所及び町役場において随時行う。町長は、貸付申請書を受理したときは、速やかに当該町を所管する健康福祉センター所長に送付する。
- ・貸付申請書を受理し又は送付を受けた健康福祉センター所長等は、その内容を検討するとともに、速やかに母子父子寡婦福祉資金貸付申請者調書により必要な調査を行い、市福祉事務所長にあっては、健康福祉センター所長に送付する。なお、連帯借主及び保証人等関係者と面接（保証人が県外在住者である等、面接が困難な場合は電話）し、貸付け及び償還について調査、指導を行う。
- ・貸付申請者調書には、次の事項について、特に重点をおいて調査記入することとし、総合意見欄には、貸付けの適否についての理由を具体的に記載する。
 - (ア) 貸付けを受けようとする理由及び金額は適切であるか
 - (イ) 事業計画は適切であるか
 - (ウ) 貸付け後の事業の見通しの状況及び償還能力
 - (エ) 家族の状況及び収入状況
 - (オ) 保証人の負担能力
- ・健康福祉センター所長は、貸付申請書の内容を審査し、貸付けの適否及び貸付額を決定する。

平成 27 年度末現在の母子寡婦福祉資金貸付金の貸付年度別（過去 10 年間）の償還状況は下記のとおりである。

母子福祉資金貸付金の償還状況

（単位：千円）

債権所属年度	調定額 A	収入済額 B	償還率 B/A	不納欠損処分額 C	未収入額 A-B-C
平成 18	232, 457	221, 674	95. 40%	-	10, 783
平成 19	233, 499	221, 514	94. 90%	-	11, 984
平成 20	241, 793	224, 385	92. 80%	815	16, 592
平成 21	260, 467	230, 629	88. 50%	296	29, 541
平成 22	246, 614	220, 684	89. 50%	133	25, 795
平成 23	264, 898	230, 186	86. 90%	89	34, 622
平成 24	268, 880	228, 933	85. 10%	2, 071	37, 875
平成 25	274, 046	230, 060	83. 90%	69	43, 915
平成 26	283, 798	235, 215	82. 90%	21	48, 560
平成 27	297, 641	243, 049	81. 70%	893	53, 698

寡婦福祉資金貸付金の償還状況

(単位：千円)

債権所属 年度	調定額 A	収入済額 B	償還率 B/A	不納欠損 処分額 C	未収入額 A-B-C
平成 18	12,069	11,595	96.10%	—	474
平成 19	11,412	10,827	94.90%	—	584
平成 20	11,730	10,858	92.60%	65	806
平成 21	12,778	11,094	86.80%	296	1,387
平成 22	10,771	9,420	87.50%	133	1,216
平成 23	10,037	8,674	86.40%	—	1,363
平成 24	10,240	6,583	64.30%	1,717	1,939
平成 25	8,175	6,537	80.00%	—	1,638
平成 26	8,350	6,637	79.50%	—	1,712
平成 27	7,789	6,381	81.90%	—	1,407

長期間（概ね1年以上）滞納している借受者の貸付申請時の状況を確認するため、長期間の滞納貸出の中から任意に10件（うち、1件は一度も返済がない。）を抽出し、貸付決定時の貸付申請書及び貸付申請者調書の提示を求めたところ、10件のうち3件については、既に廃棄済みのため保管されていないとのことであった。

県では具体的なファイルの保存期限を「ファイル基準表」として定めており、この基準に従ったとのことであった。「ファイル基準表」によれば、借用書・相談指導記録・戸籍住民票・住所氏名変更届等は、償還完了後5年間保存するものの、それ以外の書類、例えば、貸付申請に係る書類・貸付決定に係る書類・借受金債務承認関係書類・違約金調定・違約金不徴収に係る書類等は、回議後3年とされている。

しかしながら、文書の保存期限については、「母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」第4 債還に関する事項 13 債還完了に関する事項（2）文書の保存年限の項に以下のとおり定めている。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業に係る書類の保存期限は償還完了後5年間とする。ただし、借受者、連帯借主等の家庭への相談及び指導が継続している場合又は今後とも相談及び指導が必要であると見込まれる場合は、当該家庭に係るケースが終了した後、5年間とする。

この基準に従えば、貸付事業に係る書類はすべて償還完了後5年間は保存すべきである。特に、延滞等が生じた場合は、貸付申請及び貸付決定の書類を見直す必要性もあるため、少なくともこれらの書類は、借用書等と同様に償還完了後5年間は保存すべきである。

また、借受金債務承認関係書類も償還完了後5年間は保存すべきであり、違約金調定・違約金不徴収に係る書類も償還完了後5年間保存が望ましいものと考える。

(ii) 貸付管理システムの運用について（指摘事項）

県の使用する貸付管理システムよりアウトプットされた、母子寡婦基本台帳を閲覧したところ、貸付決定日、貸付期間、貸付年月、据置終了年月、償還期間、領収日の項目に、誤った表記をされている台帳が多数見受けられた。

現在の貸付管理システムは、平成 22 年に導入されたものであるが、そのデータは、平成 10 年に導入したシステムからデータを移行したものとのことである。

誤表記の原因としては、以下の要因が考えられるとのことである。

- ・最初のシステム導入時に、紙ベースのデータが一部保存されていなかったため、一部の項目が不明であった。
- ・新システムにデータを移行したときのシステムエラー。

いずれにしても、可能な限り管理システムのデータ補正を行い適切な管理台帳を作成すべきである。

(iii) 違約金不徴収の決定について（指摘事項）

健康福祉センター所長は、借受者が支払期日までに償還金を納入しなかったときは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第 17 条に基づき違約金を徴収することとされている。違約金は、債務不履行に伴う公益に対する損害賠償の意味を持つものである。

違約金の計算は、延滞して償還する元利金額又は納付金額について年 5%（平成 27 年 3 月 31 日以前の期間に対応するものについては、年 10.75%）の割合をもって、支払期日の翌日から収納当日までの日数により算出する。

平成 27 年度の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計決算書によれば、平成 27 年度の違約金の状況は下記のとおりである。

（単位：千円）

科目	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
母子福祉資金 貸付金違約金	154,779	12,103	1,375	141,299
寡婦福祉資金 貸付金違約金	11,441	1,394	2,213	7,832
計	166,220	13,498	3,589	149,132

ところで、違約金の不徴収については、同条但し書きに、「ただし、当該支払期日に支払わないことにつき、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。」としている。これを受けて、やむを得ない理由について「母子父子寡婦福祉資金事務取扱要領」（以下「要領」という。）第 4 儚還に関する事項 5 違約金(3) 違約金の不徴収の項に概略を以下のとおり定めている。

- (ア) 借受者が災害又は盗難に遭ったため。
- (イ) 借受者又はその家族が疾病にかかり、又は負傷したため。
- (ウ) 借受者が生活保護法（生活扶助）の被保護者のため。（償還元利金が必要経費と認定された場合は除く。）

- (エ) 借受者が誠意をもって事業を行ったにもかかわらず、その事業が失敗し又は不振となったため。
- (オ) 借受者が元利金の支払能力がなくなったため、保証人又は関係者が代わって元利金の支払いをしたが、なお、そのうえ違約金を徴収することが不可能であるため。
- (カ) 世帯の生計を維持するための主たる収入を得る者が失業、失職等により生計の維持が困難になったため。
- (キ) その他支払期日までに支払うことのできなかった正当な理由があるため。

違約金不徴収の決定の状況を確認するため、各健康福祉センターに保管されている最近の「母子寡婦福祉資金違約金不徴収申請書」(以下「不徴収申請書」という。)、及び「母子（寡婦）福祉資金違約金不徴収申請に係る調査書」(以下「不徴収調査書」という。)を通査した。

その結果、借主及び連帯借主については、「収入減のため」「生活苦のため」「他からの借入金の返済のため」というような記述が散見された。

また保証人についても、「借主に替わって元利金の支払いをしたため」「借主の生活の援助をしてきたため」「保証人には迷惑をかけない約束だったため」というような記述が散見された。

上記のようなケースは、「不徴収調査書」の記載を見る限り、「要領」に定める違約金不徴収の基準に準拠していない可能性が高く、それぞれの個別の事情を斟酌するとしても、拙速な違約金不徴収の決定が行われたのではないかとの疑惑が生じる。

違約金の返済をしている債務者との公平を担保するためにも、違約金不徴収の基準を厳格に解釈し、不徴収決定の場合はその経緯及び結果を「不徴収調査書」に詳細に記載すべきである。

(iv) 違約金不徴収申請への取り組みについて（意見）

県内には、県西、県東、県南、県北、安足の5つの広域健康福祉センターが存在するが、各健康福祉センターの最近の違約金不徴収の決定の状況を確認したところ健康福祉センター及び年度によって違約金不徴収の決定件数に大きな相違があった。違約金不徴収決定件数が例年数件程度、年度によっては申請ゼロの健康福祉センターがある一方で、県北健康福祉センターの平成25年度及び26年度の決定件数は突出して多く、特に平成25年度は年間100件を超えている。

これは、平成25年3月に、こども政策課から各健康福祉センター所長あてに「母子寡婦福祉資金違約金徴収事務に関する取扱いについて」という文書が出され、調定した違約金が「要領」第4-5-(3)違約金の不徴収に定めるケースに該当すると思われる場合には、借主・連帯借主及び保証人に「不徴収申請書」の提出を指導するよう求めたことに起因するものと考えられる。特に、県北健康福祉センターにおいては、この通知に基づき積極的に取り組んだことにより不徴収の決定件数が増加したものと推測される。

不徴収決定への積極的な取り組みは、違約金の整理を促進するものであるが、拙速な判断が行われる恐れもあり、無理のない取組が望まれる。

(2) 高齢者支援

① 日常生活自立支援事業費

(i) 補助金交付申請書添付書類である事業計画書について（指摘事項）

「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要領」第3条によれば、交付申請書に、1. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書 2. 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金支出予定額内訳書 3. 事業計画書 4. 収支予算書を添付することとされている。

県社会福祉協議会の交付申請書添付書類を確認したところ、事業計画書が添付されていなかった。

事業計画書は、一般的に事業の目標、実施体制、実施スケジュール等を確認する上で不可欠なものである。事業計画書が提出されなければ事業内容を十分に把握することはできない。保健福祉課において事業実績が十分に把握されていないことの一因にもなっているものと考えられる。交付申請の際、県社会福祉協議会に事業計画書の添付を求めるべきである。

(ii) 補助金状況報告書の未提出について（指摘事項）

補助事業者は、「補助金等交付規則」第11条及び「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要領」第7条により、事業状況報告書を提出することとされているが、事業状況報告書が提出されていなかった。

定期的に開催される会議における資料等により、適宜事業の実施状況は把握しているとのことであるが、規則等に基づき、県社会福祉協議会に事業状況報告書を提出させるべきである。

(iii) 県社会福祉協議会の利用料の掲示について（指摘事項）

県社会福祉協議会は、そのホームページ上で自立支援事業の内容を広告しているが、利用料として掲示した金額が誤っていた。

生活支援サービス、金銭管理サービス 1回あたり（約1時間）800円、書類等預かりサービス 月額400円と掲示されていたが、これは過去の利用料であり、現在の利用料は、それぞれ、1,000円、500円である。

誤った情報が周知されることを回避するため、県としても広報の状況について確認すべきである。

(iv) 事業実績の把握について（意見）

実績報告の資料によれば、平成27年度の月毎の契約件数、解約件数と各月末現在の待機者数及び契約準備者数の概要は、下記のとおりである。

（単位：件、人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
契約件数	33	12	26	20	24	19	19	15	24	15	21	28	256
解約件数	16	9	15	16	13	18	22	25	16	16	21	20	207
待機者数	17	10	36	14	19	15	26	8	5	14	16	20	200
契約準備者数	28	33	26	38	34	24	19	31	23	33	31	26	346

毎月相当数の解約件数があるため、保健福祉課へ解約事由を質問したところ、解約事由は把握していないとのことであった。県社会福祉協議会に解約事由の報告を求め、解約事由が問題のないものであることを確認すべきである。

また、毎月末に待機者数及び契約準備者数が発生しているが、その状況が十分には把握されていない。県社会福祉協議会に報告を求め、これらが長期間継続しているのかあるいは短期間に解消されているのか確認すべきである。

VIII. 医療

1. 現状と課題

(1) こども政策課

核家族化や地域のつながりの希薄化等から身近に相談相手がいないことで、妊産婦の不安や負担が増加しているほか、晩産化に伴う出産の高齢化により不妊相談件数（栃木県不妊専門相談センター：493件（平成16年度）→1,047件（平成27年度））が増加している。また、少子化、家族形態の変化、高度情報化等、子どもやその家族を取り巻く環境が急速に変化する中で、子ども達の中には、落ち着きがない、対人関係がつくれないといった気になる子どもも増加している。

こうした現状から、地域で母子が安心して生活するためには、妊娠・出産・子育てにおける地域での切れ目ない支援が必要であるとともに、結婚・妊娠前の若者に対し、妊娠・出産や不妊に関する情報の提供を行う等、各人のライフプランが実現できるよう関係機関と協力した取組を行っていくことが必要である。

(2) 医療政策課

急速な少子高齢化の進行、がんや心疾患等の生活習慣病の増加など疾病構造の変化、医学・医療技術の進歩による医療の高度化・専門化の進展、さらには県民の健康や医療に対する意識の高まりなどを背景とした保健・医療に対する県民ニーズの多様化・高度化など、保健医療を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした中、国では少子高齢化の進行等の社会経済状況の変化を踏まえ、中長期的に持続可能な制度を目指す「社会保障・税一体改革」が進められており、本県医療サービス提供分野においても、急性期をはじめとする医療機能の強化、病院・病床機能の役割分担・連携の推進、在宅医療の充実等を内容とする医療サービス提供体制の制度改革に取り組むことが求められている。

(3) 高齢対策課

① 認知症総合対策推進事業費

認知症施策については、認知症に関する理解の普及や、介護する家族が相互にサポートできる体制の整備促進を図るほか、認知症の早期発見・早期対応に向け、市町をはじめ医療機関や医師会等と連携を図りながら、認知症医療連携体制の構築を推進している。

今後も、認知症の人の増加が見込まれることから、認知症施策については、様々な側面から認知症施策を総合的に推進していく必要がある。

② 介護保険推進事業費

介護保険制度については、市町の介護保険財政の安定的運営や介護予防事業の効果的・効率的な取組等を支援するほか、市町等に対する研修の開催や介護保険審査会の運営を行うとともに、介護サービスの質の向上を図るため、事業者に対する指導・監査を実施している。

今後も、介護サービスの利用者数が増加することが見込まれることから、介護保険制度の適正・円滑な運用を図る必要がある。

(4) 健康増進課

我が国では、2人に1人ががんにかかり、3人に1人ががんで亡くなるなど、がんは、今や「国民病」といえる。本県においても、毎年12,000人を超える方が新たにがんにかかり、毎年5,000人を超える方ががんで亡くなっている。昭和61年以降死亡原因の第1位となっている。

一方、最近のがん医療の進歩により、がんは「不治の病」から「長く付き合う病気」に変化してきているものの、がんに罹患した勤労者の約3分の1が、がんの罹患を理由として、依頼退職し、又は解雇されているなど、新たな課題も出てきている。

そのため、がんの予防及び早期発見、がん患者等の相談支援及び緩和ケア、がん医療の提供体制の整備等の取組を強化するとともに、がん患者等の就労支援等新たな課題に対応した取組を進めていく必要がある。

(5) 国保医療課

高齢化や高額な医療機器・薬剤の増加等により、平成20年度に後期高齢者医療制度が始まって以来、医療費は年々増加しており、特に近年は新たな高額薬剤の登場等により更なる増加が見込まれている。

この様な医療費の増加に伴い公費負担も増加していることから、財源の確保が課題となっている。

2. 関連事業の基本方針と計画

(1) こども政策課

全ての妊娠婦及び乳幼児が、健康で不安なく生活できるよう、妊娠・出産、子育ての切れ目ない支援を市町や関係機関等と連携して重層的に実施する。

また、学童期以降の様々な心の問題を持つ子どもを早期に発見し、保護者や関係者が安定して子どもに対応することができるよう、広域健康福祉センターにおける子どもの心の相談支援体制の強化を図る。

さらに、不妊に悩む方への相談支援の充実や不妊治療を受けている方への経済的支援の拡充を行うとともに、青年期の若者に対する妊娠・出産等の医学的な情報の提供やライフプラン設計に関するセミナーを各大学等で実施していく。

(2) 医療政策課

本県の保健医療に関する基本指針である「栃木県保健医療計画（6期計画）」の着実な実行を図り、下記の各種取組を推進する。

小児救急医療体制については、市町等との連携の下、小児休日夜間急患センター等の初期救急、小児救急拠点病院等による二次救急、救命救急センターによる三次救急の機能分化とそれぞれの運営の充実に努める。

周産期医療については、胎児期・分娩・新生児期の一貫した医療を提供するため、総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関の運営に対する助成等により周産期医療体制の充実を図る。

小児医療については、小児の高度専門医療の充実強化を図るため、とちぎ子ども医療センターの運営に対し助成する。

在宅医療については、住民にとってより身近な市町における包括的かつ継続的な在宅サービスの提供体制の構築に向けた拠点の整備などにより地域における在宅医療連携体制を推進する。

(3) 高齢対策課

栃木県高齢者支援計画「はつらつプラン21（六期計画）」を策定

① 認知症総合対策推進事業費

認知症施策については、認知症サポーター養成講座の開催等による認知症に関する正しい理解の普及促進、電話相談の実施や家族交流会の開催等による家族介護者への支援、認知症疾患医療センターの整備拡充による医療面からの支援の充実、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の設置など市町における認知症の早期発見・早期対応に向けた取組支援、認知症ケアパスの作成・普及への助成、医療従事者や施設職員に対する研修の実施など、認知症施策を総合的に推進する。

② 介護保険推進事業費

介護保険制度については、高齢者や家族の生活環境等に応じた介護サービスが確保されるよう、在宅サービスや施設サービスの基盤整備を促進するとともに、適正なサービスの提供と費用負担の適正化の取組を促進する。

(4) 健康増進課

がん対策推進法に基づき、平成25年3月に「栃木県がん対策推進計画（2期計画）」（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」及び「がんになっても安心して暮らすことができる社会の構築」の3つの全体目標を掲げ、がんの予防及び早期発見のための取組、がん医療の提供体制の整備、がん患者等の支援、がん登録の推進等、がん対策を総合的かつ計画的に推進している。

(5) 国保医療課

後期高齢者医療財政の安定した運営を図るため、後期高齢者医療給付費、保険料軽減に要する経費、高額医療費の一部を負担する。

また、後期高齢者医療制度における財政の安定化や保険料率の増加の抑制を図るために必要な場合には、後期高齢者医療財政安定化基金により後期高齢者医療広域連合への交付・貸付を行う。

3. 県が実施する関連事業

(1) 関連事業と事業費

平成 27 年度

(単位 : 百万円)

子育て支援			高齢者支援		
事業名	総額	うち自 主財源	事業名	総額	うち自 主財源
小児救急医療対策費	129	43	がん総合対策費	91	49
周産期医療対策費	310	168	認知症総合対策推進事業費	32	14
とちぎ子ども医療センター事業費	696	696	後期高齢者医療制度関係経費	18,639	18,074
こども・妊産婦医療対策費	2,626	2,626	介護保険推進事業費	18,915	18,858
不妊対策推進費	220	111	地域包括ケアシステム業務担当者研修事業	1	1
子どもの心の相談支援体制強化事業費	1	1			
母子保健診査検査費	58	58			
合計	4,040	3,703	合計	37,678	36,996

4. 市町が実施する主な関連事業

(1) 独自事業

① 子育て支援

事業名	事業の内容	実施団体
不育症治療費助成事業	不育症の治療に対する助成	足利市、栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、下野市、壬生町

② 高齢者支援

事業名	事業の内容	実施団体
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者の見守りについて、ネットワーク会議を開くなどネットワークを構築し連携して対応	全市町
介護支援ボランティア制度等ボランティア事業	活動実績に対してポイントを付与し、蓄積したポイントを換金等する介護支援ボランティア制度と、ポイ	18 市町 (平成 27 年 11 月現在)

	ント付与等を行わないボランティア事業を実施	
高齢者のサロン・居場所づくり等事業	閉じこもりがちな高齢者等に対し、閉じこもり予防や健康の保持増進を促すため、身近なところで気軽に利用できる場所の提供	全市町
地域支え合い事業	要支援者実態調査、台帳整備、訪問・配食・傾聴等、個別の見守り活動、緊急通報装置貸与等、在宅介護ネットワーク構築、日常生活の支援、外出支援、家族介護支援等	地域の実態に応じ各市町において実施
がん検診推進事業	検診クーポンの配布など	那珂川町を除く24市町
新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	検診クーポンの配布など	那珂川町を除く24市町

(2) 連携事業

子育て支援	高齢者支援
<ul style="list-style-type: none"> ・小児休日夜間急患センター等運営事業 ・小児救急医療支援事業 ・こども・妊産婦医療対策 ・就学時心臓検診充実強化事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業（地域包括支援センター運営事業） ・包括的支援事業（社会保障充実分）医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業等 ・任意事業（介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等）

5. 関連事業の概略

(1) 子育て支援

① 小児救急医療対策費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課	
事業の概要	小児休日夜間急患センター及び小児救急支援事業を実施する輪番病院の小児科医等の配置に対する助成、救急医療担当医師を対象とした小児救急医療に関する研修会の実施、症状に応じた適切なアドバイスを行う小児救急電話相談事業の実施、家庭における対処方法や救急外来を受診する際のポイント等をまとめたガイドブックの作成配布により、本県の小児救急医療体制の整備及び適正利用の推進を図る。	
財源	国庫支出金	419 千円
	地方債	- 千円
	その他	85, 861 千円 (地域医療介護総合確保基金)
	一般財源	42, 999 千円
事業の効果	<p>小児休日夜間急患センター及び小児救急支援事業を実施する輪番病院の小児科医等配置を支援することにより、小児救急医療体制を確保するとともに、電話相談事業やガイドブック等普及啓発の実施により、小児救急医療の適正利用及び安心して子育てが出来る環境づくりの推進を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急電話相談（相談実績） 17, 781 件 ・「こども救急ガイドブック」37 千部作成、全市町配布 	

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
小児休日・夜間急患センター等運営事業費	47, 915	34, 343	42, 085
小児救急拠点病院運営事業費（医療支援事業費）	71, 070	71, 861	72, 077
小児科診療医師研修事業費	494	494	494
小児救急電話相談事業費	6, 289	9, 952	13, 784
小児救急啓発事業費	789	819	839

② 周産期医療対策費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課										
事業の概要	総合周産期母子医療センター及び地域周産期医療機関の運営に対する助成、N I C U（診療報酬の対象となるものに限る）において新生児医療に従事する医師に新生児担当手当等を支給している医療機関への助成、N I C U長期入院児が望ましい療養・療育環境へ円滑に移行できるよう支援するコーディネーターの配置、周産期医療従事者を対象とした研修会の実施、新生児搬送用保育器の整備等を実施することにより、本県の周産期医療体制を確保する。										
財源	国庫支出金	138,845 千円									
	地方債	- 千円									
	その他	2,599 千円	（地域医療介護総合確保基金）								
	一般財源	168,408 千円									
事業の効果	<p>総合周産期母子医療センター2 カ所（自治医科大学、獨協医科大学）及び地域周産期医療機関6 カ所（那須赤十字、国際医療福祉大学、済生会宇都宮、芳賀赤十字、足利赤十字、佐野厚生総合）への運営費助成を行うことなどにより、本県の周産期医療体制の確保、充実を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センター搬送受入 平成26年 358件 ・搬送用保育器更新実績 平成26年：6台、平成27年：6台 ※経過年数9年超の保育器を順次更新した。 <p>【周産期死亡率（出産千対）の推移】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成7年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>死者数</td> <td>8.9人</td> <td>4.4人</td> <td>3.3人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※対平成7年度比 ▲62.9%</p>			年度	平成7年度	平成17年度	平成27年度	死者数	8.9人	4.4人	3.3人
年度	平成7年度	平成17年度	平成27年度								
死者数	8.9人	4.4人	3.3人								

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
総合周産期母子医療センター運営費補助金	250,418	295,371	243,933
地域周産期医療機関運営費補助金	59,522	61,346	52,125
新生児医療担当医確保事業費	2,783	2,706	2,599
周産期医療システム整備費	3,231	11,216	11,195

③ とちぎ子ども医療センター事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課		
事業の概要	小児の高度専門医療機能の確保・強化を図るため、とちぎ子ども医療センターの事業運営に要する経費の一部を補助する。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	696,000 千円	
事業の効果	<p>とちぎ子ども医療センター（自治医科大学、獨協医科大学）における高度専門医療機能の確保・強化を図った。</p> <p>【各大学の病床数、担当症例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治医科大学 平成 18 年 9 月～ 156 床（うち 50 床分） 先天性心疾患及び発達障害や精神・心理疾患に対する新たな分野に対応した高度な専門医療機能を確保 ・獨協医科大学 平成 16 年 8 月～ 77 床（うち 6 床分） 白血病等の血液疾患及び成長障害等の内分泌疾患等の分野に対応した高度な専門医療機能を確保 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自治医科大学とちぎ子ども医療センター	600,000	600,000	600,000
獨協医科大学とちぎ子ども医療センター	96,000	96,000	96,000

④ こども・妊産婦医療対策費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	<p>市町が実施することも・妊産婦医療費助成事業に対する助成</p> <p>こども医療対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 医療保険適用の全ての疾病（入院時食事療養費除く） ・助成期間 生まれた日から 12 歳に達した日の年度末まで ・補助率 市町の医療費助成額の 1/2 以内 <p>妊産婦医療対策費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成対象 医療保険適用の全ての疾病（入院時食事療養費除く） ・助成期間 妊娠届の受理月の初日から出産月の翌月末日まで ・補助率 市町の医療費助成額の 1/2 以内 		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	2,626,200 千円	
事業の効果	<p>子ども及び妊産婦に対し保険医療の一部自己負担を助成することにより、経済的負担の軽減等が図られることで、早期の受診と治療が促進され、疾病を早期に発見できる効果があるほか、保護者の安心感の醸成にもつながった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども医療費助成人数（平成 27 年度）：188,861 人 ・妊産婦医療費助成人数（平成 27 年度）：16,889 人 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
こども医療費補助金	2,065,103	1,974,319	2,377,177
妊産婦医療費補助金	257,869	246,379	249,023

⑤ 不妊対策推進費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	不妊専門相談センター管理運営事業 不妊や不育症で悩む者に対する支援体制の充実を図るための、不妊治療に関する情報提供や不妊の悩みに対する相談の実施 すこやか妊娠サポート事業 結婚、妊娠、出産等のライフプランの設計を支援するための、大学生等を対象とした妊娠・出産等の正しい知識を普及啓発する健康セミナーの実施 不妊に悩む方への特定治療支援事業 不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るための、医療保険適用外の体外受精や顕微授精に要する治療費の一部の助成		
財源	国庫支出金	109,018 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	111,319 千円	
事業の効果	不妊症や不育症に悩む方に対して、適切な情報提供や相談対応により、相談支援の充実が図られた。 大学生等が妊娠出産に関する正しい知識の習得やライフプランを考える機会を提供することで、結婚、出産に対する若者の意識の啓発につながった。 不妊治療の促進と経済的負担の軽減が図られた。 • 栃木県不妊専門相談センター相談件数（平成 27 年度）：1,047 件 • すこやか妊娠サポートセミナー参加者数（平成 27 年度）：2,219 人 • 特定治療支援事業助成件数（平成 27 年度：県分）：1,674 件		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
不妊専門相談センター管理運営事業費	3,224	3,132	3,176
すこやか妊娠サポート事業費	-	267	406
不妊に悩む方への特定治療支援事業費	144,595	166,422	216,755

⑥ 子どもの心の相談支援体制強化事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	不登校や摂食障害、児童虐待、発達障害等の様々な子どもの心の問題に対する支援体制の充実を図るための、地域ごとの子どもの心の相談窓口の設置並びに保健・医療・福祉・教育等関係機関との連携会議及び支援機関職員の資質向上を図る研修会の開催		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	1,394 千円	
事業の効果	<p>地域ごとに子どもの心の相談窓口を設置したことにより、関係機関との連携が図りやすくなり、より早期の対応が可能になった。</p> <p>また、連携会議の開催により、保健、医療、福祉、教育等の各支援機関の顔の見える連携の重要性について共通理解が得られた。</p> <p>さらに、医師・保健師・学校関係者等支援機関職員に対する研修の実施により、資質の向上を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心の相談窓口対応延件数（平成 27 年度）：702 件 		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
相談窓口設置費	-	-	735
連携会議開催費	197	197	417
従事者研修事業費	-	54	242

⑦ 母子保健診査検査費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 こども政策課		
事業の概要	先天性代謝異常等検査事業 新生児を対象に、生まれつきの病気を症状が出る前に発見し、適切に治療ができるように行う先天性代謝異常等検査の実施 就学時心臓検診充実強化事業 市町（宇都宮市を除く）及び私立学校法に規定する学校法人が行う小学1年生への心臓検診に要する経費に対する助成		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	58,348 千円	
事業の効果	先天性代謝異常等検査事業 先天性代謝異常、甲状腺機能低下症等の病気は、放置すると知的障害等の症状を来すため、早期発見により適切な早期治療につなげることができた。 ・検査件数（平成27年度） : 16,479 件 ・要精密検査数（平成27年度） : 22 件 就学時心臓検診充実強化事業 心疾患のある児童の発見に努めることにより、突然死等の重大なリスクの回避に寄与した。 ・検査受診者数（平成27年度） : 12,236 件		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成25年度	平成26年度	平成27年度
先天性代謝異常等検査費	52,147	52,658	51,296
先天性代謝異常等検査精度管理費等	608	890	934
就学時心臓検診充実強化事業補助金	6,246	6,302	6,118

(2) 高齢者支援

① がん総合対策費

(i) 医療政策課

(ア) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課		
事業の概要	専門分野（がん）における質の高い看護師を養成し、がん患者に対する看護ケアの充実を図るとともに、本県看護職員の質の向上を図る。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	1,454 千円	（地域医療介護総合確保基金）
	一般財源	- 千円	
事業の効果	専門分野（がん）における質の高い看護師育成事業では、都道府県がん診療連携拠点病院である栃木県立がんセンターにおいて実施することにより、専門性の高い研修となった。受講者は総数49名で県内がん拠点・がん中核病院に配置となったことから、一定の効果が得られたと判断し、今後は認定看護師養成に尽力していくこととなった。		

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
がん専門看護師養成事業費	1,822	1,754	1,454
認定看護師養成支援事業費	-	-	0

(ii) 健康増進課

(ア) 概略

所管部課	保健福祉部 健康増進課	
事業の概要	がん対策の総合的な推進を図る。 1 がん対策推進体制整備事業費 がん対策のあり方を討議する検討会の開催等 2 地域がん登録事業費 がん対策の基礎資料として重要な地域の罹患状況等の実態の把握 3 がん検診従事者資質向上事業費 がん検診従事者の資質向上を目的とした研修会の開催 4 がん診療連携拠点病院整備事業費 がん医療の均てん化を図るためのがん診療連携拠点病院等に対する助成 5 在宅療養支援環境整備事業費	

	がん患者の在宅療養及び就労継続等の支援に必要な情報提供及び環境整備 6 がん患者在宅医療体制構築事業費 がん患者の療養生活の質の向上を図るため、緩和ケア等がんの在宅医療に精通した医療機関等の育成及び連携強化	
財源	国庫支出金	38,326 千円
	地方債	- 千円
	その他	3,000 千円 (長寿社会づくり交付金)
	一般財源	48,671 千円
事業の効果	<p>がん登録情報の活用等により、県内におけるがんの罹患状況、死亡状況等の実態を把握し、本県におけるがん対策のあり方について検討を進めている。</p> <p>その上で、健康長寿とちぎづくり推進事業と調整を図りながら、がんの予防及び早期発見に取り組むとともに、がん診療連携拠点病院等に対する助成を通じて、2次保健医療圏ごとにがん診療連携拠点病院等の整備を図っている。</p> <p>これにより、県内全てのがん診療連携拠点病院等において相談支援センター やセカンドオピニオン提供体制が整備され、がん診療連携協議会を中心とした県内のがん診療連携体制が構築されるなど、県内におけるがん医療の均てん化が進んでいる。</p> <p>また、がん患者が年間 5,500 人を超えるがん患者が抱える様々な苦痛の軽減が全国的な課題と認識されている中、県内全てのがん診療連携拠点病院等において緩和ケア研修会が開催され、2,000 人を超える医療関係者が修了するなど、がん診療連携拠点病院等はもとより、地域における緩和ケアも進んできており、がん患者の療養生活の質の向上に寄与している。</p>	

(イ) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
がん対策推進体制整備事業費	※	199	236
地域がん登録事業費	※	12,723	18,005
がん検診従事者資質向上事業費	※	450	400
がん診療連携拠点病院整備事業費	76,532	81,333	71,000
在宅療養支援環境整備事業費	※	285	356
がん患者在宅医療体制構築事業費	※	923	0

※ 事業区分が変わったため集計不能

② 認知症総合対策推進事業費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課									
事業の概要	<p>認知症対策の推進等の実施</p> <p>1 認知症対策推進事業費 認知症医療の拠点として県が指定する認知症疾患医療センターの運営事業や、かかりつけ医等の認知症対応力向上のための研修や認知症サポート医を養成する認知症地域医療支援事業、県の施策に関する総括的な役割を担う認知症対策推進会議の開催、市町が実施する認知症総合支援事業への支援として認知症初期集中支援チーム員研修・認知症地域支援推進員研修を実施</p> <p>2 認知症介護研修事業費 高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修の実施。認知症介護を提供する事業者を管理する立場にある者等に対し、適切なサービス提供に関する知識等を習得させるための研修の実施</p> <p>3 認知症理解普及促進事業費 認知症への理解を深めるための普及啓発を推進するとともに、認知症の人や家族が抱える悩みなどに対応した支援として、認知症サポート一養成事業や家族介護者交流会、電話相談事業を実施。また、認知症等に起因して生じる高齢者虐待の問題について、「高齢者の尊厳の保持」の視点に立ち、高齢者の権利擁護の取組を推進</p> <p>4 高齢者権利擁護等推進事業費 高齢者虐待防止法の施行に伴い、身体的拘束廃止など高齢者の権利擁護に向けた幅広い取組を関係機関の協力の下で推進</p> <p>5 認知症ケア医療介護連携体制構築事業費 認知症高齢者の増加が見込まれる中で、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会の実現をめざすために、各地域における標準的な認知症ケアの流れをまとめた「認知症ケアパス」の作成・普及を支援</p>									
財源	<table border="1"> <tr> <td>国庫支出金</td><td>6,769 千円</td></tr> <tr> <td>地方債</td><td>- 千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>10,092 千円 (地域医療介護総合確保基金)</td></tr> <tr> <td>一般財源</td><td>14,707 千円</td></tr> </table>		国庫支出金	6,769 千円	地方債	- 千円	その他	10,092 千円 (地域医療介護総合確保基金)	一般財源	14,707 千円
国庫支出金	6,769 千円									
地方債	- 千円									
その他	10,092 千円 (地域医療介護総合確保基金)									
一般財源	14,707 千円									
事業の効果	<p>認知症医療の拠点となる認知症疾患医療センターも6ヶ所となり、当該センターを中心にかかりつけ医等との医療連携体制が構築されつつある。また、認知症ケアパスの作成も進み医療と介護の連携も構築されつつある。</p> <p>認知症介護研修事業及び認知症理解普及促進事業並びに高齢者権利擁護等推進事業については研修受講者数が増加しており、認知症及び高齢者の権利擁護への理解促進・対応力向上が図られてきている。</p>									

(ii) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
認知症対策推進事業費	19,993	11,193	13,828
認知症介護研修事業費		7,398	9,032
認知症理解普及促進事業費		2,678	3,730
高齢者権利擁護等推進事業費		934	1,474
認知症ケア医療介護連携体制構築事業費	－	－	3,504

③ 後期高齢者医療制度関係経費

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 国保医療課		
事業の概要	1 後期高齢者医療保険基盤安定制度県費負担金 2 後期高齢者医療県費負担金 3 高額医療費県費負担金 4 後期高齢者医療審査会費 5 後期高齢者医療財政安定化基金積立金		
財源	国庫支出金	82,822 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	482,476 千円	(利子収入、精算返納金等)
	一般財源	18,073,562 千円	
事業の効果	<p>栃木県後期高齢者医療広域連合及び市町に対し、法律に基づく負担金を交付し、後期高齢者医療制度の財政基盤の安定化を図った。</p> <p>栃木県後期高齢者医療財政安定化基金に、法律に基づく積立てを行い、後期高齢者医療制度の財政リスクに備えた。</p>		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
後期高齢者医療保険基盤安定制度県費負担金	2,520,726	2,799,023	2,963,269
後期高齢者医療県費負担金	14,072,953	14,712,466	14,787,387
高額医療費県費負担金	587,185	608,542	637,429
後期高齢者医療審査会費	0	62	0
後期高齢者医療財政安定化基金積立金	499,353	251,540	250,775

④ 介護保険推進事業費

(i) 医療政策課

(ア) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課		
事業の概要	<p>高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていけるよう、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する上で、訪問看護ステーションの担う役割は一層重要なものとなる。</p> <p>要介護者等の在宅療養支援や在宅看取り等を行う訪問看護ステーションのサービス提供体制の均てん化を図るため、訪問看護ステーションの新規開設・運営等を支援する。</p>		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	23,893 千円	(地域医療介護総合確保基金)
	一般財源	- 千円	
事業の効果	<p>新規開設時における設備整備費補助により訪問看護ステーションの設置を促進することができた。</p> <p>また、訪問看護ステーションからの相談対応や専門家による経営コンサルテーション等の実施により安定的なステーション運営を支援することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護ステーション設備整備助成実績 平成 26 年度 8 件、平成 27 年度 10 件 ※25 市町中 21 市町に設置（平成 28 年 5 月現在） ・訪問看護ステーション経営サポート実績 相談件数 平成 26 年 184 件、平成 27 年 170 件 		

(イ) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
訪問看護ステーション 設備整備支援事業	6,259	3,354	22,006
訪問看護ステーション 経営サポート事業	—	—	1,887

(ii) 高齢対策課

(ア) 概略

所管部課	保健福祉部 高齢対策課
事業の概要	<p>介護保険制度を円滑に実施するため、介護保険審査会の設置・運営、介護保険制度の普及啓発を行う。</p> <p>1 介護給付費法定負担金 介護保険法第 123 条の規定に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用のうち、施設等給付費については 100 分の 17.5 に相</p>

	<p>当する額を、居宅給付費については 100 分の 12.5 に相当する額を市町に対して負担する。</p> <p>2 低所得者保険料軽減負担金 介護保険法第 124 条の 2 の規定に基づき、市町が所得の少ない第一号被保険者に係る介護保険料の減額をするために行う特別会計への繰入金について、その 4 分の 1 に相当する額を、市町に対して負担する。(国 1/2、県・市町 1/4)</p> <p>3 地域支援事業交付金 介護保険の被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談体制及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために市町が実施する「地域支援事業」に対し交付金を交付する。</p> <p>4 介護保険財政安定化基金 介護保険法第 147 条に基づき、県に「介護保険財政安定化基金」を設置し、給付費の予想を上回る伸びや通常の努力を行ってもなお生じる保険財政の赤字について、基金の貸付・交付事業を行う。</p> <p>5 低所得者等利用者負担対策費 介護サービスを利用する低所得者について、利用者負担の軽減措置を講じる市町に対し支援する。</p> <p>6 介護保険制度推進事業費 介護保険審査会の設置・運営、介護保険制度の普及啓発を行う。</p> <p>7 介護予防市町村総合支援事業費 介護予防に関する普及啓発、リハビリテーション専門職等への普及等、市町並びに地域包括支援センター職員を含めた介護予防に關係する職員の資質向上を行う。</p> <p>8 地域包括ケアシステム構築推進事業費 市町、住民、N P O、社会福祉法人、事業者等の協働による地域の実情に応じた地域の支え合い体制づくりを支援するとともに、地域包括ケアシステムの普及啓発を図るための地域住民を対象とした講演会等に対して助成等を行う。</p> <p>9 地域包括ケアシステム人材育成事業費 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市町及び地域包括支援センター等の職員を対象とした地域包括ケアシステム構築のための実務能力向上等のための研修会等を開催する。</p>	
財源	国庫支出金	7,683 千円
	地方債	- 千円
	その他	24,911 千円 (地域医療介護総合確保基金)
	一般財源	18,858,146 千円

事業の効果	介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、市町の介護保険財政の安定的運営や介護予防事業の効果的・効率的な取組等を支援した。 また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、市町職員等を対象に研修会を開催するなど、人材育成等の施策を実施した。
-------	---

(イ) 事業費の推移

(単位 : 千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
介護給付費法定負担金	17,036,651	17,722,951	18,291,382
低所得者保険料軽減負担金	—	—	61,553
地域支援事業交付金	449,251	468,552	489,651
介護保険財政安定化基金	—	45,983	15,750
低所得者等利用者負担対策費	12,673	11,553	10,133
介護保険制度推進事業費	※	23,562	18,323
介護予防市町村総合支援事業費	※	936	1,182
地域包括ケアシステム構築推進事業費	※	215,780	1,071
地域包括ケアシステム人材育成事業費	※	※	1,695

※ 事業区分が変わったため集計不能

⑤ 地域包括ケアシステム業務担当者研修事業

(i) 概略

所管部課	保健福祉部 医療政策課		
事業の概要	地域包括ケアシステムの構築について、住民に最も身近な市町が地域の特性を十分に活かしながら地域包括ケアシステム構築に取り組むことができるよう、システム構築を担当する職員を対象にシステム構築に求められる地域マネジメントや関係機関との連携手法等を習得するための研修会を開催する。		
財源	国庫支出金	- 千円	
	地方債	- 千円	
	その他	- 千円	
	一般財源	264 千円	
事業の効果	地域包括ケアシステムの他県先進事例を紹介した講義やグループ討議による演習を内容とする研修会を開催することで、市町職員の地域包括ケアシステム構築に必要な知識・情報の習得が図られた。 ・市町職員養成研修 開催実績 ①9/9 75名、②3/2 50名		

(ii) 事業費の推移

(単位：千円)

事業の内容	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域包括ケアシステム業務担当者研修事業	-	-	264

6. 監査の結果

(1) 子育て支援

① 周産期医療対策費

(i) 総合周産期母子医療センター運営費補助金

(ア) 補助対象経費の確認について（意見）

県では、総合周産期母子医療センター（自治医科大学、獨協医科大学）に対して下記の補助金交付要領に基づき運営費等補助金を交付している。

交付要領においては、下記のように、補助対象経費として備品購入費と減価償却費が並記されている。

総合周産期母子医療センター運営費等補助金交付要領（一部抜粋）

（趣旨）

第1条 県の交付する総合周産期母子医療センター運営費等補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、総合周産期母子医療センターの運営等に要する経費を助成することにより、本県の周産期医療の確保を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この補助金は、知事の指定を受けた病院の開設者が行う次の事業を交付の対象とする。

（1） 総合周産期母子医療センター運営事業

（交付額の算定方法）

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（1） 第3条の（1）及び（2）の事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定額とする。

イ アの種目ごとの選定額と総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を基本額とする。

ウ イの基本額に3分の2を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費
総合周産期母子医療センター運営事業	総合周産期母子医療センター運営経費	次の1～3により算出された額の合計額とする。（ただし、黒字の部門は算出対象から	総合周産期母子医療センターの運営に必要な次に掲げ

		<p>除く)</p> <p>1 N I C U 3,693 千円×病床数 ×事業月数／12</p> <p>2 G C U 1,758 千円×病床数 ×事業月数／12</p> <p>3 M F I C U 8,427 千円×病床数 ×事業月数／12</p>	<p>る経費</p> <p>…、<u>備品購入費</u> <u>、減価償却費</u>、…</p>
--	--	---	--

また、同じ補助金交付要領で下記の記載があり、備品購入費には固定資産の取得が含まれていると解釈できる。

(交付の条件)

第7条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

仮に、この補助金の交付対象とした備品等の減価償却費を補助対象経費に計上し補助金を交付した場合には、二重に補助金を交付することとなってしまう。現在までに二重に補助金を交付したことはないとの県の説明であるが、今後も固定資産台帳の確認を行う等して、補助金の二重交付とならないよう留意して補助対象経費の確認をしていただきたい。

② とちぎ子ども医療センター事業費

(i) 補助金の対象経費について（指摘事項）

県では、自治医科大学と獨協医科大学に対して、過去にとちぎ子ども医療センターを整備するための補助金を交付した。

とちぎ子ども医療センターの完成後は、その運営を支援するために開設の際に新たに増床した部分に係る運営事業に関する経費を補助している。

とちぎ子ども医療センター運営費補助金交付要領（一部抜粋）

(趣旨)

第1条 県の交付する「とちぎ子ども医療センター運営費補助金（以下「補助金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところに

よる。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、とちぎ子ども医療センター運営事業に関する経費を助成することにより、本県の小児の高度専門医療の水準の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 この補助金は、とちぎ子ども医療センターを開設する際に、新たに増設した部分に係るとちぎ子ども医療センター運営事業を交付の対象とする。

(交付額)

第 5 条 この補助金の交付額は、次表に掲げる経費の額から同表に掲げる収入の額を控除して得た額（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内で交付する。

区分	経費及び収入の額
1 経費 ((1)～(3)に掲げる経費については、とちぎ子ども医療センター開設時に、新たに増床した部分に相当する経費に限る。)	
(1)職員給与費	人件費
(2)材料費	医薬品費及び診療材料費等
(3)経費その他	委託費及び光熱水費等
(4)減価償却費	とちぎ子ども医療センター施設整備費補助金及び設備整備費補助金が交付された施設・設備の減価償却費 ただし、減価償却費は法定耐用年数による定額法により算出した額とする。
2 収入	
(1)入院収益	
(2)外来収益	
(3)その他の収入	とちぎ子ども医療センター開設時に、新たに増床した分に相当する収入

上記の補助金交付要領によれば、人件費や材料費などの経費だけでなく、県の 10/10 の補助金で整備されたとちぎ子ども医療センターの施設及び設備に係る減価償却費も対象としている。過去に補助金で整備された施設及び設備の減価償却費を対象に補助金を交付することは、同一の資産に二重の補助金を交付することになる。

この点を県に確認したところ、県の説明では、当該補助金は、地方公営企業法第 17 条の 2 において定められた地方公営企業の経費の負担の原則を参考とし

て、県立病院に準じた積算方法を定めたものと推察され、とちぎ子ども医療センターの運営に直接必要となる経費だけでなく、施設及び設備の更新（将来の施設及び設備の更新も含む。）に係る費用も補助対象とするため、減価償却費相当額を補助対象経費としているとのことであった。

栃木県における高度な小児医療を担う病院を支援するために、施設設備の更新等を大学の判断で適時に実施できるように自由に使える補助金を支給する趣旨は理解できるが、便宜的に補助金により取得した施設及び設備の減価償却費相当額を補助対象経費とすることは適切ではない。交付額の計算において対象とする経費の範囲を定めた交付要領第5条の対象経費から減価償却費を除外し、代わりに施設及び設備の更新に係る費用を補助対象経費として定めるべきである。

(ii) 補助金の対象経費の算定について（指摘事項）

平成27年度において、上記の交付要領に基づき各医科大学に交付された補助金は計696百万円であり、補助金の対象となった減価償却費相当額は計3億円以上であった。また、過年度においても、とちぎ子ども医療センター完成後、毎年3億円以上の減価償却費相当額が補助対象となっている。

補助金額の算定において、施設及び設備の更新に係る費用として便宜的に減価償却費相当額を補助対象経費に計上しているが、その根拠が明確でなく適切ではない。

県は、とちぎ子ども医療センターの施設及び設備の更新（将来の施設及び設備の更新も含む。）に係る費用を合理的に積算し、補助金の対象経費を適切に算定すべきである。

(iii) 補助金の実績報告について（指摘事項）

補助金対象経費として計上されている減価償却費相当額は、実際に支出されている経費ではないので、これに対応する補助金は病院の裁量で隨時、とちぎ子ども医療センターの施設及び設備の更新に使える資金である。

県の説明によれば、減価償却費相当額に対応する金額については、各センターで実際に支出されているか否かまでの実績報告は求めておらず、迅速な施設及び設備の更新が可能となるよう、交付された補助金を翌年以降に持ち越しても問題ないとのことであった。通常の補助金が実際の支出額に基づいて交付額が決定されていることと比べて著しく均衡に欠けると言わざるを得ない。

また、当該資金がどのくらい留保されているのかは判らないとのことであった。この要因は、とちぎ子ども医療センターが特別会計等の独立した会計単位になつていないことにより、とちぎ子ども医療センターの運営に係る資金収支及び資金の繰越状況が明確になつてないためであると考えられる。

とちぎ子ども医療センターの運営に係る収支を正確に算定するとともに、減価償却費相当額に対応する施設及び設備の更新等に係る支出額の実績を報告させるべきである。また、その確認を行い補助金の使途を明確にすべきである。

(2) 高齢者支援

① がん総合対策費

(i) がん検診従事者資質向上事業

(ア) 事業の実施方法について（意見）

この事業は、がん検診に従事する者の資質向上を図るための事業であり、県は、栃木県がん集検協議会に委託して実施している。

この事業の対象者は、がん検診に従事するすべての者であり、その者が行っているがん検診が個別検診か集団検診かは問われていない。しかしながら、委託先である栃木県がん集検協議会により実施された研修は集団検診を実施する医療機関従事者のみを対象としている。

がんの早期発見に資する検診においては、検診に携わる全ての医療従事者の資質向上が不可欠であり、県が委託する事業の対象者が集団検診従事者に限定されている現状は、県が目指すがん医療の均てん化を推進する上で不十分と考えられる。栃木県がん集検協議会と協議して実施方法の変更を検討すべきである。

(ii) 認定看護師養成支援事業費

(ア) 事業の実施方法について（意見）

認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会認定看護師認定審査に合格し、ある特定の看護分野において熟練した看護技術と知識を有することが認められた看護師のことである。

この事業は平成27年度からの医療政策課の事業であるが、周知開始時期が遅かった等の理由により同年度では未執行となっている。また、平成28年度においても7月時点では、各施設で認定看護師養成機関に派遣する看護師の代替職員が確保できない等の理由により未執行となっている。

県では、県民が質の高いがん治療を受けることができる体制を確保するために、国から指定を受けた地域がん診療連携拠点病院（6病院）と地域がん診療病院（1病院）に対して運営費補助金を交付している。

地域がん診療拠点病院の指定（県で独自に指定した栃木県がん診療連携拠点指定病院の1病院を含む）においては、人員配置要件として、がん治療に関する認定看護師の配置が求められているが、県内での配置状況（平成26年10月現在）は下記のとおりである。

区分	施設数	がん化学療法	がん性疼痛	緩和ケア
国指定	地域がん診療連携拠点病院	6	9	3
	地域がん診療病院	1	1	0
県指定	栃木県がん診療連携拠点指定病院	1	2	1
	栃木県がん治療中核病院	9	0	0
合計	合計	17	12	4
				10

	要配置数合計 (目標人数)		24	17	24
	不足数合計		12	13	14

(要配置数の考え方)

がん化学療法及び緩和ケア：国指定機関（各2名） 県指定機関（各1名）
がん性疼痛 : 各機関（各1名）

現状では緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師いずれかの配置が必要な7病院のうち、1名配置の病院が2病院ある。認定看護師が1名配置の場合には、認定看護師の転居や転職等により指定の更新ができない場合も考えられ、指定を取り消された場合には、当該二次医療圏に居住する県民が質の高いがん治療を受けられることとなってしまう。

県では、がん医療の均てん化を図るべく「栃木県がん対策推進計画」を策定しているが、拠点病院の運営費補助金交付は健康増進課、認定看護師の養成支援は医療政策課の担当となっており、それぞれ別々の事業として執行されている。

拠点病院等はがんの専門的診療機能を担っているため、県は認定看護師の配置が進むように所管課間で連携して事業を実施できるような方法を検討すべきである。

② 認知症総合対策推進事業費

(i) かかりつけ医認知症対応力向上研修事業

(ア) 事業の実施方法について（指摘事項）

認知症の早期診断・早期対応のためには、患者のかかりつけ医がその言動から症状を発見し、適切な専門医療機関への受診誘導等が必要になる。そのため、国においては高齢化に伴う認知症患者の増加に対応するために認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、かかりつけ医認知症対応力研修受講修了者の累計受講者数目標を60,000人（人口比で栃木県では1,000人）に設定している。

県では、かかりつけ医の認知症の対応力を向上するための研修事業を一般社団法人栃木県医師会に委託し実施しており、累計受講者は632人（平成28年7月末現在）となっている。

平成27年度における事業の実績は下記のとおりである。

	期日	会場	受講者数	左記の内、初回修了者数
①	平成27年10月5日(月) 10月30日(金)	鹿沼市民情報センター	16名	6名
②	平成27年10月8日(木) 10月15日(木)	芳賀郡市医師会	25名	14名
③	平成27年10月21日(水) 10月28日(水)	小山地区医師会	24名	14名

④	平成 27 年 11 月 6 日(金) 11 月 9 日(月)	足利市医師会	15 名	3 名
⑤	平成 27 年 11 月 11 日(水) 11 月 18 日(水)	大田原地域職業 訓練センター	8 名	4 名
⑥	平成 28 年 1 月 20 日(水) 1 月 28 日(木)	佐野市医師会	8 名	0 名
⑦	平成 28 年 1 月 27 日(水) 2 月 3 日(水)	塩谷郡市医師会	6 名	2 名
⑧	平成 28 年 2 月 3 日(水) 2 月 17 日(水)	宇都宮市医師会	24 名	10 名
⑨	平成 28 年 2 月 24 日(水) 2 月 25 日(木)	下都賀郡市医師 会	16 名	6 名
合 計			142 名	59 名

県としては、各回受講者 30 人程度の研修を 9 回想定していたにかかわらず、合計受講者は 142 人（うち初回修了者数は 59 人）にとどまっている。想定した受講者 270 人に対し約半分の実績であり、委託契約が十分に履行されていなかった可能性がある。

研修の効率的かつ効果的な実施を目的として一般社団法人栃木県医師会に事業を委託していると考えられるため、受講者が参加しやすいように研修の開催場所や実施時期について委託先である一般社団法人栃木県医師会との更なる協議・調整が必要である。

③ 介護保険推進事業費

(i) 訪問看護ステーション経営サポート事業

(ア) 事業の実施方法について（意見）

平成 27 年 4 月 1 日現在における、栃木県と全国での訪問看護ステーションの設置状況は下記のとおりである。

	人口（平成 22 年国勢調査）	訪問看護ステーション数	10 万人当たり	全国順位
栃木県	2,007,683	81	4.03	47 位
全国	128,057,352	8,241	6.43	

栃木県においては 10 万人当たりの訪問看護ステーション数が全国最下位となっており、県内市町の中には訪問看護ステーションが存在しないところもある。新たな事業者は経営知識の乏しい看護師の開業によるものが多いため、開業間もない訪問看護ステーションが廃業や休業に陥ってしまう事例も少なくない。

県では、在宅医療の充実のために事業者の安定経営を支援すべく、新規事業者を対象に電話や面接による相談受付や外部コンサルタントによるコンサルティング業務を公益財団法人栃木県看護協会に委託している。

しかし、県が委託する事業のうちコンサルタントによる経営相談（平成 27 年度は 8 事業所に対して実施）は一年のみの関与で、経営相談後の経過観察は

県としては実施していない。二年目以降は、公益財団法人栃木県看護協会がその必要性から独自に経営相談を行っているが、県からの委託事業ではないため、相談者が必要とする十分な指導がなされているかは判らない。

二年目以降の公益財団法人栃木県看護協会の経営相談の状況を確認して、必要性が認められれば継続的な支援についても検討すべきである。

IX. 社会福祉法人

1. 社会福祉法人栃木県社会福祉協議会

(1) 法人概要

① 目的

すべての県民が住み慣れた地域社会でいきがいを持ち、ノーマライゼーションの心を育み、人の尊厳を重視した自己決定を尊重し合いながら、共に助け合う、明るく活力あふれる地域づくりをめざすために、福祉ニーズの把握に努めるとともに、多くの人々がボランティア活動等を通して福祉への関心を深め、自ら積極的に地域福祉活動に参画する心豊かな福祉社会づくりに向けて、住民や関係機関、団体のより一層の協働を推進することを目的とする。

② 所在地 栃木県宇都宮市若草 1-10-6

③ 設立認可 昭和 29 年 6 月 3 日

④ 役員の状況（平成 28 年 3 月 31 日時点）

ア. 人数 理事 17 名、監事 2 名、評議員 35 名
イ. 報酬総額 5,185,616 円

⑤ 職員の状況（平成 28 年 3 月 31 日時点）

		ア. 人数	イ. 平均年齢	ウ. 平均給与月額	エ. 給与総額
職員	プロパー	32 名	45 歳	349,731 円	176,642,921 円
	県 OB	3 名			12,632,836 円
	県派遣	2 名			16,055,667 円
	他団体派遣	3 名			14,134,727 円
	常勤嘱託員	14 名	48 歳	188,494 円	31,667,116 円
	非常勤職員	2 名			3,925,440 円
	臨時職員	4 名		141,400 円	6,787,241 円
	パート職員	8 名			10,842,326 円
合計		68 名	46 歳	270,996 円	272,688,274 円

(注) 「平均給与月額」とは、給料の調整額を含むものである。

⑥ 県との関係

ア. 県からの出捐金 0 千円

イ. 県職員 OB の役職員等

役職等	人数	報酬及び給与総額	備考
理事	3 名	4,978,416 円	うち 2 名は日額報酬（単価：2,600 円）
監事	1 名	18,200 円	日額報酬（単価：2,600 円）

OB 職員	3 名	12,632,836 円	
合計	7 名	17,629,452 円	

ウ. 委託事業・補助事業（指定管理業務を除く）

(単位：千円)

種類	名称	金額
委託	地域福祉等推進特別支援事業	471
委託	地域福祉計画推進事業	98
委託	民生委員・児童委員研修事業	468
委託	栃木県福祉人材・研修センター運営事業	38,380
委託	介護人材緊急確保対策事業	20,250
委託	潜在保育士再就職支援研修業務委託	396
補助	地域福祉推進指導費補助金	84,208
補助	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	19,368
補助	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (臨時特例つなぎ資金貸付事業)	14,810
補助	栃木県民福祉のつどい開催費補助金	666
補助	運営適正化委員会設置運営事業費補助金	8,474
補助	福祉サービス第三者評価推進事業費補助金	12,452
補助	福祉施設経営指導事業費補助金	4,949
補助	福祉ボランティア活動推進事業費補助金	31,124
補助	ボランティア振興事業費補助金	1,347
補助	日常生活自立支援事業費補助金	83,205
補助	福祉情報提供システム整備事業費補助金	826
補助	地域福祉後見促進支援事業費補助金	940
補助	介護福祉士修学資金等貸付事業推進費補助金	444,600

エ. 指定管理業務の具体的な内容

施設名	とちぎ福祉プラザ
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設、附属設備及び物品の維持管理に関する事務 ・施設等の利用に係る事務（有料施設等の許可に関するもの）に関する事務 ・施設等の清潔の保持その他環境整備に関する事務 ・施設等の利用に伴う利用者への便宜供与に関する事務 ・地域災害対策活動拠点及び応急活動拠点としての管理に関する事務 ・施設等の利用料金の徴収事務に関する事務 ・上記業務に付帯する業務に関する事務
指定管理期間	平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日
請負金額	平成 26 年度 108,500 千円 平成 27 年度 108,500 千円 平成 28 年度 108,500 千円

	平成 29 年度 108,500 千円
	平成 30 年度 108,500 千円

⑦ 事業の状況

ア. 実施事業

事業	事業内容
県民参加型の地域福祉の推進	広報紙やホームページ等による情報発信、ボランティア活動への参加促進、福祉関係者への表彰等
市町社協活動の推進・支援	情報提供等による市町社協の基盤強化や事業支援、研修等による人材養成
福祉サービス利用者のための支援の強化	とちぎ権利擁護センター・あすてらすの運営、福祉サービスの運営適正化の推進など
福祉人材の確保と育成	職場体験や介護福祉士修学資金等による福祉分野への人材の参入促進、面談会等による人材の確保・研修開催による人材育成など
貸付事業等による自立支援の促進	低所得者や障害者、高齢者世帯に対する資金貸付等による経済的自立や生活意欲の助長促進
社会福祉事業経営者等への支援	専門家による経営相談、研修会や訪問等による経営指導・助言

イ. 管理施設

施設名称	施設の目的
とちぎ福祉プラザ	<p>障害者をはじめとする県民の幅広い交流と社会参加、自主的な福祉活動を支援し、県民がともに支えあう地域社会をつくることを目指すとともに、誰もが使いやすい施設とする。</p> <p>[施設の概要]</p> <p>敷地面積 17,355 m² 延床面積 本館 9,393 m²、附属棟 836 m² 主な構造 鉄筋コンクリート造 4 階建（一部地下 1 階）</p> <p>[貸出施設]</p> <p>多目的ホール、特別会議室、第 1 ・ 第 2 研修室、福祉研修室 A ・ B 、201 ・ 301 ・ 401 ・ 402 ・ 403 会議室、レクリエーション室、和室、調理実習室</p> <p>[その他施設]</p> <p>404 会議室、相談室、モデルルーム</p> <p>[駐車場]</p> <p>収容台数 250 台（一般用 224 台、障害者用 26 台）</p> <p>[主な設備]</p> <p>視覚障害者誘導システム、総合案内システム、電光掲示板、バリアフリータイプのモデルルーム、体感音響設備、フラットループ補聴システムなど</p>

	[主な機能]
	交流・自立促進機能 障害者をはじめとする幅広い県民の交流と社会参加の活動支援、バリアフリーのモデル施設
	情報発信機能 専門性と総合性を発揮した福祉情報の収集、加工、発信
	人材養成機能 施設開放による人材養成と県民啓発
	ネットワーク機能 民間福祉諸団体の活動と相互連携の支援
栃の実駐車場	利用台数 25,902 台 月極契約 12 台/月 利用料収入 (※表外記載) 賃借料 (栃木県) 14,256 千円/年
本町合同ビル駐車場	利用台数 44,499 台 月極契約 実施せず 利用料収入 (※表外記載) 賃借料 (栃木県) 9,072 千円/年

※駐車場の利用料収入（合計 37,375 千円）の内訳

[栃の実駐車場]

13,872 千円（うち月極分 1,325 千円）

[合同駐車場]

20,434 千円

[共通（サービス券など）]

3,068 千円

(8) 財務状況

(単位：千円)

ア. 資金収支の状況

(1) 事業活動資金収支差額	341, 660
① 事業活動収入	1, 240, 804
・介護報酬等の公費 (※)	0
・利用者負担金 (※)	0
・その他収入	1, 240, 804
② 事業活動支出	899, 144
・人件費支出	330, 586
・事業費支出	214, 748
・利用者負担軽減額	0
・その他支出	353, 810
(2) 施設整備等資金収支差額	▲860
① 施設整備等収入	0
・施設整備補助金等の公費	0
・その他収入	0
② 施設整備等支出	860
(3) その他の活動資金収支差額	30, 035
① その他の活動収入	175, 763
② その他の活動支出	145, 728
当期末資金収支差額	370, 834
前期末支払資金残高	2, 337, 713
当期末支払資金残高	2, 708, 547

イ. 事業活動の状況

(1) サービス活動増減差額	329, 210
① サービス活動収益	1, 086, 274
② サービス活動費用	757, 063
減価償却費	2, 679
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲72, 567
その他サービス活動費用	0
(2) サービス活動外増減差額	23, 070
① サービス活動外収益	23, 179
② サービス活動外費用	109
(3) 特別増減差額	▲401, 148
① 特別収益	108, 263
② 特別費用	509, 411
当期活動増減差額	▲48, 867
前期繰越活動増減差額	▲65, 572
当期末繰越活動増減差額	▲114, 439
基本金取崩額	1, 306
その他の積立金取崩額	26, 170
その他の積立金積立額	10, 688
次期繰越活動増減差額	▲97, 651

ウ. 資産等の状況

(1) 資産の部	7, 808, 691
① 流動資産	2, 769, 178
② 固定資産	5, 039, 513
(2) 負債の部	801, 666
① 流動負債	76, 710
② 固定負債	724, 956
(3) 純資産の部	7, 007, 024
減価償却累計額	35, 806

(2) 監査の結果

① 県社会福祉協議会に対する事項

(i) とちぎ福祉プラザの管理・運営（意見）

県社会福祉協議会は、県所有のとちぎ福祉プラザの指定管理者となっており、利用料金制を採用している。よって、県からの指定管理料と館内の会議室の利用料収入が収入源となっている。

水道光熱費の削減等によって平成27年度決算では4,921,537円の経常増減差額があり、前期繰越活動増減差額8,731,639円を合わせて12,724,605円の次期繰越活動増減差額がある。

指定管理者の自助努力による利益（次期繰越活動増減差額）は指定管理者が享受するものであるが、県社会福祉協議会の目的に照らし、公共の利益に資するような有効な活用方法を検討すべきである。

(ii) 潜在的有資格者等再就業促進事業費（研修事業）の実施方法について（意見）

県では「介護分野への再就業を促進することを目的」とし、「資格を有しながら介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、知識と技術を再確認するための研修」を県社会福祉協議会に委託して、介護の仕事復帰講座・介護職スタート講座を年3回実施している。広く参加者を募るために土曜日にも開催するなどしているが、開催場所はいずれも宇都宮市のとちぎ福祉プラザとなっている。

しかし、事業の趣旨からすれば、参加希望者の移動時間を考慮して研修の開催場所は県全域で行うべきである。また、貸会議室等の研修開催場所の確保が問題になるのであれば、介護施設に設けられている地域交流スペースなどを使用し、更に可能であれば当該介護施設内の見学なども合わせて行うなど、介護に対する理解がより一層得られるような研修方法を検討すべきである。

(iii) 介護人材マッチング機能強化事業の実施方法について（意見）

県では「個々の求職者にふさわしい職場を開拓」し、「円滑な就労・定着を図る」ための事業の一環として、「福祉のお仕事ミニ面談会」を県内各所において合計13回開催している。

しかし、13回のうち11回は平日の開催である。また、開催日によっては来場者（求職者）が一桁に止まっている。そのため、求職者や事業所が参加しやすくなるような開催場所や開催日を設けるなどして、効率的・効果的な実施方法を検討すべきである。

② 県に対する事項

(i) 指定管理の協定範囲の見直し（意見）

とちぎ福祉プラザの指定管理の協定では、維持管理と運営をセットにしているが、維持管理と運営を同一の協定にする合理性はなく、協定を維持管理と運営に分割すべきである。

県社会福祉協議会は施設の維持管理の一部を第三者に委託しており、現状において、維持管理と運営を同一事業者が請け負うメリットは出でていない。逆に、維持管理と運営をセットにすることによって、維持管理は受託可能でもとちぎ福祉プラザの運営能力のない業者を公募から排除してしまうというデメリットがある（直近の公募においても応募者は県社会福祉協議会の1者のみであった）。

維持管理は受託可能でも運営がネックになり公募に参加できない業者は多いと考えられる。協定を維持管理と運営に分割することにより、特に施設の維持管理に関しては応募者が増えることが期待でき、競争原理により事業費削減につながるはずである。

(ii) 県社会福祉協議会からの控除仕入税額の報告の徴収について（指摘事項）

県社会福祉協議会は、県からの業務受託収入や貸会議室収入により消費税の課税事業者となっている一方で、県からの補助金収入も得ている。補助金は不課税収入となり、交付された補助金から消費税が課税される経費の支払をした場合には、消費税が還付となり益税となってしまう。そのため、税額計算においては、補助金等の特定収入に係る課税仕入れ等の税額計算が行われる。

通常、補助金の交付団体には県への控除仕入税額の報告義務が課されているが、県社会福祉協議会にはこのような報告義務は課されていない。

補助金収入による益税の問題について県社会福祉協議会だけを例外とする理由はないため、県社会福祉協議会からも控除仕入税額についての報告を求めるべきである。

(iii) 介護人材参入促進事業費の実施対象について（意見）

県では「介護の仕事のイメージアップを図ることにより、介護人材の安定的な参入を促進することを目的」に、中学生・高校生を対象に、介護の仕事の大切さと魅力を伝えるための出前講座を実施している（県社会福祉協議会への委託）。平成27年度では中学校6校、高等学校9校で実施されている。

実施要領には出前講座の目標開催数等についての記載はないが、県内には中学校が172校、高等学校が77校ある中で、事業の実施件数が少ないとの感は否めない。

より多くの生徒が介護への理解を深めて介護職に興味を抱く機会を提供するために、実施要領等で効果的な目標値を設定すべきである。

(iv) 潜在的有資格者等再就業促進事業費（職場体験事業）の実績報告について（意見）

県では「介護分野への新たな人材の参入促進に寄与することを目的」とし、「介護の仕事に関心を有する者」を対象に、実際の職場の雰囲気やサービス内容などを直接知ることができるよう介護の職場体験ができる機会を提供するために介

護福祉施設での職場体験を実施している。県社会福祉協議会から県への実績報告においては、受け入れた施設及び参加者の実績数がなされているのみである。

介護人材の緊急的な確保のために、県では「介護人材緊急確保対策事業実施要領」を定めており、介護職への理解を広げるための各種事業を実施しているが、例えば職場体験事業の参加者に対して出前講座に参加したことの有無などの報告はされていない。介護人材を確保するために実施した一連の各種事業が効果的であるかを評価もしくは測定するため、各種事業を体系的に評価できるような実績報告の方法を検討すべきである。

2. 社会福祉法人とちぎ健康福祉協会

(1) 法人概要

① 目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

このほか、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援するとともに、高齢者福祉の増進を図り、もって真に長寿社会を喜び合える社会の実現と、県民の自主的な健康づくりを総合的に支援することを目的とする。

② 所在地 栃木県宇都宮市駒生町 3337-1

③ 設立認可 昭和42年4月1日

④ 役員の状況（平成28年3月31日時点）

ア. 人数 理事8名、監事2名、評議員17名

イ. 報酬及び給与総額 17,686,710円

⑤ 職員の状況（平成28年3月31日時点）

ア. 人数 職員197名、嘱託職員173名 計370名

イ. 平均年齢 職員40.7歳、嘱託職員42.4歳 全体41.5歳

ウ. 給与総額 職員880,408,129円、嘱託職員370,214,557円

計1,250,622,686円

エ. 平均給与 職員394,802円、嘱託職員186,977円 全体297,060円

⑥ 県との関係

ア. 県からの出捐金 30,920千円

イ. 契約関係

土地の無償貸付

用途	所在地	面積(m ²)
宝木保育園敷地	宇都宮市若草町2丁目105-14外4筆	3,939.42
わかくさ敷地	宇都宮市野沢町三の沢4-2、同4-40内	3,424.41
桜ふれあいの郷敷地	さくら市鍛冶ヶ澤157-6	243,235.58
清風園敷地	さくら市押上1714	37,103.78
合計		287,703.19

ウ. 県職員OBの役職員等（平成28年3月31日時点）

役職等	人数	報酬及び 給与総額	備考
理事	4名	17,686,710円	1名は前栃木県総合政策部長、1名は前栃木県理事、1名は元栃木県農業大学校長、1名は元那須学園長である。
監事	1名	0円	

OB 職員	9名	34,485,045円	
OB 嘱託職員	0名	0円	
合計	14名	52,171,755円	

エ. 委託事業・補助事業（指定管理業務を除く）

(単位：千円)

種類	名称	金額
委託	はつらつとちぎ21推進事業	31,188
委託	母子生活支援施設における母子保護に要する経費	13,670
補助	明るい長寿社会づくり推進機構事業費補助金	1,137

オ. 指定管理業務の具体的内容

施設名	とちぎ健康づくりセンター	とちぎ生きがいづくりセンター	栃木県障害者保養センター那珂川苑	
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの施設の維持管理に関すること ・センターの利用に係る事務（有料施設等の許可に関するものを含む。） ・センターの運営に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの施設の維持管理に関すること ・センターの運営に関すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・那珂川苑の施設の維持管理に関する業務 ・那珂川苑の利用の許可に関する業務 ・那珂川苑の運営に関する業務 	
指定管理期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日		平成26年4月1日～平成31年3月31日	
請負金額	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	462,342千円 461,828千円 461,314千円 460,800千円 460,285千円	平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度	71,897千円 70,777千円 69,655千円 68,533千円 67,412千円

⑦ 事業の状況

ア. 実施事業

事業名	事業内容
情報提供事業	生涯学習、就労、社会活動等の情報収集及び情報誌やホームページによる情報提供
学習支援と啓発事業	栃木県シルバー大学校運営の総括 高齢社会を豊かに過ごすための学習機会の提供
イベント事業	ねんりんピックとちぎの開催及び全国健康福祉祭への選手団派遣等、高齢者が活動する場の提供等
賛助会員事業	高齢者のさまざまなニーズを的確にマネージメントするための会員の加入促進等
介護保険制度関連事業	介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修の実施、介護支援専門員に対する研修の実施

イ. 管理施設

施設名称	施設の目的									
とちぎ健康づくりセンター	<p>生活習慣病の予防をはじめ、「栄養・運動・休養」をテーマに県民の皆様の自主的かつ積極的な健康づくりを支援する。</p> <p>[運動施設] 温水プール、多目的運動フロア、多目的フロア、会議室、トレーニング室、エアロビクススタジオ、ランニングデッキ、栄養指導室</p> <p>[実施事業]</p> <table border="1"> <tr> <td>施設利用講習</td><td>利用希望者の現状を把握し、安全で効果的な運動実践につなげるための講習</td></tr> <tr> <td>体力測定</td><td>体力測定を行い効果的な運動実践メニューを提供</td></tr> <tr> <td>健康づくり相談</td><td>運動、栄養、休養等についての相談指導</td></tr> <tr> <td>健康づくり講座・集団指導</td><td>生活習慣の予防、改善や運動の習慣化を図るための講座等の開催</td></tr> </table>		施設利用講習	利用希望者の現状を把握し、安全で効果的な運動実践につなげるための講習	体力測定	体力測定を行い効果的な運動実践メニューを提供	健康づくり相談	運動、栄養、休養等についての相談指導	健康づくり講座・集団指導	生活習慣の予防、改善や運動の習慣化を図るための講座等の開催
施設利用講習	利用希望者の現状を把握し、安全で効果的な運動実践につなげるための講習									
体力測定	体力測定を行い効果的な運動実践メニューを提供									
健康づくり相談	運動、栄養、休養等についての相談指導									
健康づくり講座・集団指導	生活習慣の予防、改善や運動の習慣化を図るための講座等の開催									
とちぎ生きがいづくりセンター	<p>「学ぶ・働く・社会参加・支える」をテーマに高齢者の皆様の積極的な生きがいづくりを支援する。</p> <p>また、シルバー大学校として、高齢者の方々に学習や実習の機会を提供する。</p> <p>※栃木県シルバー大学校中央校、南校、北校を運営</p>									
駒生園	<p>身体障害者（肢体不自由）及び高次脳機能障害者を中心とした障害者の方々の自立訓練（機能訓練・生活訓練）と施設入所支援を行う。</p> <p>[利用定員] 自立訓練（機能訓練） 30名 施設入所支援 30名 自立訓練（生活訓練） 10名 短期入所 4名</p> <p>※とちぎリハビリテーションセンター内障害者支援施設の支援部門を受託</p>									
わかくさ	<p>母子生活支援施設（定員 20 世帯）</p> <p>配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする。</p>									
桜ふれあいの郷	<p>知的障害を中心とした障害者の方々の入所支援を行い、介護・創作的活動・生産活動・就労機会の提供等を通して自立した日常生活又は社会生活が営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>[利用定員] 知的障害児施設 30名</p>									

	<p>生活支援施設 150名（生活介護150名、自立訓練10名、施設入所支援150名）</p> <p>就労支援施設 40名（生活介護20名、就労継続B型60名、施設入所支援40名）</p> <p>[併設事業]</p> <p>短期入所事業・共同生活援助事業・県北圏域障害者就業・生活支援センター・障がい者支援センターふれあい</p>
清風園	<p>身体障害者を中心とした障害者の方々の入所支援を行い、介護・創作的活動・生産活動・就労機会の提供等を通して自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援することを目的とする。</p> <p>[利用定員]</p> <p>生活支援施設 53名（生活介護53名、施設入所支援50名）</p> <p>就労支援施設 65名（生活介護45名、就労継続B型20名、施設入所支援50名）</p>
宝木保育園	<p>保育園（定員160名）</p> <p>日々保護者の委託を受けて、保育にかけるその乳児、幼児その他の児童を保育することを目的とする。</p> <p>[併設施設]</p> <p>地域子育て支援センター（子育てサロン宝木）</p>
那珂川苑	<p>身体障害者福祉センター（定員80名）</p> <p>障害者の健康の増進と社会参加を図るため、障害者との家族等に対し、宿泊・休養等の便宜を図ることを目的とする。</p>

(8) 財務状況

(単位：千円)

ア. 資金収支の状況

(1) 事業活動資金収支差額	230,313
①事業活動収入	2,853,317
・介護報酬等の公費	1,857,174
・利用者負担金	831
・その他収入	995,312
②事業活動支出	2,623,004
・人件費支出	1,675,793
・事業費支出	471,575
・利用者負担軽減額	0
・その他支出	475,636
(2) 施設整備等資金収支差額	▲ 451,338
①施設整備等収入	838,450
・施設整備補助金等の公費	838,050
・その他収入	400
②施設整備等支出	1,289,788
(3) その他の活動資金収支差額	1,025,607
①その他の活動収入	1,461,717
②その他の活動支出	436,110
当期末資金収支差額	804,582
前期末支払資金残高	697,087
当期末支払資金残高	1,501,669

イ. 事業活動の状況

(1) サービス活動増減差額	227,025
①サービス活動収益	2,780,675
②サービス活動費用	2,553,650
減価償却費	113,329
国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 95,715
その他サービス活動費用	2,536,036
(2) サービス活動外増減差額	61,178
①サービス活動外収益	73,042
②サービス活動外費用	11,864
(3) 特別増減差額	▲ 270,680
①特別収益	838,050
②特別費用	1,108,730
当期活動増減差額	17,523
前期繰越活動増減差額	1,742,036
当期末繰越活動増減差額	1,759,559
基本金取崩額	0
その他の積立金取崩額	1,251,832
その他の積立金積立額	436,110
次期繰越活動増減差額	2,575,281

ウ. 資産等の状況

(1) 資産の部	8,168,023
①流動資産	1,663,296
②固定資産	6,504,727
(2) 負債の部	654,999
①流動負債	162,362
②固定負債	492,637
(3) 純資産の部	7,513,024
減価償却累計額	3,168,552

(2) 監査の結果

① とちぎ健康福祉協会・県に対する事項

(i) 建物の取り壊しに対する対応について（指摘事項）

わかくさは平成23年、宝木保育園は平成26年に既存の建物を取り壊し、新規に建物を建設している。

これらの建物は昭和57年に、県ととちぎ健康福祉協会の間で県有財産譲与契約が締結されており、県からとちぎ健康福祉協会に所有権が移転している。

県有財産譲与契約では、とちぎ健康福祉協会が譲与物件を保育所及び母子寮としての用途に自ら供しなければならないとされており、用途に供しなくなつたときには、譲与物件を県に返還しなければならないと定められている。

建物を取り壊すことは、契約が解除された際に県に譲与物件を返還することが不可能となる。建物の取壊については両者合意のもと進めてはいるが、上記項目への対応について正式な書面として残されていない。覚書等、正式な書面として残しておくべきである。

県有財産譲与契約書 (以下、一部抜粋)

譲与人栃木県（以下「甲」という。）と譲受人社会福祉法人栃木県社会福祉事業団（以下「乙」という。）とは、次の条項により県有財産の譲与契約を締結する。

(譲与物件)

第1条 甲はその所有する次の建物（以下「譲与物件」という。）を乙に譲与するものとする。

（物件詳細については省略）

(所有権の移転)

第2条 譲与物件の所有権は、この契約の締結と同時に甲から乙に移転するものとする。

(用途の指定)

第4条 乙は、譲与物件を保育所及び母子寮としての用途（以下「指定用途」という。）に自ら供しなければならない。

(用途廃止後の譲与物件の取扱)

第5条 乙が譲与物件を指定用途に供しなくなったときには、譲与物件を甲に返還しなければならない。ただし、甲が返還の必要がないと認めた場合には、この限りではない。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができるものとする。

(乙の返還義務)

第13条 乙は、第11条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する日までに譲与物件を甲に返還しなければならない。

② とちぎ健康福祉協会に対する事項

(i) 委託契約の契約方法について（指摘事項）

とちぎ健康福祉協会では、高齢化社会についての理解の促進及び協会のPRを目的に、高齢者向けの各種情報を中心に編集した情報誌を四半期毎に発行し関係機関等へ配布している。

とちぎ健康福祉協会では、この情報誌の編集、制作業務を委託しており、数年来、随意契約によりZ社と委託契約している。

随意契約の理由を下記のとおりとしている。

(i) 当該業務は、当協会から依頼する原稿の他、業者が独自に取材し執筆する記事の掲載が含まれており、単なる印刷発行業務ではない。そのため、企画、デザインから取材、撮影、編集までの総合的なマネジメント力を有し、ライター、カメラマン、デザイナー等を展開できる業者でなければならない。

(ii) また、当情報誌は、栃木県内の記事を中心に編集するため、質の高い情報を提供するには、県内情報に精通し、かつ、学者、識者、メディアとのつながりの厚い業者でなければならない。

これらの条件を満たす業者は県内においてZ社のみのため、経理規程第57条第1項第2号の規定により随意契約としたい。

上記の理由では、委託業務の条件を満たす業者が、Z社だけとする具体的な根拠に乏しく、他にも上記の条件を満たす業者が存在するものと考えられる。

したがって、随意契約の理由としては適切ではなく、競争入札とすることを検討すべきである。

(ii) 前受収益の会計処理について（指摘事項）

シルバー大学校は毎年10月に開校し、授業料と資料代については開校前に1年分を前受けで徴収している。とちぎ健康福祉協会の決算書では、資料代については前受収益を計上しているが、授業料については前受収益を計上せず、徴収時に一括して収益計上している。授業料と資料代の会計処理の統一を図るべきである。

(iii) 拠点区分間の内部振替について（意見）

とちぎ健康福祉協会の拠点区分会計は以下の通りである。

拠点区分	
社会福祉事業区分	<ul style="list-style-type: none">・協会本部・わかくさ・桜ふれあいの郷児童施設・桜ふれあいの郷生活支援施設・桜ふれあいの郷就労支援施設・清風園生活支援施設・清風園就労支援施設・宝木保育園

	<ul style="list-style-type: none"> ・栃木県障害保養センター那珂川苑 ・桜ふれあいの郷グループホーム
公益事業区分	<ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ健康づくり・生きがいづくりセンター ・高齢者生きがいづくり支援事業

協会本部の一般管理費のうち各拠点区分の負担相当分について拠点区分間繰入金として内部振替を行っているが、内部振替基準は作成されていなかった。適正な内部振替基準を策定し、拠点区分間繰入金額の客観性を確保すべきである。

(iv) 退職給付引当金の計上について（指摘事項）

平成 27 年度の決算において、法人全体で退職給付引当金の計上額が過大であった。退職手当支給規程に基づく期末の自己都合要支給額のうち、とちぎ健康福祉協会の負担額が 138,937 千円であるのに対し、これに対応する退職給付引当金を 148,917 千円計上したことにより、9,979 千円過大になっている。

退職給付引当金の計上額が過大であれば委託事業の決算額にも影響を及ぼすものであり、正確な会計処理を行うべきである。

③ 県に対する事項

(i) 指定管理の協定範囲の見直しについて（意見）

とちぎ健康づくりセンターおよびとちぎ生きがいづくりセンターの指定管理の協定では、両センターの維持管理と運営（シルバー大学校の運営など）をセットにしているが、維持管理と運営を同一の協定にする合理性はなく、協定を維持管理と運営に分割すべきである。

とちぎ健康福祉協会は施設の維持管理のほぼ全部を第三者に委託しており、現状において、維持管理と運営を同一事業者が請け負うメリットは出でていない。逆に、維持管理と運営をセットにすることによって、維持管理は受託可能でもシルバー大学校等の運営能力のない業者を公募から排除してしまうというデメリットがある（直近の公募においても応募者はとちぎ健康福祉協会の1者のみであった。）。

維持管理は受託可能でも運営がネックになり公募に参加できない業者は多いと考えられる。協定を維持管理と運営に分割することにより、特に施設の維持管理に関しては応募者が増えることが期待でき、競争原理により事業費削減につながるはずである。

【とちぎ健康づくりセンターの維持管理に関する再委託業務の状況】

「とちぎ健康福祉協会が実施する業務」欄の※印は、第三者への再委託業務に含まれるが、とちぎ健康福祉協会も併せて実施する業務である。

項目	第三者に委託している業務	とちぎ健康福祉協会が実施する業務
中央監視・設備運転業務	<ul style="list-style-type: none">◇運転監視制御業務<ul style="list-style-type: none">・ 電気設備、空調設備、給排水衛生設備の操作・監視・記録等◇日常巡視点検業務<ul style="list-style-type: none">・ 電気設備、空調設備、給排水衛生設備の巡視点検◇一般管理業務<ul style="list-style-type: none">・ 運転日誌、作業日誌等の記録、諸手続き、簡易な修繕業務等	<ul style="list-style-type: none">・ 施設管理における総合的な判断、調整及び執行・ 機械設備等の管理状況確認 <p>※ 建物・設備等の修繕</p> <p>※ 荒天時等の建物点検及び対応</p>
設備保守点検業務	<ul style="list-style-type: none">◇自家用電気工作物保守管理<ul style="list-style-type: none">・ 電気設備精密点検・ 非常用発電機保守点検・ 無停電電源設備保守点検・ 蓄電池保守点検・ 防雷設備保守点検◇機械設備保守管理<ul style="list-style-type: none">・ 消防設備保守点検・ 非常放送設備保守点検・ ガス漏れ警報設備保守点検・ 油タンク漏洩検査・ 貯湯槽清掃点検・ アネモ、給排気ファン清掃点検・ 大型自動回転扉保守点検・ ボイラー設備保守点検	<p>※ 消防設備自主点検</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 吸収式冷温水発生機保守点検 ・ 吸収冷凍機保守点検 ・ 冷却塔保守点検 ・ ホットウェルタンク清掃 ・ 空調機保守点検 ・ パッケージ型空調機保守点検 ・ 空調機フィルター清掃 ・ 空調機フィルター交換 ・ ファンコイルユニット点検 ・ 膨張水槽点検清掃 ・ 真空ポンプ点検清掃 ・ プール関係設備管理 <p>◇ビル衛生管理法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受水槽清掃 ・ 水質検査 ・ 害虫駆除 ・ 蜂の巣駆除 ・ 空気環境測定 ・ 排水管、樹清掃 ・ 雜排水、雨水、汚水槽清掃 ・ 冷却水槽清掃 ・ 煙測定 ・ プール関係水質検査 <p>◇その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動ドア保守点検 ・ エレベーター保守点検 ・ 自動制御、中央監視装置定期点検 ・ 館内電話交換機保守点検 ・ 集中自動検針保守点検 ・ 照明制御システム保守点検 ・ 屋外ペースメーカー保守点検 ・ 映像音声機器等保守点検 ・ 館内 LAN 維持管理 ・ 利用者管理システム維持管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質検査の保健所提出 ・ 蜂、害虫等発生に対する注意喚起
<p>清掃業務</p> <p>◇常駐清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床等の清掃 ・ 洗面台、便器等の清掃（トイレットペーパー補充を含む。） ・ 紙屑等の処理 ・ 備品什器の清掃 ・ 手すりの清掃 ・ 駐車場及びウォーキングコース（約 4.6km）等のゴミ拾い ・ 敷地内のゴミ回収 ・ プール（槽内年 3 回、槽内以外年 6 回、更衣室、サウナ）、リラクゼーションルーム、トレーニング室、ランニングデッキ等の清掃 ・ 会議室・教室等の清掃 	<p>※ プール清掃</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ ウォーキングコース等の屋外ベンチ及び看板等の清掃 ・ その他施設の良好な環境保持のため必要な清掃 <p>◇定期清掃</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 床清掃（ワックスを含む。） ・ カーペット類のクリーニング ・ ガラス清掃 <p>◇一般廃棄物収集運搬処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随時、館内外のゴミの搬出処理 	※ 施設環境維持のための随時対応 ※ 突発的な環境保全のための清掃
外構庭園管理業務	<p>◇植物管理（建物、駐車場及び車道周辺）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 高中木…刈り込み、病害虫駆除 ▶ 低木…剪定、植込地除草・清掃、病害虫防除 ・ 芝生…刈り込み、除草、施肥、病害虫防除、除草剤散布 <p>◇樹林管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採…枯木伐採、残材処分等 ・ 樹木・林床整備 <p>◇一般管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丸池及び流れ清掃 ・ 遊歩道管理（ウォーキングコース 4.6km） <p>◇雑工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 巡回及び応急措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雷雨等荒天時の対応 <p>※ 樹林及び設備の管理</p> <p>※ 事故防止のための日常点検及び対応指示</p>
警備業務	<p>◇常駐警備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付 ▶ 鍵の引継ぎ ・ 火災の防止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 火災の発見、初期消火及び消防署等への通報 ▶ 消防設備器具等の点検確認 ▶ 電気器具等のコンセント点検確認 ▶ 館内外における出火防止の点検確認 ▶ ガス器具類及びガス元栓点検確認 ▶ 危険物使用箇所の点検確認 ▶ 可燃物異常の有無の確認 ▶ その他防災上必要と考えられること ・ 盗難防止 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 窓、扉、門、シャッター及び進入路入口等の点検確認及び施錠 ▶ その他盗難防止に関する事項 <p>◇機械警備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警備の任務 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 盗難、火災の防止 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警備方法 <ul style="list-style-type: none"> ▶ NTT 専用回線を使用する機械警備と毎夜施設内外の 1 回の巡回警備を併用 ▶ 各階をブロック分けして機械警備を実施 	
--	---	--

(ii) 指定管理者の募集について（指摘事項）

過去の指定管理者選定の際に、とちぎ健康福祉協会のほかに民間会社A社が応募し、両者の点数は僅差だったようである。A社は過去の事業計画では健康づくりセンターの運営業務の全部を第三者に委託することにしていたが、第三期（平成 26 年度～30 年度）の指定管理者の選定の際には、保健福祉課では指定管理の中核的な部分を丸々再委託することを問題視し、過去のA社のような事業計画が応募されることを避ける必要があると判断した。

県では平成 25 年 6 月に行政改革推進室が「公の施設の指定管理者制度に関する運用指針」等の見直しを行い、再委託できない主要業務を公募要領等に明記することが可能になった。それにも関わらず、保健福祉課では、両センターの公募要領に再委託できない主要業務を定めることはせず、業務項目の全部を再委託することを禁ずる表現に止めた。その上で、保健福祉課の担当者から現地説明会の担当者に対して、過去の望ましくない事業計画が出されることを防止するため、現地説明会において委託等ができる業務の範囲を説明するよう検討を依頼した。

現地説明会で担当者が依頼どおりに説明したかは明らかでないが、A社他 2 者は第三期の指定管理の現地説明会に参加したにも関わらず応募は辞退し、応募者はとちぎ健康福祉協会の 1 者のみになっている。

公募要領の記載は抽象的であり、具体的にどの業務の再委託が制限されるかを読み取るのは困難である。指定管理業務の中核的な部分を丸々再委託することは望ましくないと考えが念頭にあるのであれば、公募要領に詳細に記載し、現地説明会で説明しなくとも第三者に理解できるようにしておくべきである。

公募要領で詳細が明らかになっていればA社は代替的な事業計画を用意する時間的な余裕もあったはずであり、公募要領の曖昧な記載が応募者の参加機会を阻害しているおそれがある。指定管理制度の有効性を高めるには応募者を増やす必要があり、保健福祉課はA社のような高評価を受ける事業者の参加機会が失われないよう配慮すべきであった。

とちぎ健康づくりセンター・とちぎ生きがいづくりセンター指定管理者公募要領

第三期（平成 26 年度～30 年度）の公募要領

2 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

（2）指定管理者が行う業務の範囲

業務の範囲は①から③までのとおりとする。

なお、業務の範囲に掲げるアからエの各項目において、各項目の全部の内容を一

括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、各項目の部分的な業務についてはあらかじめ知事の承認を得た上で、第三者に委託し、又は請け負わせることができるものとする。

① とちぎ健康づくりセンター

- ア とちぎ健康づくりセンターの施設の維持管理に関すること。
- イ とちぎ健康づくりセンターの利用に係る事務（有料施設等の利用の許可に関するものを含む。）に関すること。
- ウ とちぎ健康づくりセンターの運営に関すること。
- エ 上記業務に附帯する業務に関すること。

② とちぎ生きがいづくりセンター

- ア とちぎ生きがいづくりセンターの施設の維持管理に関すること
- イ とちぎ生きがいづくりセンターの運営（高齢者に関する相談に関すること等を除く。）に関すること。
- ウ 上記業務に附帯する業務に関すること。

③ とちぎ健康の森全体管理

- ア とちぎ健康の森の敷地の全体管理に関すること。
- イ 上記業務に附帯する業務に関すること。

第一期（平成 18 年度～20 年度）及び第二期（平成 21 年度～25 年度）の公募要領

II 指定管理者が行う業務の範囲

（1）とちぎ健康づくりセンター

- ① センターの施設の維持管理に関すること。
- ② センターの利用に係る事務（有料施設等の利用の許可に関するものを含む。）に関すること。
- ③ とちぎ健康づくりセンターの運営（健康度測定に関するなどを除く。）に関すること。
- ④ 上記業務に附帯する業務を行うこと。

（2）とちぎ生きがいづくりセンター

- ① センターの施設の維持管理に関すること。
- ② とちぎ生きがいづくりセンターの運営に関する事務（介護研修センターに関する等を除く。）
- ③ 上記業務に附帯する業務を行うこと。

（3）とちぎ健康の森全体管理

- ① とちぎ健康の森全体管理
- ② 上記業務に附帯する業務を行うこと。

III その他

- ① 業務の内容の詳細については、別添「仕様書」を参照すること。
- ② 管理運営業務を一括してさらに第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託については、県と協議の上、他の事業者に委託できるものとする。

(iii) 土地の無償貸付について（意見）

とちぎ健康福祉協会が運営する下記の4つの施設の敷地は県の普通財産であり、とちぎ健康福祉協会に無償で貸し付けられている。

用途	所在地	面積 (m ²)
宝木保育園敷地	宇都宮市若草町2丁目105-14外4筆	3,939.42
わかくさ敷地	宇都宮市野沢町三の沢4-2、同4-40内	3,424.41
桜ふれあいの郷敷地	さくら市鍛冶ヶ澤157-6	243,235.58
清風園敷地	さくら市押上1714	37,103.78
合計		287,703.19

上記の土地は、3年更新で土地の使用貸借契約書が更新されているが（最新更新日：平成28年3月1日）、無償で貸し付けることを検討した形跡がなく検討や決定の経緯が不明である。例えば、宝木保育園は昭和初期には県営として運営されており、その後民営化され、昭和57年にとちぎ健康福祉協会に県有財産（建物）譲与を実施した際に、その敷地は無償貸付としたものである。それから現在に至るまで当然のように無償貸付として契約更新されている。

また、当該契約を締結（更新）する際に、当該施設の財務状況について県では勘案していない。

上記の土地は、県の普通財産であるが、普通財産は下記のとおり定義されている。

（普通財産）

行政財産以外の一切の公有財産をいい、直接に行政目的に供されるものではなく、経済価値を発揮し収益目的に使用され、間接的に行政目的の達成に寄与する財産である。

普通財産は、貸付、交換、売払い、譲与、信託、私権の設定等をすることができる。（地方自治法第238条の5第1項、第2項）主として経済的価値の発揮を目的としており、経済的価値を保全発揮することによって、間接的に県の行政に貢献させるため、管理処分されるべき性質のものとされている。

財産の無償貸し付けについては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例に下記のとおり定められている。

昭和三十九年三月三十日
栃木県条例第七号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例

（普通財産の無償貸付又は減額貸付）

第四条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。

一 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

- 二 地震、火災、水害等の災害により普通財産の貸付を受けた者が、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。
- 三 県の建設工事等を施行する者に、当該建設工事等に必要な普通財産を貸し付けるとき。
- 四 寄附を受けた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継人に貸し付けるとき。
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が特別の理由があると認めるとき。

すなわち、普通財産は有償貸付が原則であり、公共的団体等において公益事業等の用に供するときは、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる、という例外的な扱いになっている。

土地の無償貸与は実質的に補助金の交付と同様の効果をもたらすものであり、普通財産の貸付（更新）に当たっては、この規定を適用するか否かを検討の上決定しその経緯を明確にすることが望ましい。

(iv) 契約書の保管状況について（指摘事項）

土地の使用貸借契約は3年に一度の頻度で更新がされており、直近の更新は平成28年3月1日に行われている。平成28年8月に往査した際、宝木保育園敷地・わかくさ敷地・桜ふれあいの郷敷地・清風園敷地に係る使用貸借契約書の提示を求めたところ、桜ふれあいの郷敷地・清風園敷地に係る使用貸借契約書の原本が保管されていなかった。原本を県側で2通保持していることが理由ではあったが、更新日から半年弱が既に経過している。本来ならば、原本をとちぎ健康福祉協会が保有しているべきものである。契約書の取り交わしは迅速に行われるべきである。

3. 社会福祉法人に対する指導監査

福祉サービスの利用の仕組みが措置から契約に移行し、株式会社やNPOなど多様な供給主体が参入する中、近年、社会福祉法人は社会福祉事業に係る福祉サービスの供給確保の中心的役割を果たすとともに、他の事業主体では対応できない様々な福祉ニーズを充足することにより、地域社会に貢献していくことが求められている。

また、これまで以上に公益性の高い事業運営が必要とされており、経営組織の強化、情報開示の推進、内部留保の位置付けの明確化と福祉サービスへの投下、社会貢献活動の義務化などにより、社会福祉法人が備えるべき公益性・非営利性を徹底し、本来の役割を果していかなければならない。

このため、指導監査においては、社会福祉法人に対する信頼の確保のため、適正な法人経営及び適切な利用者処遇の確保と併せて、経営・運営状況の透明化に積極的に取り組むよう指導することとしている。

また、運営費等の不正流用や利用者に対する不適切な処遇など、極めて不適正な事例が発覚した場合には、特別監査等を実施して厳しく対処することとしている。

なお、社会福祉法人に対する指導監査については、地方自治法第2条第9項に規定する第一種法定受託事務であり、国の示す「社会福祉法人指導監査要綱」等に基づき実施している。

(1) 指導監査の概要

① 目的

社会福祉法人の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

② 指導監査の対象

県が所管する社会福祉法人は以下の79法人である。

とちぎ健康福祉協会	上三川福祉会	明照協会	四恩会
栃木県社会福祉協議会	薰陶会	茂木福寿会	愛育会
栃木県共同募金会	恵愛会	裕母和会	正育会
栃木いのちの電話	京福会	あいのかわ福祉会	報恩会
上三川町社会福祉協議会	敬和会	エルム福祉会	愛真福祉会
益子町社会福祉協議会	厚生会	恵友会	青葉学園福祉会
茂木町社会福祉協議会	幸知会	こぶしの会	ミドリ福祉会
市貝町社会福祉協議会	慈愛会	瑞宝会	絆の会
芳賀町社会福祉協議会	寿松会	すぎなみき会	内木会
壬生町社会福祉協議会	順仁会	すぎのこ会	明誠会
野木町社会福祉協議会	松徳会	せせらぎ会	木村育英会
塩谷町社会福祉協議会	信徳会	同愛会	平松愛児会
高根沢町社会福祉協議会	清幸会	飛山の里福祉会	慈覚大師会
那須町社会福祉協議会	静山会	ブローニュの森	博愛会
那珂川町社会福祉協議会	関記念板の木会	益子のぞみの里福祉会	共育会
朝日会	創和会	優心会	一期一会の会
あすなろ会	徳知会	マロニエ	幸世会

一心会	丹緑会	イースターヴィレッジ	陽向
延寿会	蓬愛会	大沢光福祉会	柄の子福祉会
鶯和会	的場会	上野福祉会	

③ 指導監査の実施方式

(i) 一般指導監査（実地）

法人本部において、国の定める「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、毎年、2年に1回又は4年に1回と区分の上実施する。また、必要に応じ、是正改善状況等の確認指導を実施する。

(ii) 特別監査

特別監査は、次のいずれかに該当する場合に隨時行う。

- (ア) 法人運営及び施設運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- (イ) 最低基準違反があると疑うに足りる理由があるとき
- (ウ) 度重なる一般指導監査によっても是正の改善がみられないとき
- (エ) 正当な理由がなく、一般指導監査を拒否したとき

④ 是正改善を要する事項の改善状況報告

是正改善を求められた法人は、所定の様式により、指定された期日（結果通知後、概ね2か月以内）までに報告することとする。

なお、是正改善結果を挙証できる資料、及び報告期限内に改善することが困難な事項については、改善の時期・方法等を具体的に明記した是正改善計画書を添付することとする。

（2）指導監査の実施状況

直近3期の指導監査の実施状況は以下の通りである。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
所轄法人数	81 法人	79 法人	79 法人
指導監査実施法人数	79 法人	36 法人	52 法人
文書指摘を行った法人数	24 法人	21 法人	27 法人

(3) 監査の結果

① 社会福祉法人の内部留保額について（意見）

社会福祉法人制度を巡っては、平成26年6月に、「規制改革実施計画」が閣議決定されている。この中で「介護・保育事業等における経営管理の強化とイニシアチブ・リーダーシップ確立」として、以下の事項を掲げている。

- ・社会福祉法人の財務諸表・補助金等の情報開示義務付け
 - ・社会福祉法人の内部留保の位置付けの明確化・福祉サービスへの再投資・社会貢献での活用
 - ・社会福祉法人の経営管理体制の強化
 - ・所轄庁による指導・監督の強化
 - ・社会福祉法人に対する社会貢献活動の義務化
- 等

その中で、社会福祉法人の内部留保の明確化については、内部留保の位置付けを明確化し、福祉サービスへの再投資や社会貢献での活用を促すことや、明確な事業計画に基づく目的別の積立を行うことを指導することとされている。

県に、所管の社会福祉法人の内部留保等について質問したところ、社会福祉法人の内部留保については、国から明確な基準等が示されていないことから把握していないとの回答であった。

そこで、県所管の社会福祉法人の内部留保について検討した。下記は、県所管の社会福祉法人の平成26年度の財務諸表から監査人が集計した財務数値である。

この中で、内部留保額算定の一要素となる「活用可能な財産」は、下記の算式により算定している。

活用可能な財産＝純資産額－基本金－基金－国庫補助等特別積立金

また、活用可能財産が、年間事業活動支出に対してどの位の割合になっているかを計算している。

(単位：百万円)

社会福祉法人	事業活動 収入	事業活動 支出 (a)	当期活動 収支差額	総資産額	純資産額	活用可能 財産 (b)	(b) ÷ (a)
とちぎ健康福祉協会	3,023	2,767	246	7,550	6,482	5,114	185%
栃木県社会福祉協議会	633	668	△ 12	3,039	2,742	177	26%
栃木県共同募金会	337	331	6	564	289	281	85%
栃木いのちの電話	14	13	0	35	34	8	62%
上三川町社会福祉協議会	121	125	0	216	162	116	93%
益子町社会福祉協議会	68	68	1	228	195	93	137%
茂木町社会福祉協議会	90	89	1	109	77	75	84%
市貝町社会福祉協議会	24	23	0	58	55	6	26%
芳賀町社会福祉協議会	114	112	2	208	141	12	11%
壬生町社会福祉協議会	177	185	△ 7	266	186	96	52%
野木町社会福祉協議会	143	149	△ 6	182	102	37	25%
塩谷町社会福祉協議会	26	29	△ 3	51	13	12	41%
高根沢町社会福祉協議会	39	42	0	161	141	14	33%
那須町社会福祉協議会	175	175	1	281	174	173	99%
那珂川町社会福祉協議会	140	135	5	294	272	149	110%
朝日会	1,525	1,578	△ 48	2,812	1,347	266	17%
あすなろ会	385	379	29	847	780	323	85%
一心会	288	223	64	1,438	1,381	916	411%
延寿会	1,170	1,130	35	2,750	2,186	1,095	97%
鶯和会	0	1	△ 2	360	42	△ 2	-200%
上三川福祉会	393	399	△ 9	1,019	679	175	44%
薰陶会	516	499	33	1,409	1,244	502	101%
恵愛会	155	166	△ 10	330	124	△ 46	-28%
京福会	1,756	1,770	△ 22	4,329	3,260	1,720	97%
敬和会	494	475	17	1,101	970	588	124%
厚生会	1,190	1,164	26	2,542	2,027	937	80%
幸知会	668	657	18	2,364	2,085	1,653	252%
慈愛会	574	569	5	927	746	494	87%
寿松会	509	430	74	1,332	876	398	93%
順仁会	403	368	37	1,091	579	111	30%
松徳会	452	468	△ 30	1,277	451	△ 119	-25%
信徳会	381	393	△ 5	919	861	432	110%
清幸会	1,310	1,258	56	2,033	1,613	979	78%
静山会	459	555	△ 102	1,192	630	234	42%
関記念栄の木会	1,703	1,664	26	5,110	3,989	2,238	134%
創和会	651	634	12	1,275	467	31	5%
徳知会	203	185	4	1,066	466	228	123%
丹緑会	606	552	57	2,225	2,164	1,738	315%
蓬愛会	1,758	1,526	154	6,528	6,292	4,256	279%
的場会	358	333	35	888	649	261	78%

(単位：百万円)

社会福祉法人	事業活動 収入	事業活動 支出 (a)	当期活動 収支差額	総資産額	純資産額	活用可能 財産 (b)	(b) ÷ (a)
明照協会	543	529	13	923	838	645	122%
茂木福寿会	289	233	62	1,366	1,327	1,057	454%
裕母和会	908	896	△ 16	1,352	1,058	297	33%
あいのかわ福祉会	989	731	92	1,954	1,812	1,353	185%
エルム福祉会	681	584	90	1,367	1,202	752	129%
恵友会	549	503	45	937	620	285	57%
こぶしの会	765	729	33	1,132	725	190	26%
瑞宝会	783	729	53	669	475	222	30%
すぎなみき会	737	547	187	1,831	1,632	1,400	256%
すぎのこ会	1,654	1,473	117	4,850	3,974	2,525	171%
せせらぎ会	574	525	53	1,274	1,011	492	94%
同愛会	1,654	1,406	260	5,029	4,471	3,446	245%
飛山の里福祉会	629	663	△ 41	1,539	698	236	36%
プローニュの森	283	257	25	183	139	37	14%
益子のぞみの里福祉会	442	407	44	969	746	468	115%
優心会	608	578	27	1,381	1,092	575	99%
マロニエ	337	297	38	424	279	71	24%
イースターヴィレッジ	410	414	28	679	592	357	86%
大沢光福祉会	207	189	20	570	541	292	154%
上野福祉会	253	204	47	550	470	214	105%
四恩会	274	268	5	130	76	33	12%
愛育会	109	100	9	67	49	20	20%
正育会	136	137	0	200	178	104	76%
報恩会	100	105	△ 4	59	38	△ 34	-32%
愛真福祉会	43	41	2	20	17	15	37%
青葉学園福祉会	392	342	57	1,362	806	343	100%
ミドリ福祉会 (*)	0	225	0	1,251	1,248	132	59%
絆の会	166	137	28	346	306	80	58%
内木会	411	372	41	698	495	139	37%
明誠会	133	134	△ 1	59	36	△ 26	-19%
木村育英会	229	180	49	475	400	395	219%
平松愛児会	287	256	30	421	391	128	50%
慈覚大師会	135	136	1	225	158	53	39%
博愛会	137	135	2	233	156	83	61%
共育会	157	146	10	276	248	137	94%
一期一会の会	133	119	14	165	91	43	36%
幸世会	166	153	11	208	109	9	6%
陽向	99	105	△ 5	186	127	47	45%
栢の子福祉会	274	268	5	130	76	33	12%

*事業活動収支計算書が入手できなかったため、事業活動支出は、収支計算書の事業費支出及び事務費支出の合計額を集計した。

試算した結果、活用可能財産額が、年間事業活動支出の2倍を超えている法人が8法人存在する。

このうち、4倍を超える法人が2法人（一心会と茂木福寿会）あるため、これらの法人の資金面での実在の内部留保額を試算した。

試算にあたって資金面での実在内部留保額を下記のとおりとした。

実在内部留保額 = (現金預金 + 積立金等現預金相当額) - (流動負債 - 退職給与引当金)

その結果は、下記のとおりであった。

(単位：千円)

項目 社会福祉法人	一心会	茂木福寿会
現金預金	527,698	982,031
積立金等現預金相当額	347,911	48,955
流動負債	31,823	24,295
退職給与引当金	13,092	14,955
実在内部留保額 (a)	830,694	991,736
事業活動支出 (b)	223,726	233,072
(a) ÷ (b)	371%	426%

いずれの法人も年間事業費の4倍程度の資金を有しており、現在は未使用の状態で内部に留保されている。

一心会の減価償却累計額は412百万円であり、これを再投資所要資金と想定しても、それ以上の過大な内部留保が蓄積されている可能性がある（茂木福寿会の減価償却累計額は不明。）。

社会保障審議会福祉部会報告書においては、社会福祉法人が保有する全ての財産から事業継続に必要な最低限の財産の額を控除した残額を福祉サービスに再投下可能な財産額として位置付けることが適当であるとしている。

これを受けて毎会計年度において、次の計算式によって計算した額を「社会福祉充実残額」として社会福祉充実計画の実施費用に充てるものとされた。

社会福祉充実残額 = 活用可能な財産 - 事業継続に必要な財産

活用可能な財産 : 資産 - 負債 - 基本金 - 国庫補助等特別積立金

事業継続に必要な財産 : ①+②+③

①事業用不動産等

②将来の建替費用等

減価償却累計額 × 建設単価等上昇率 × 自己資金比率

③運転資金

年間支出の1月分+事業未収金

社会福祉法人制度を大きく改革する法案は、平成27年4月に国会に提出され、平成28年3月に成立し公布されている。

平成28年度決算で社会福祉充実残額の生じた法人は、所轄庁に対して社会福祉充実計画の申請を行う必要があるため、社会福祉法人においては、社会福祉充実残額を試算し、必要な準備を進めておくことが必要である。

県としても、所管する社会福祉法人の社会福祉充実残額の算定を前提として社会福祉法人の内部留保額を確認すべきである。

② 文書指摘と口頭指導について（指摘事項）

指導監査の結果、是正改善等を要する事項がある場合には、文書指摘と口頭指導に分類の上で社会福祉法人に対して指導を実施している。文書指摘を受けた社会福祉法人は、その対応状況について書面（「業務別是正改善要する事項（内容）に係る措置状況の報告について」）で県に提出し、指摘を受けた内容に対してどのように対応したかについて報告をすることになる。口頭指導に留めたものについては、その対応について書面での提出を要求していない。

監査調書を閲覧したところ、以下の項目について口頭指導としていたが、改善事項として重要であることから、文書指摘として書面（「業務別是正改善要する事項（内容）に係る措置状況の報告について」）の提出を求めるべきである。

- ・ 給食に係る食品の購入に当たり、担当者が発注した食品を〇〇商店が発注し、手数料を上乗せした上で保育園に納品している（〇〇商店は保育園の園長が経営しており、保育園に商品を卸すためだけに営業している店舗）。保育所運営に当たっては、児童福祉法による保育所運営費が交付されており、更正かつ適正な運営が求められるものであり、社会通念上、疑念を抱かれるような支出を行うべきではない。については、購入方法等について検討し、適切な支出を行うこと。
- ・ 理事会及び評議会の旅費交通費を1人当たり日額1万円支給しているが、役員報酬規程に規定しておらず、支給の根拠がないので、旅費交通費として妥当か理事会で審議の上、役員報酬規程と実態の整合性を図ること。
- ・ 隨意契約時の随意契約の理由及び業者の選定理由の明確な記載がないため今後は記載すること。
- ・ 基本財産について、定款と財産目録に齟齬があるので、不動産登記事項証明書を確認の上、整合性を図ること。

③ 確認事項項目の未記入項目について（指摘事項）

指導監査は、監査要点ごとに確認事項項目が作成されており、それに沿って実施がされている。監査調書を閲覧したところ、確認事項項目の中に未記入の項目が散見された。理由は対象外ということであったが、該当がない場合であったとしても未記入であれば確認をしたか否かが判らないことから、該当なしと記入すべきである。

